

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会 関係資料

令和元年 10 月

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会事務局

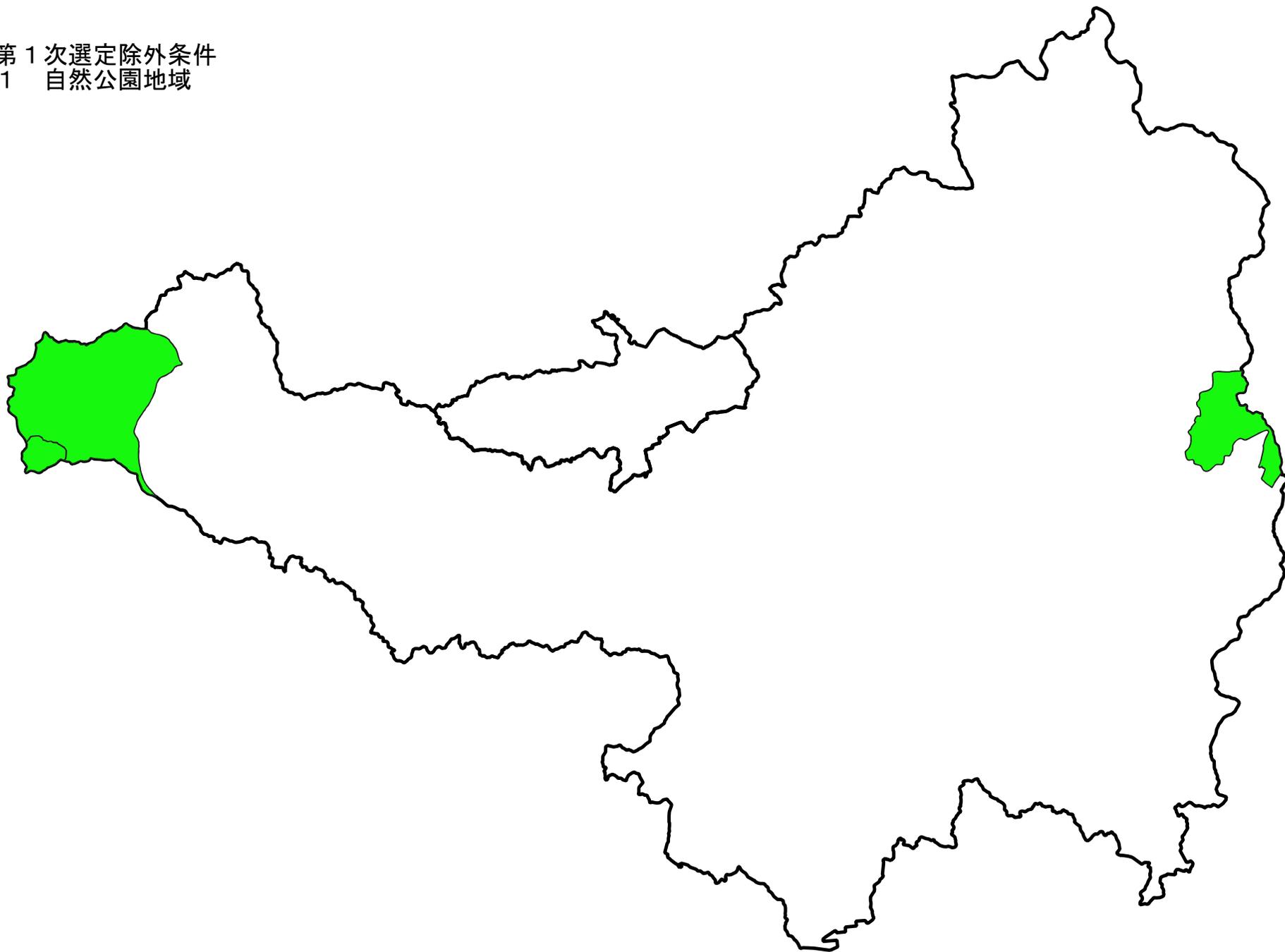
目次

第1次選定資料	1
第2次選定資料	28
第3次選定資料	49
整備候補地の公募資料	54
議員全員協議会資料	57
現地調査のお知らせ	61
一関市広報	62
平泉町広報	65
委員会設置要綱	68

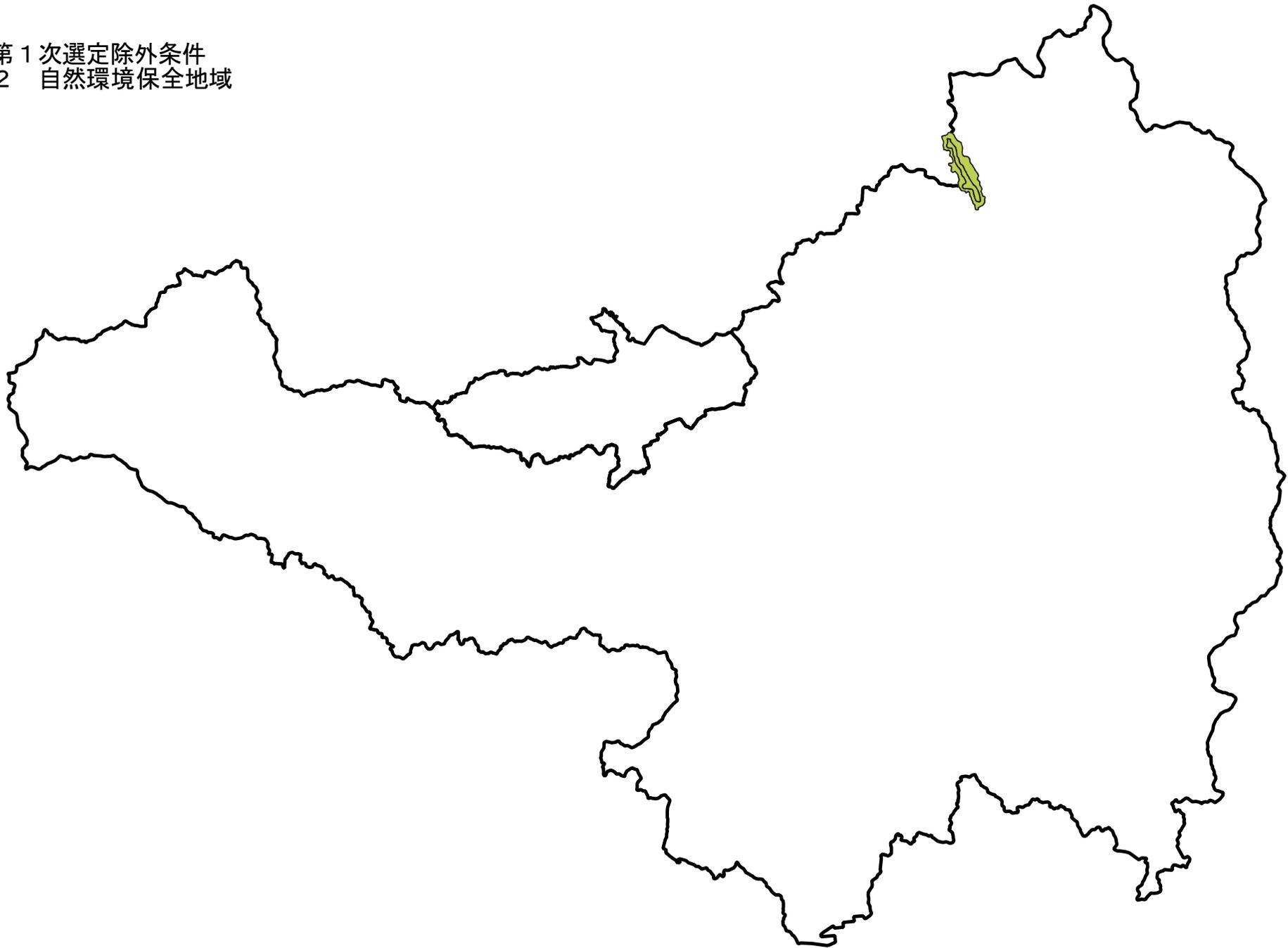
基本条件選定除外範圍
狐禅寺地区



第1次選定除外条件
1 自然公園地域



第1次選定除外条件
2 自然環境保全地域



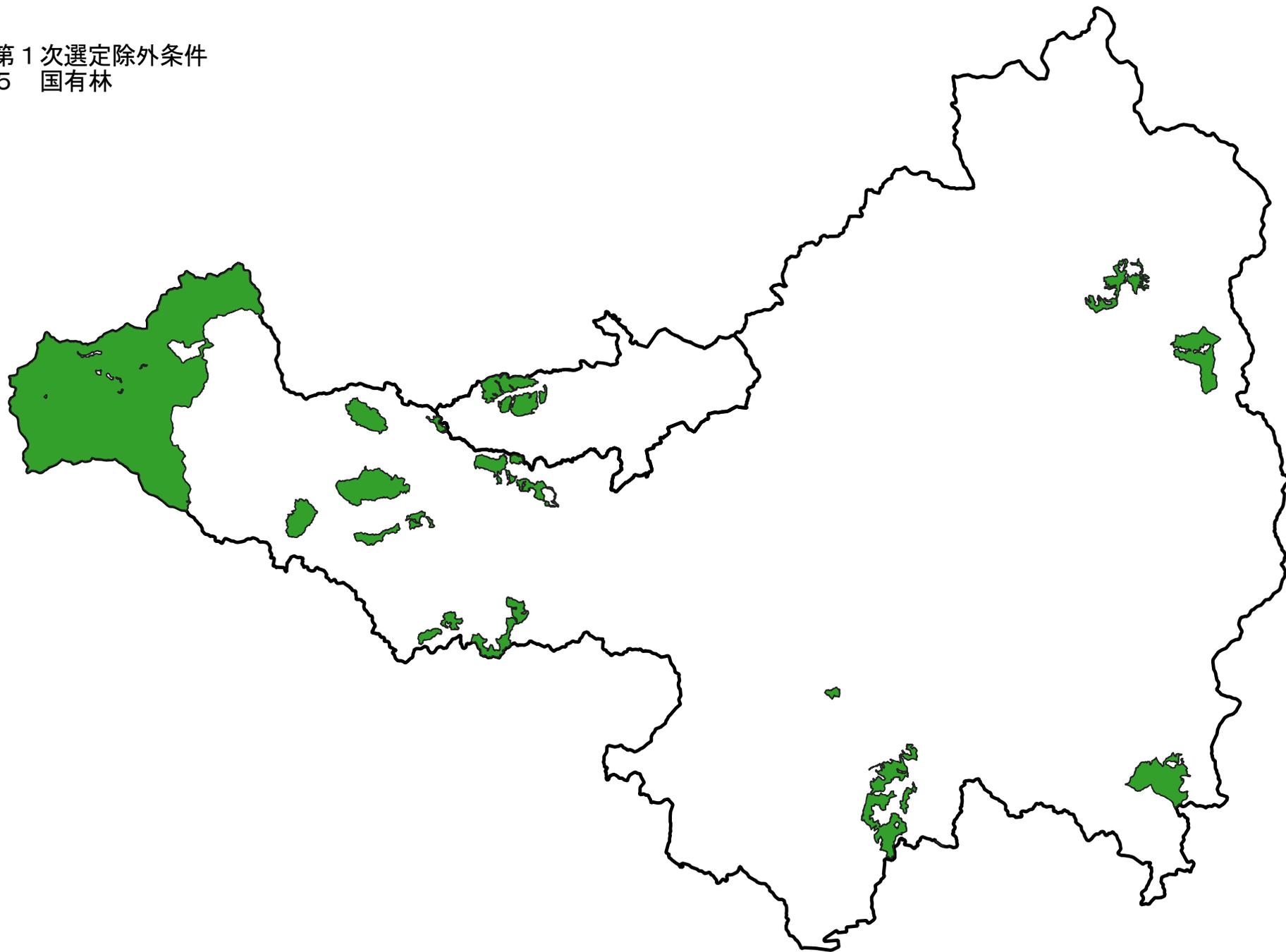
第1次選定除外条件
3 環境緑地保全地域



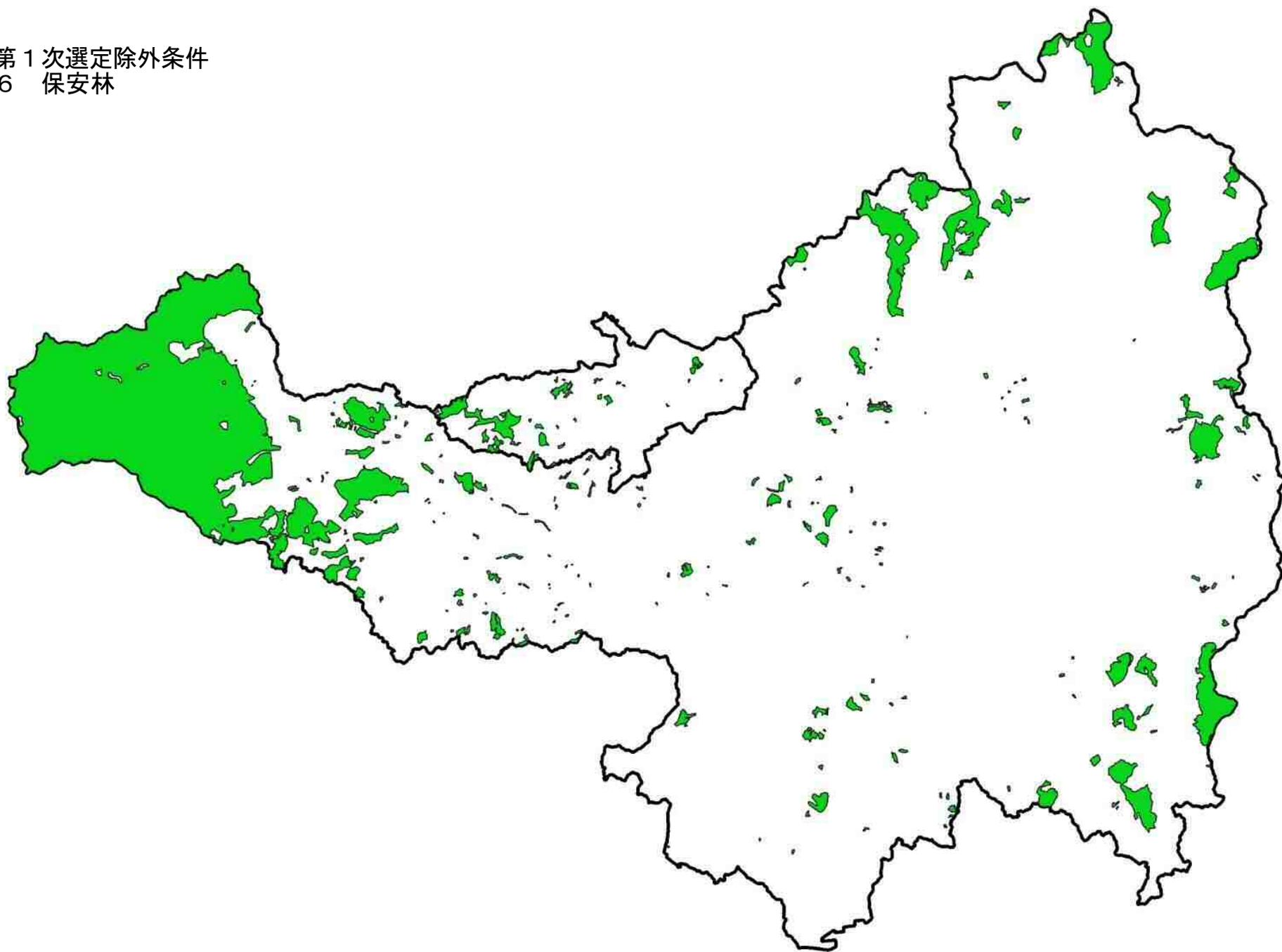
第1次選定除外条件
4 鳥獣保護区特別保護地区



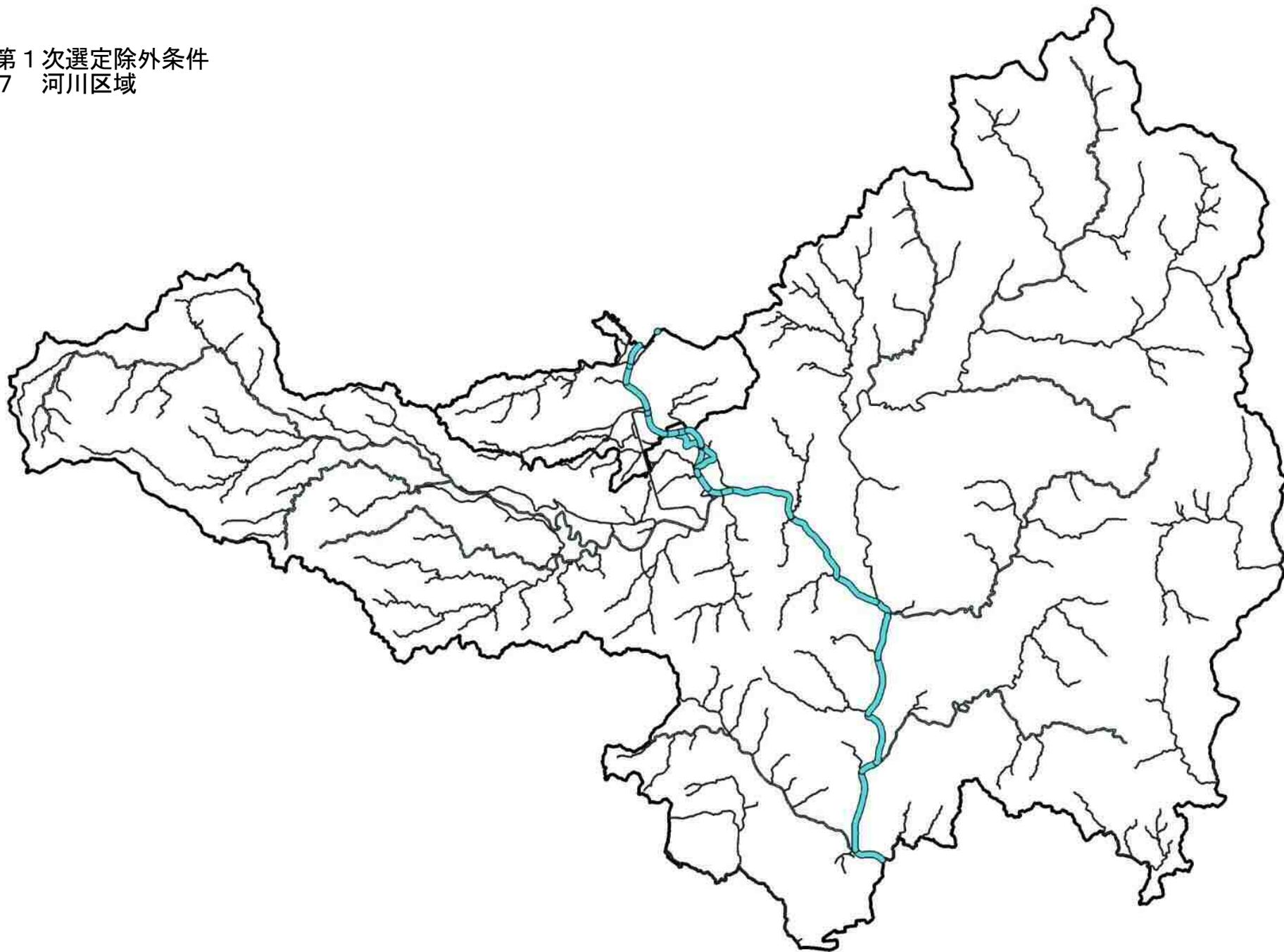
第1次選定除外条件
5 国有林



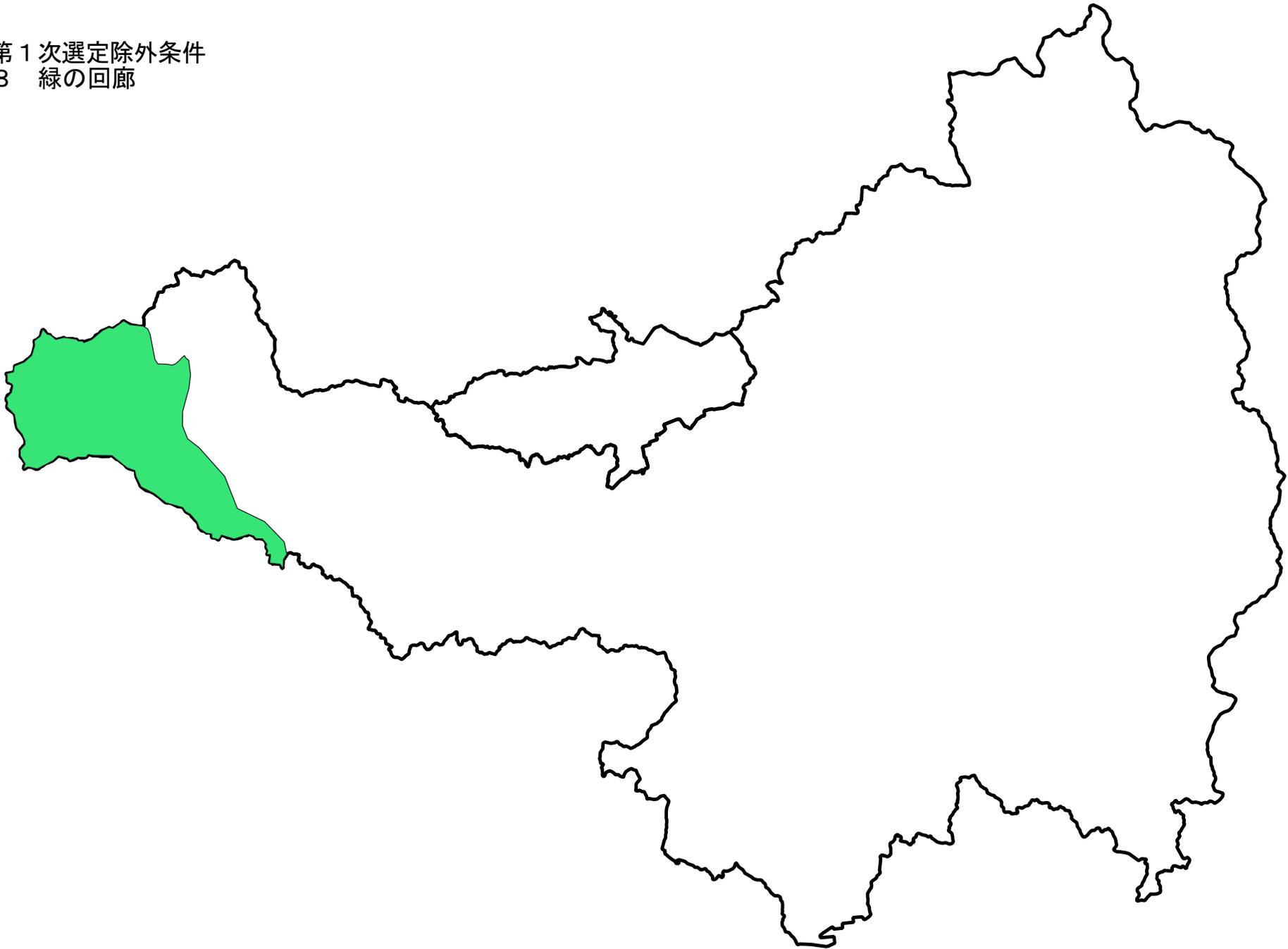
第1次選定除外条件
6 保安林



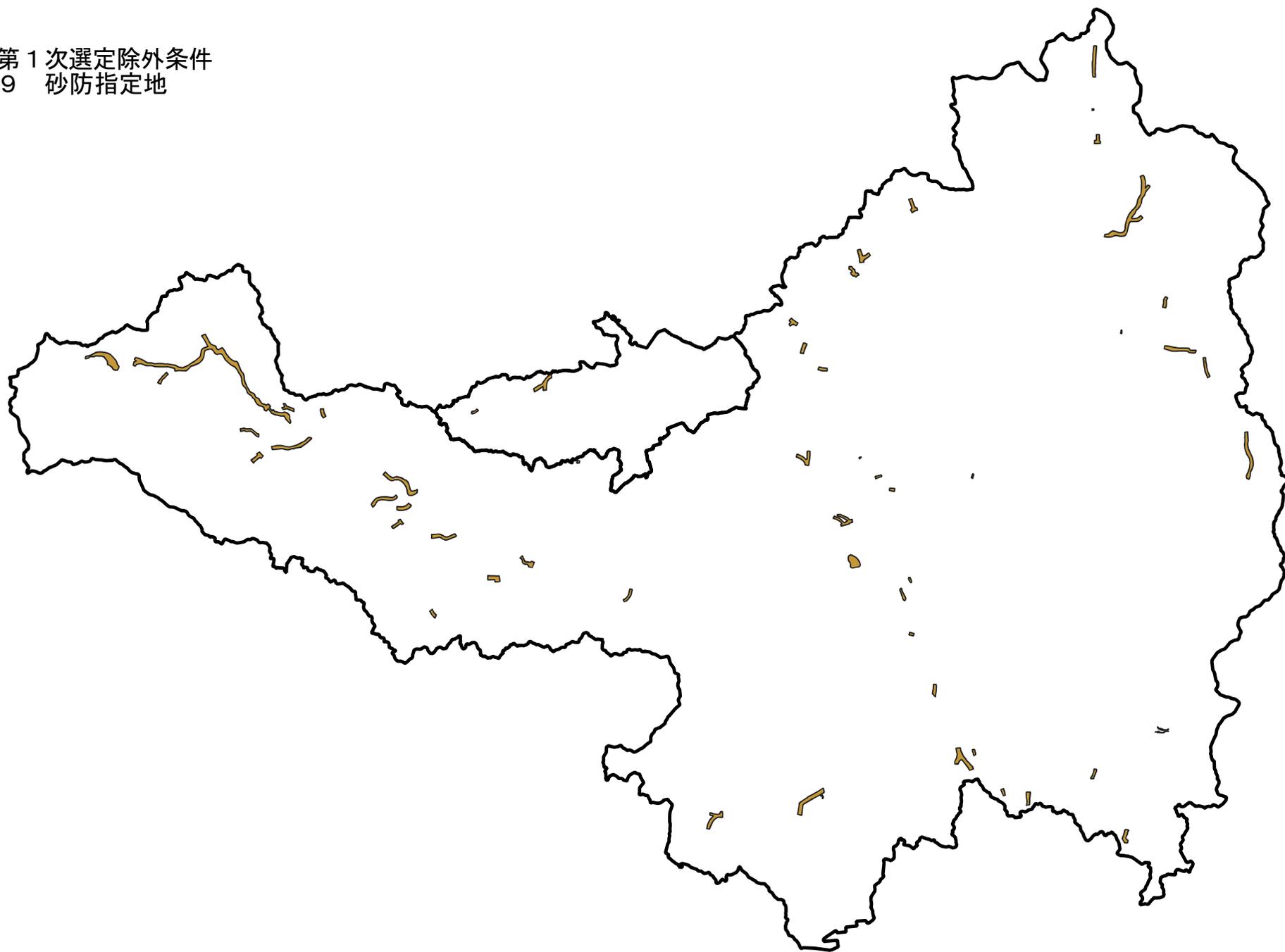
第1次選定除外条件
7 河川区域



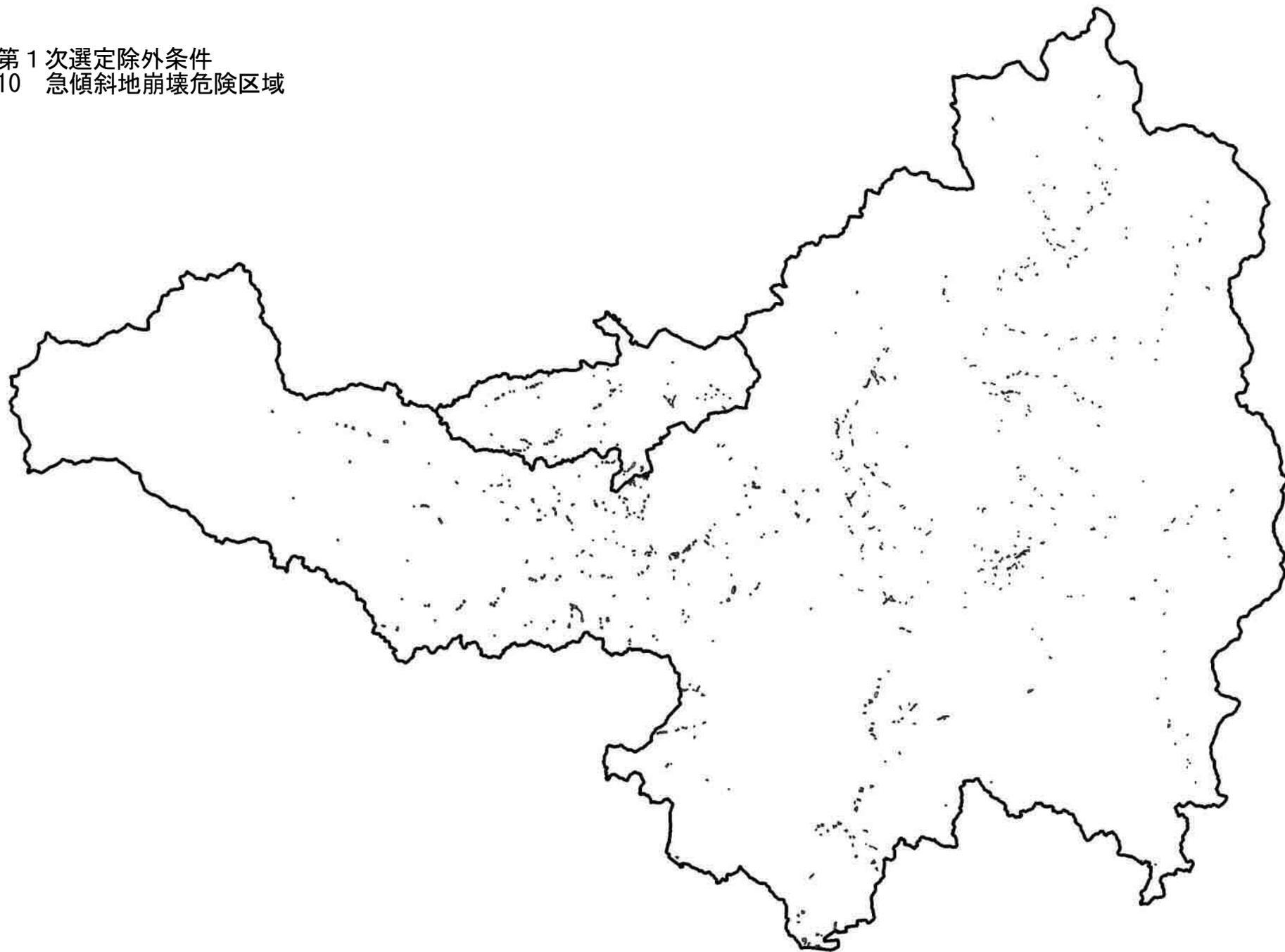
第1次選定除外条件
8 緑の回廊



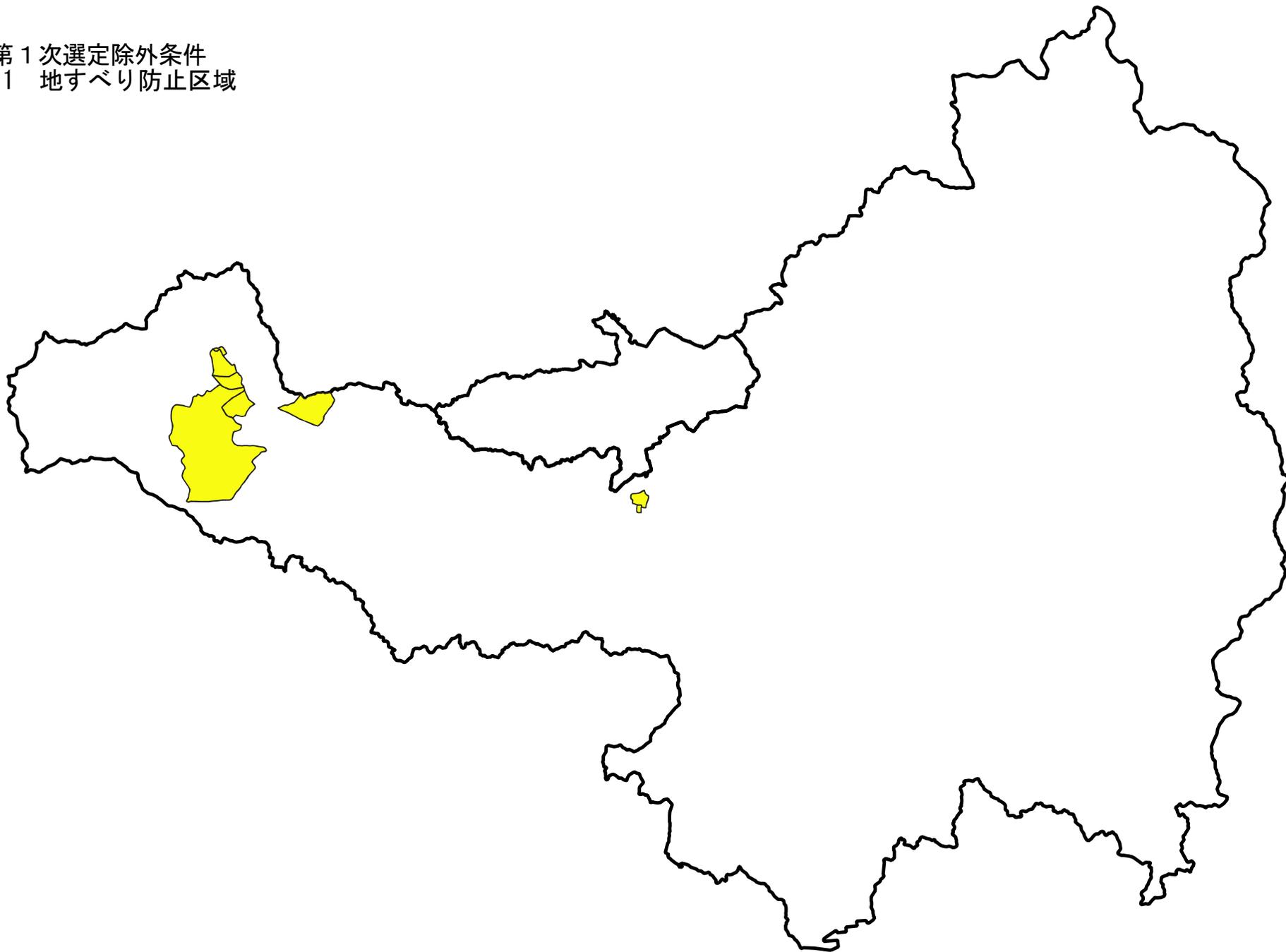
第1次選定除外条件
9 砂防指定地



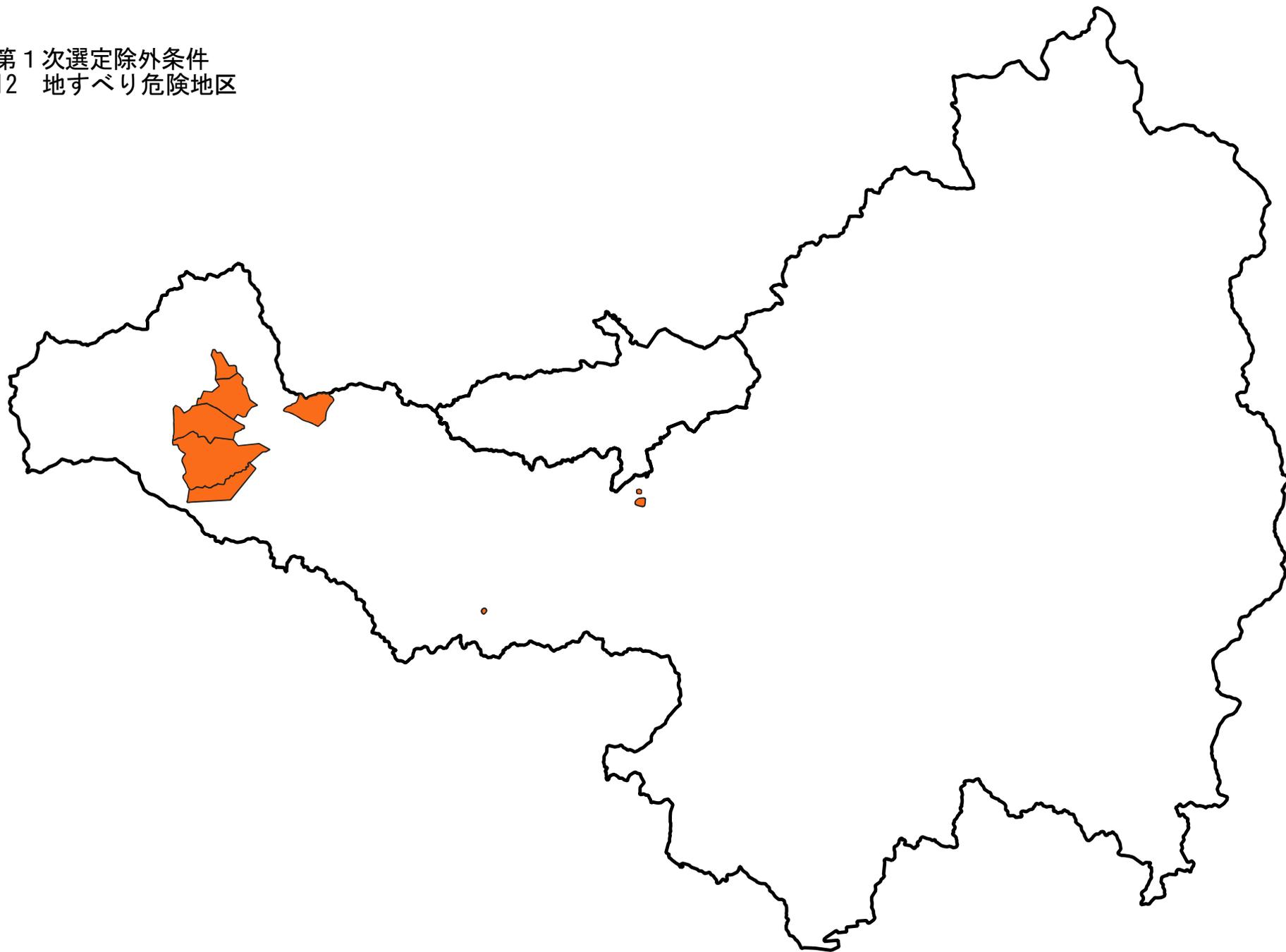
第1次選定除外条件
10 急傾斜地崩壊危険区域



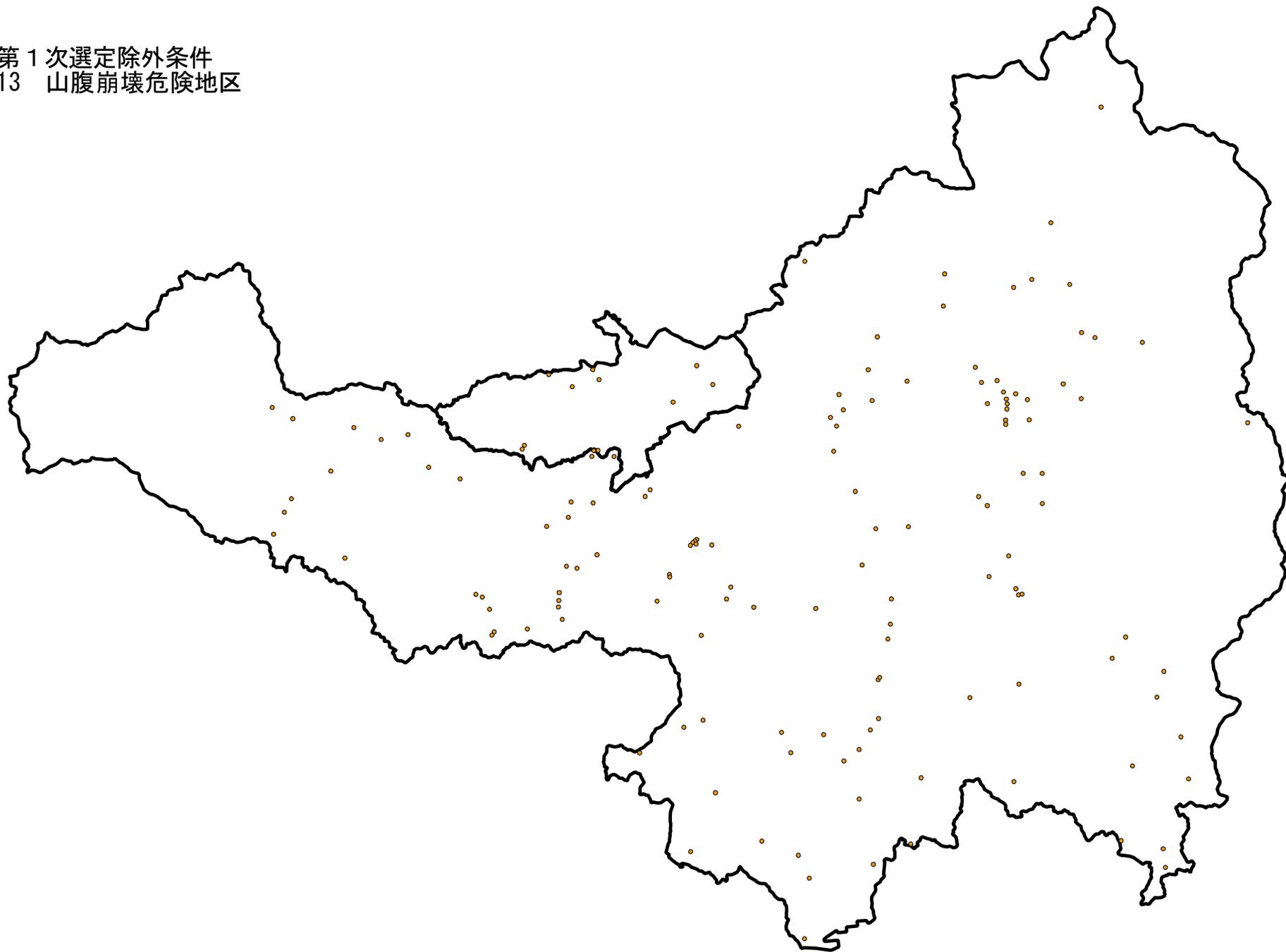
第1次選定除外条件
11 地すべり防止区域



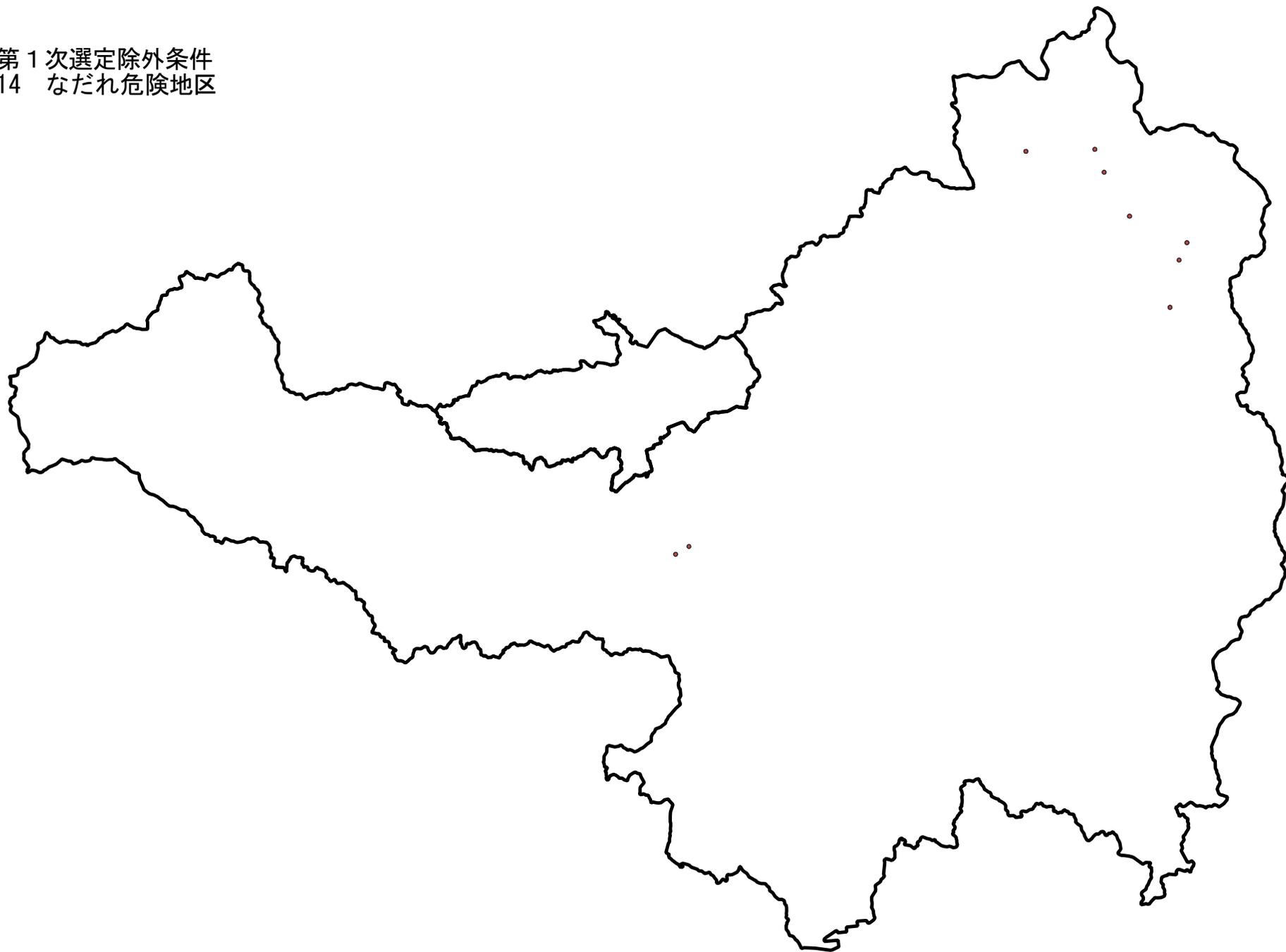
第1次選定除外条件
12 地すべり危険地区



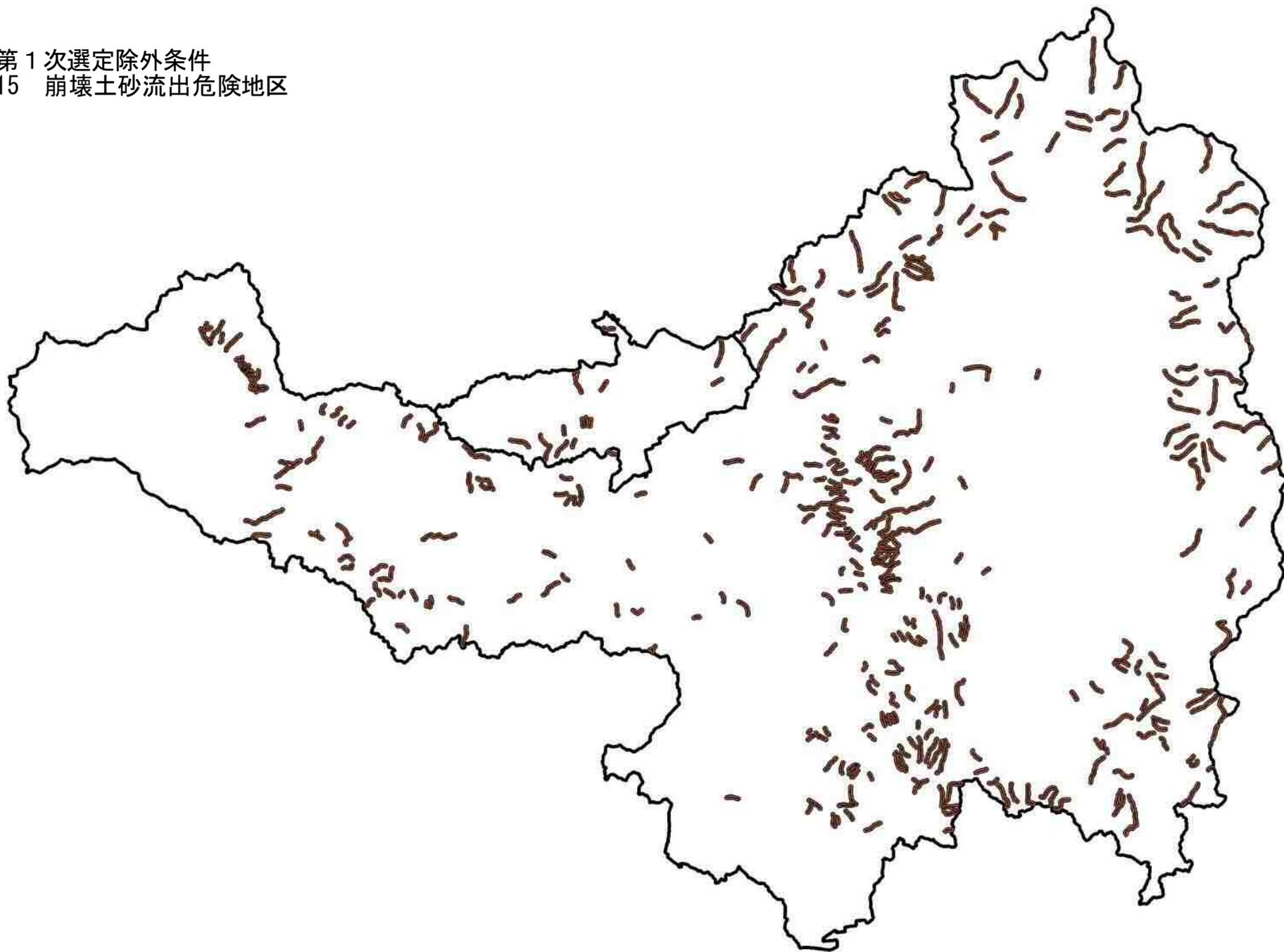
第1次選定除外条件
13 山腹崩壊危険地区



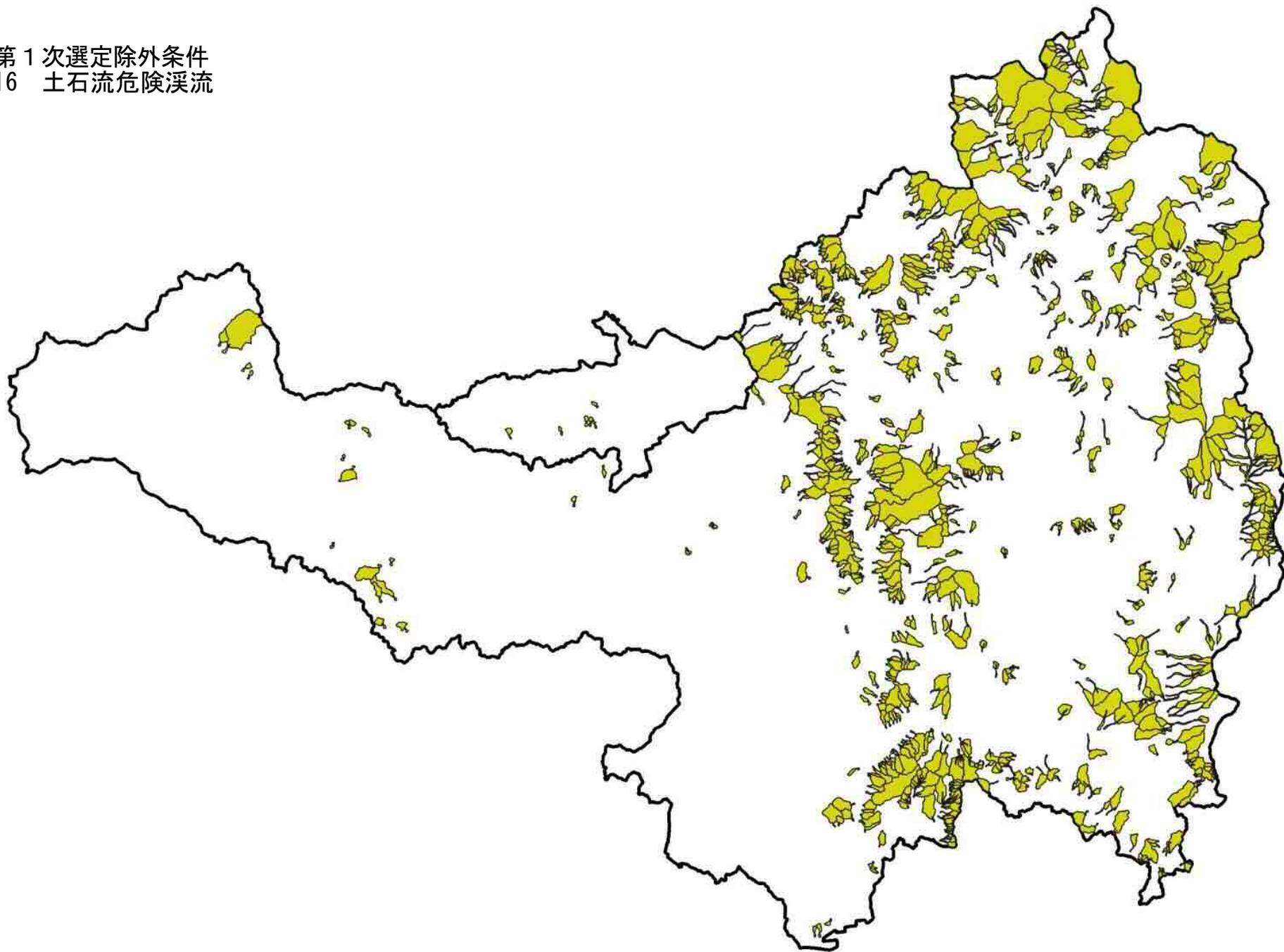
第1次選定除外条件
14 なだれ危険地区



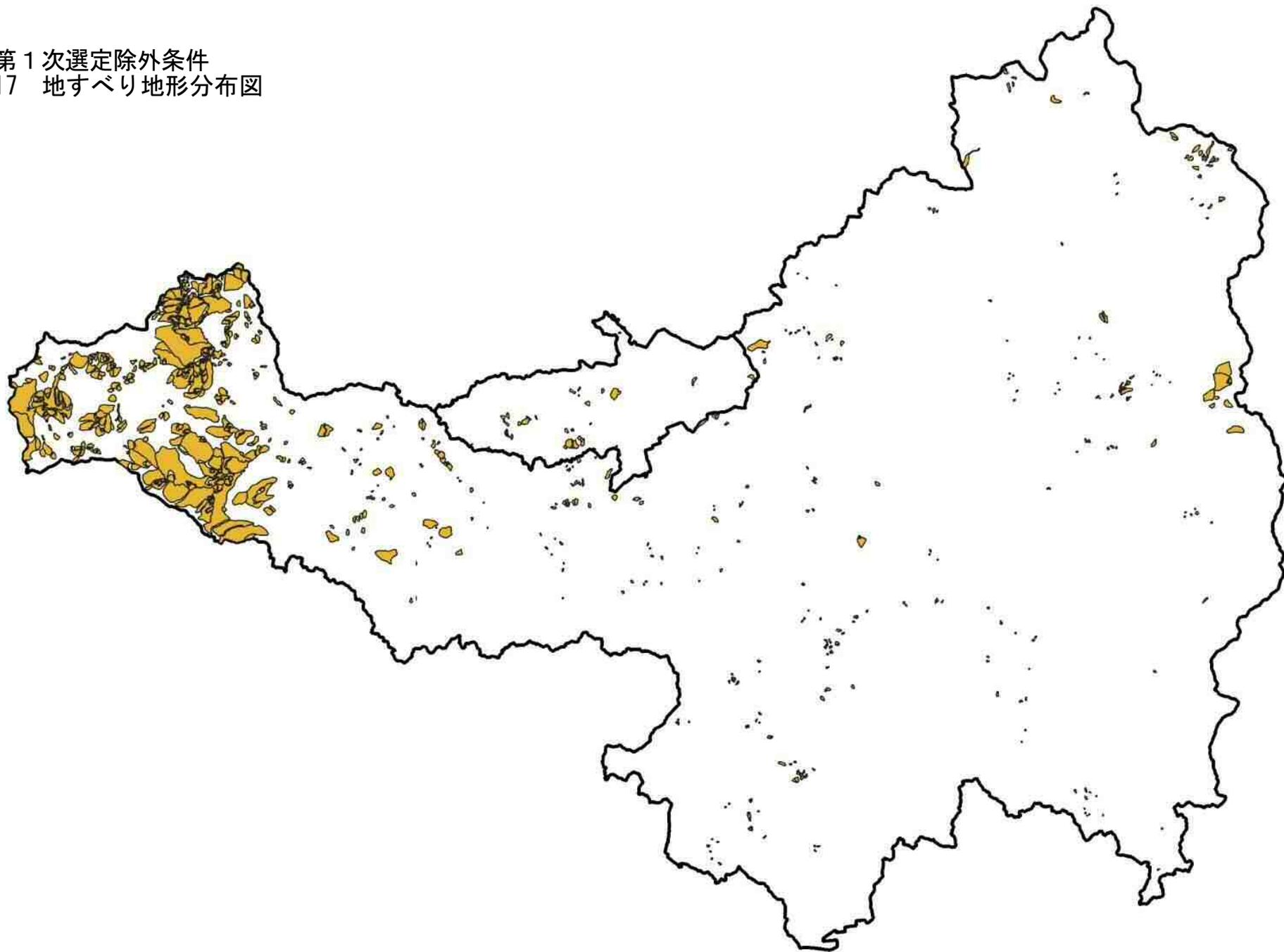
第1次選定除外条件
15 崩壊土砂流出危険地区



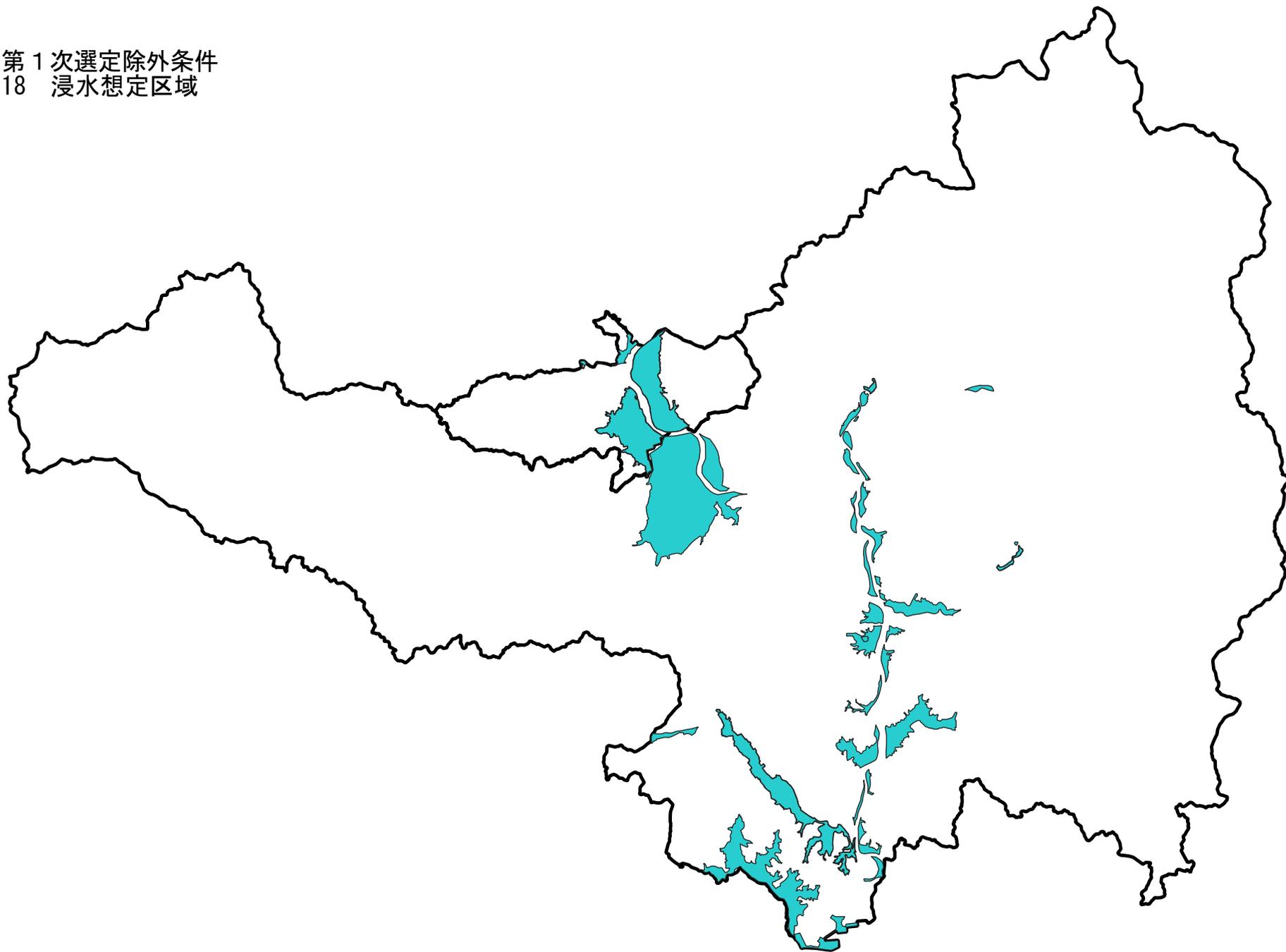
第1次選定除外条件
16 土石流危険溪流



第1次選定除外条件
17 地すべり地形分布図



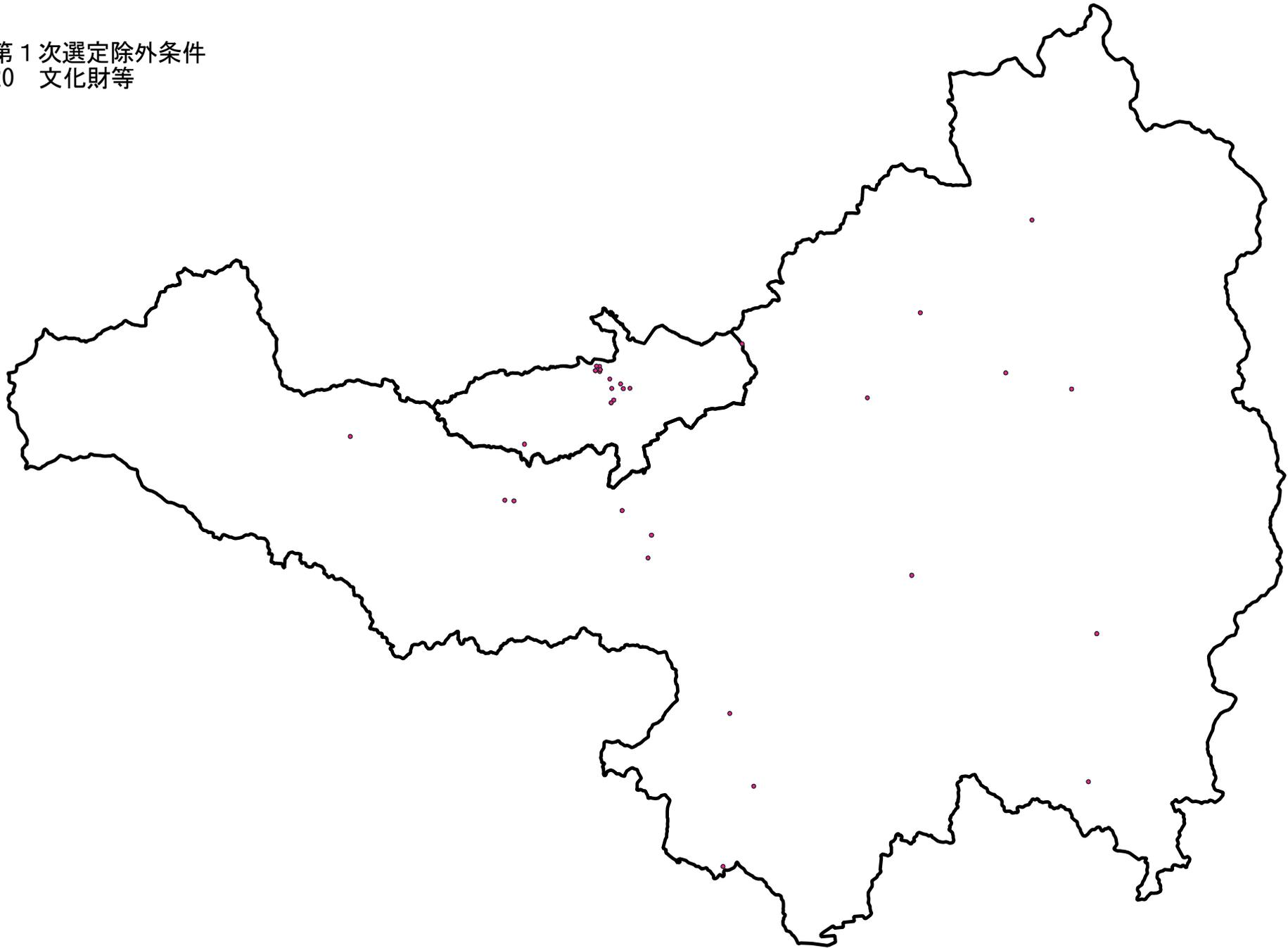
第1次選定除外条件
18 浸水想定区域



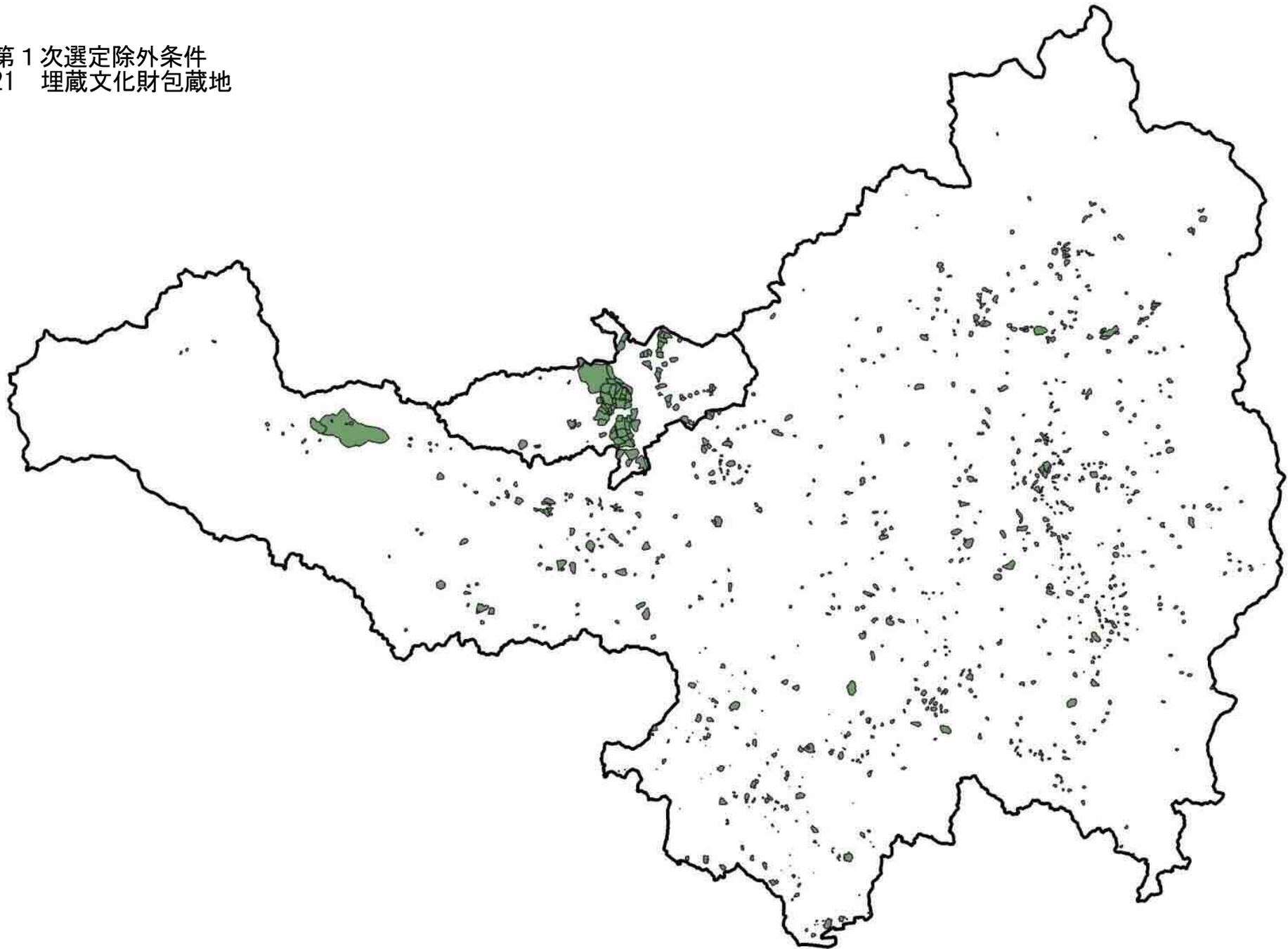
第1次選定除外条件
19 都市計画区域



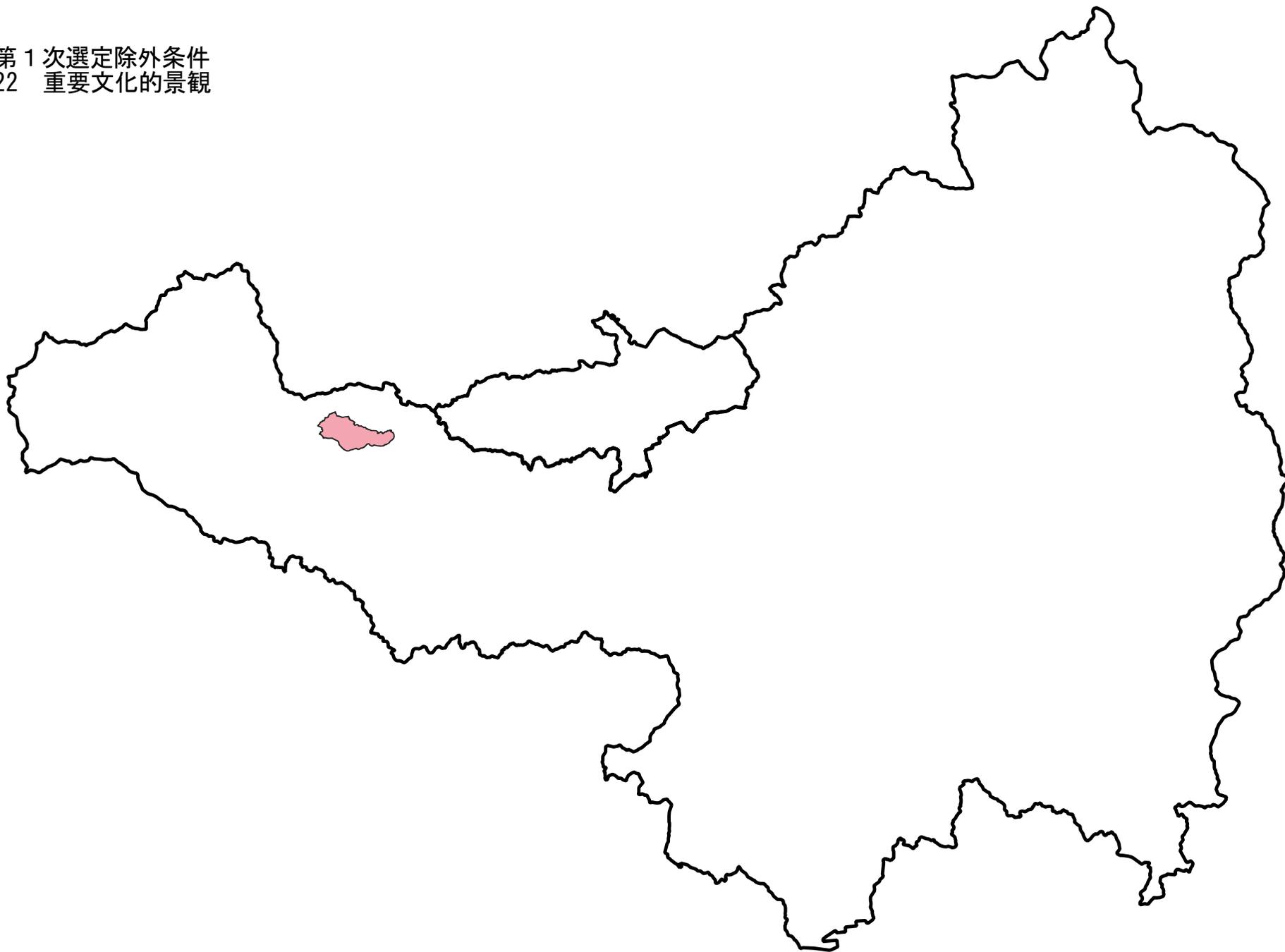
第1次選定除外条件
20 文化財等



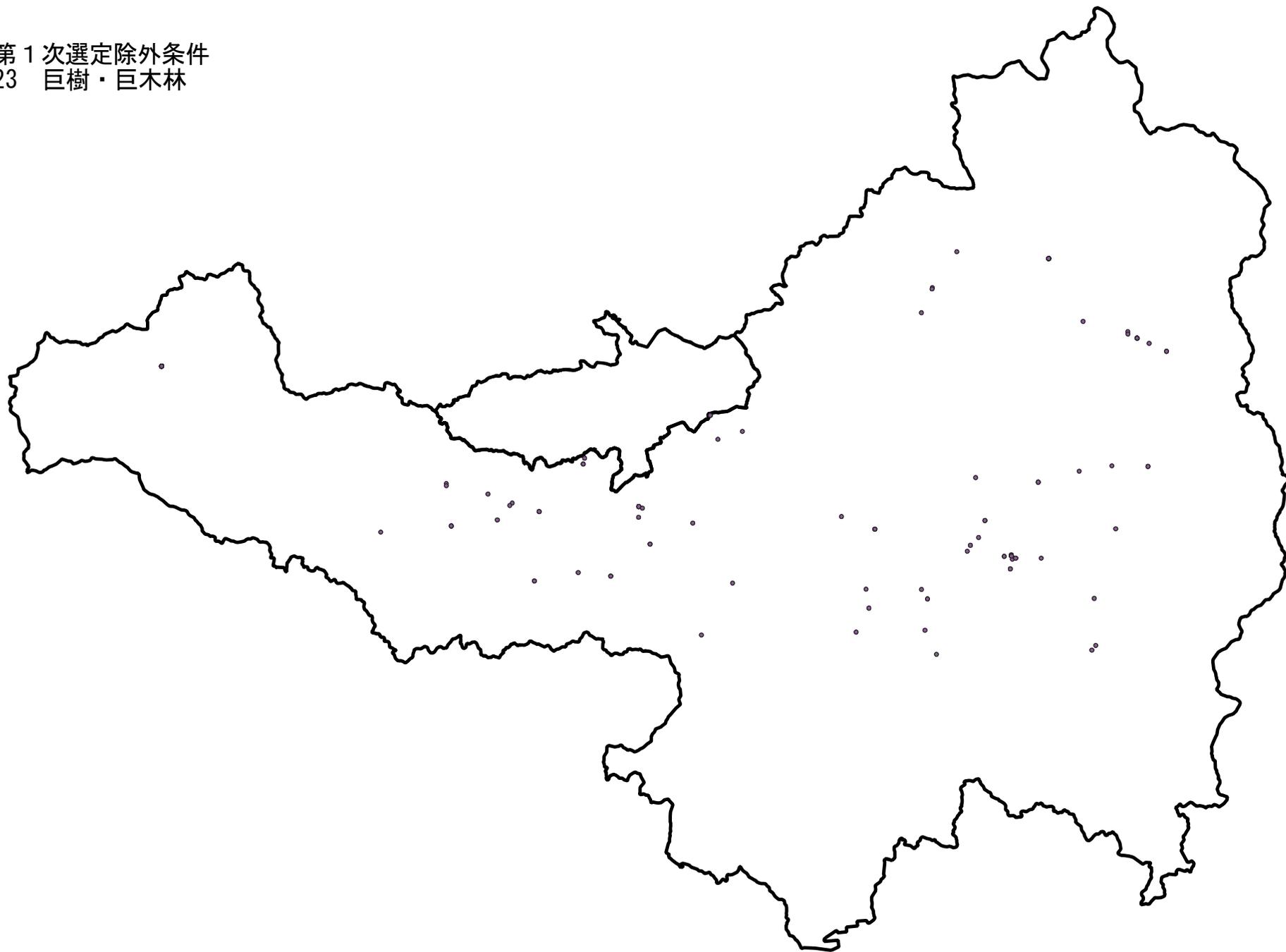
第1次選定除外条件
21 埋蔵文化財包蔵地



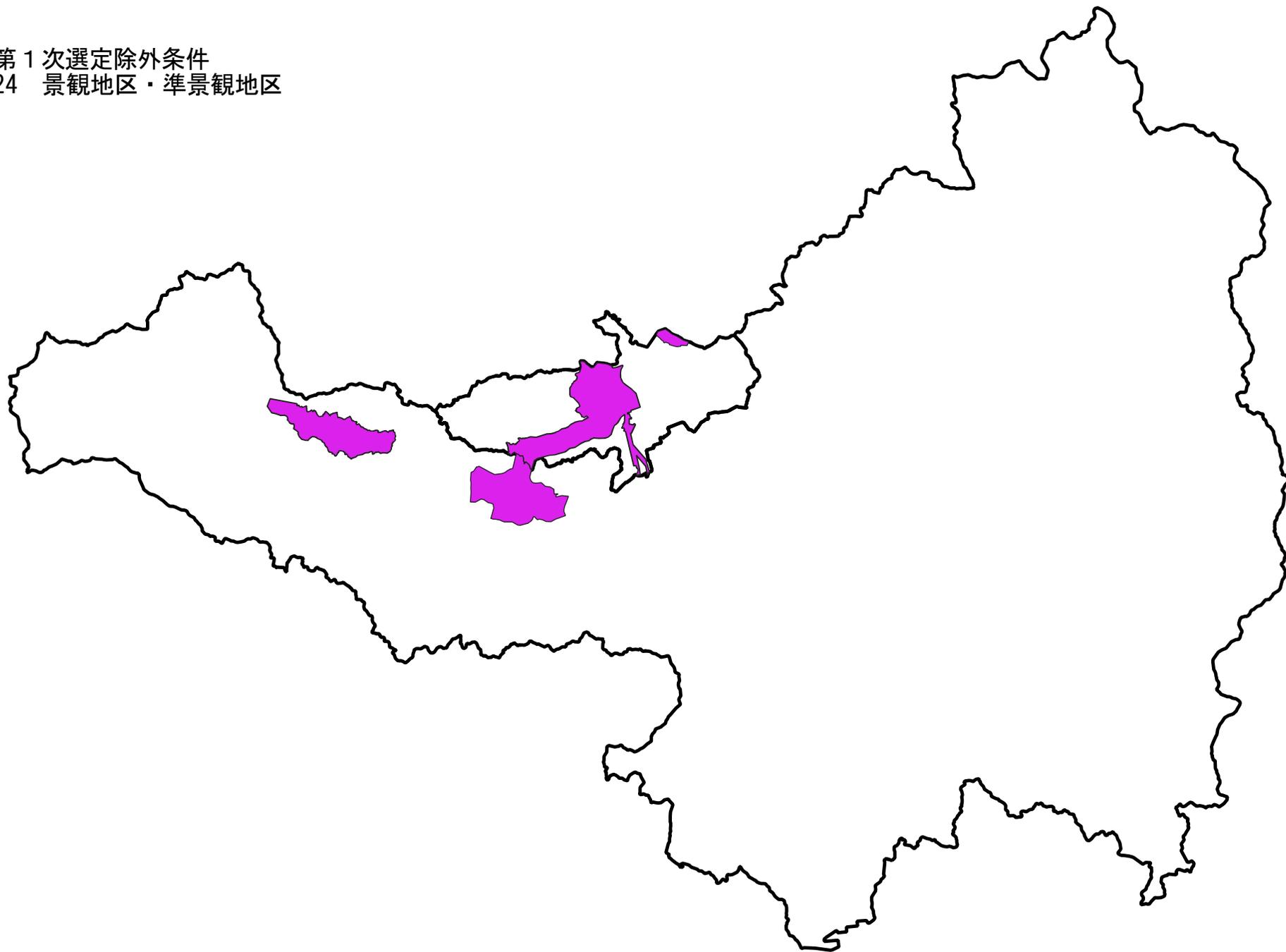
第 1 次選定除外条件
22 重要文化的景觀



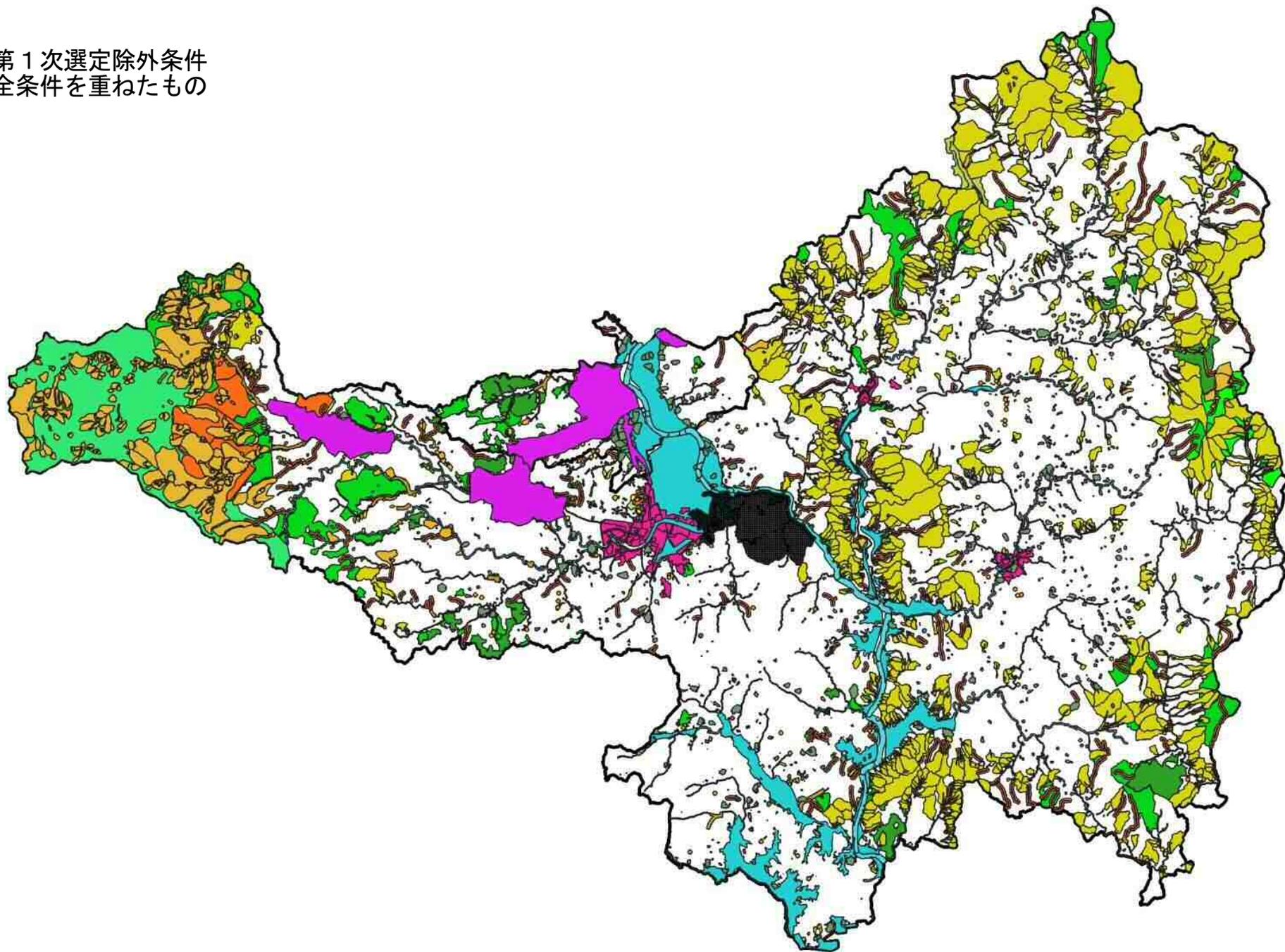
第1次選定除外条件
23 巨樹・巨木林



第1次選定除外条件
24 景観地区・準景観地区



第1次選定除外条件
全条件を重ねたもの



第1次選定結果

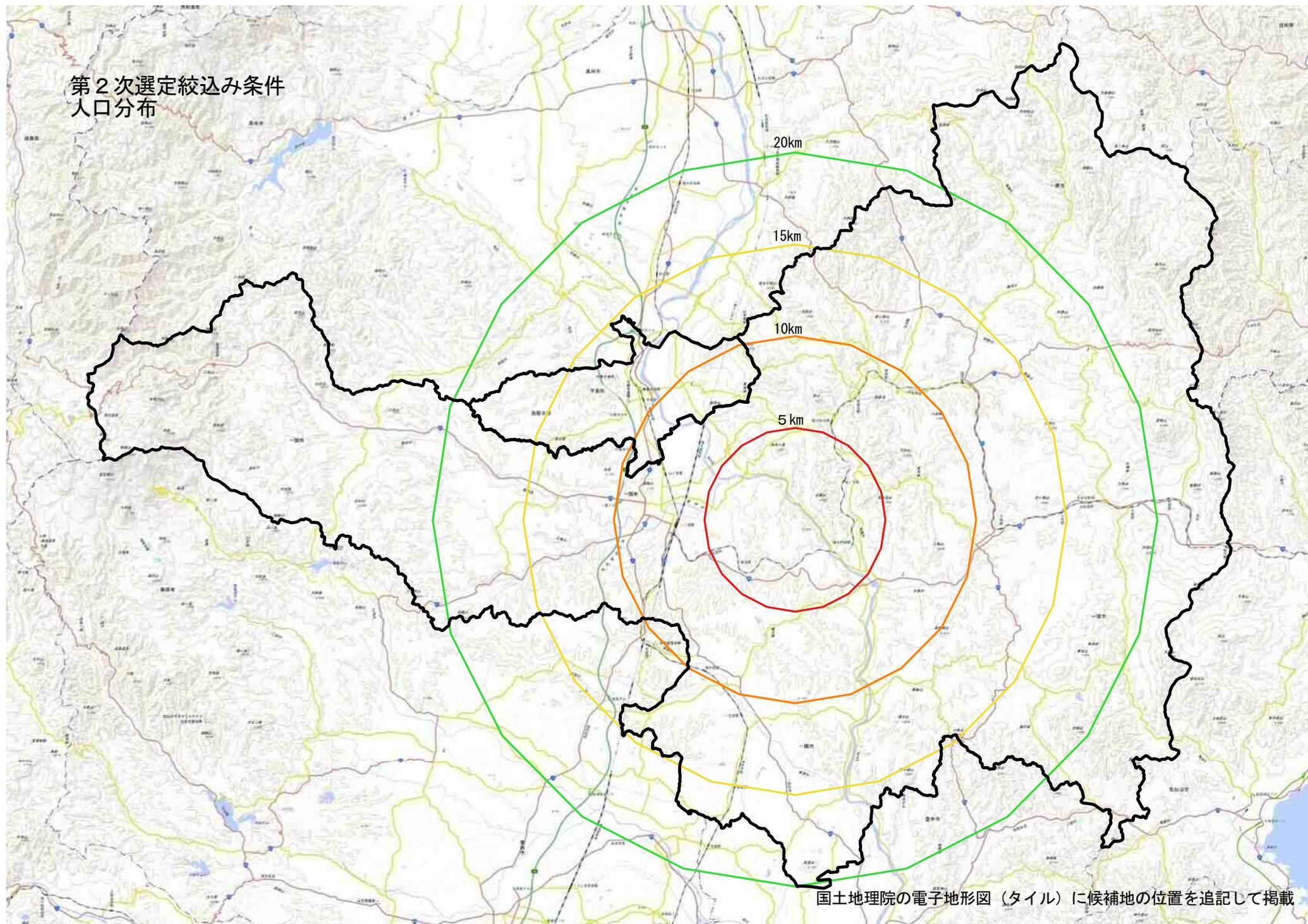
除外されなかった区域

国土地理院の電子地形図（タイル）に候補地の位置を追記して掲載

寄せられた情報と各選定段階の除外条件

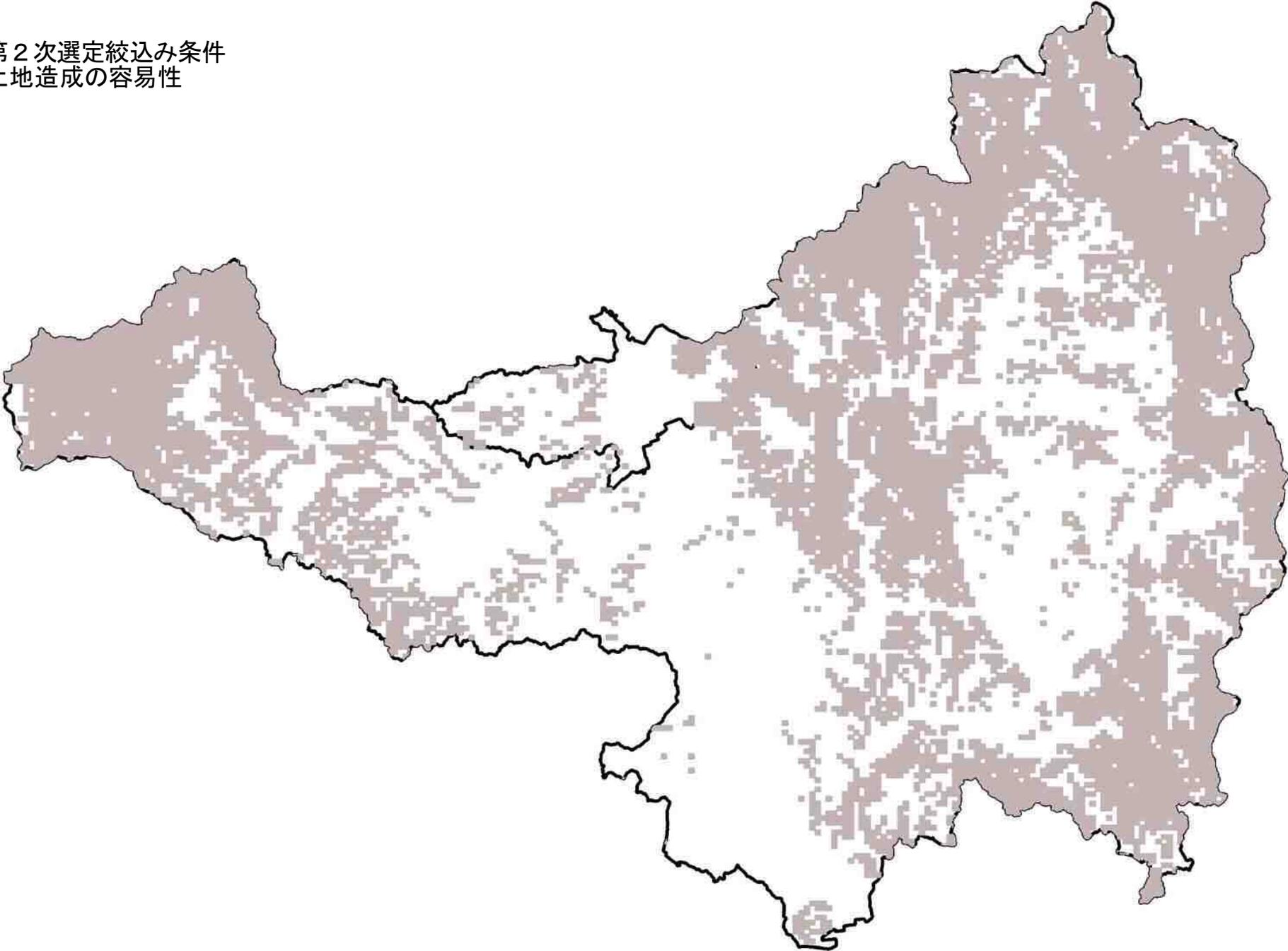
No.	寄せられた情報					エネルギー回収型一般廃棄物処理施設							一般廃棄物最終処分場					備考	
	主な字名	おおよその面積	対象施設			第1次選定除外条件	第2次選定除外条件						第1次選定除外条件	第2次選定除外条件					
			エネルギー回収型一般廃棄物処理施設	一般廃棄物最終処分場	両施設の一体整備		人口分布	土地造成の容易性	構造物等の有無	公共投資エリアの回避	隣接自治体からの距離	運搬経費の経済性		学校病院等からの距離	公共施設	インフラ整備状況・道路状況	構造物等の有無		人口分布
1	一関市弥栄字丑子畑	9.6ha			○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○		
2	平泉町平泉字南沢	7.3ha	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×		
3	一関市秋荘字栃倉	4.2ha		○								×	○	○	×	○	×		
4	一関市花泉町金沢字滝ノ沢外	84.7ha			○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○		
5	一関市花泉町老松字蛭沢西平外	10.5ha		○								○	○	○	○	○	○		
6	一関市舞川字河賀慶	22.0ha	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
7	一関市滝沢字藤	15.9ha	○		○	○	○	○	○	○	○								
8	一関市弥栄字丑子畑	1.4ha	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	面積不足	
9	一関市巖美町字外谷地	2.2ha	○		○	×	○	○	○	○	×							面積不足	
10	一関市滝沢字草刈場	7.3ha	○		○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○		
11	一関市滝沢字道目木外	20.5ha	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○		
12	一関市千厩町奥玉字入山沢外	309.8ha	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	西側一部	
13	一関市千厩町千厩字北ノ沢外	20.8ha	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○		
14	一関市千厩町千厩字下木六	4.1ha		○								○	○	○	○	○	○		
15	一関市花泉町花泉字駒場外	49.5ha	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○		
16-1	一関市花泉町老松字下宮沢	10.0ha	○		○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○		
16-2	一関市花泉町日形字中通	25.6ha		○								○	○	○	×	○	○		
17	一関市弥栄字丑子畑	2.1ha	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	面積不足	
18	一関市弥栄字石名坂外	11.8ha	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
計	18		13	12	9														

第2次選定絞込み条件
人口分布

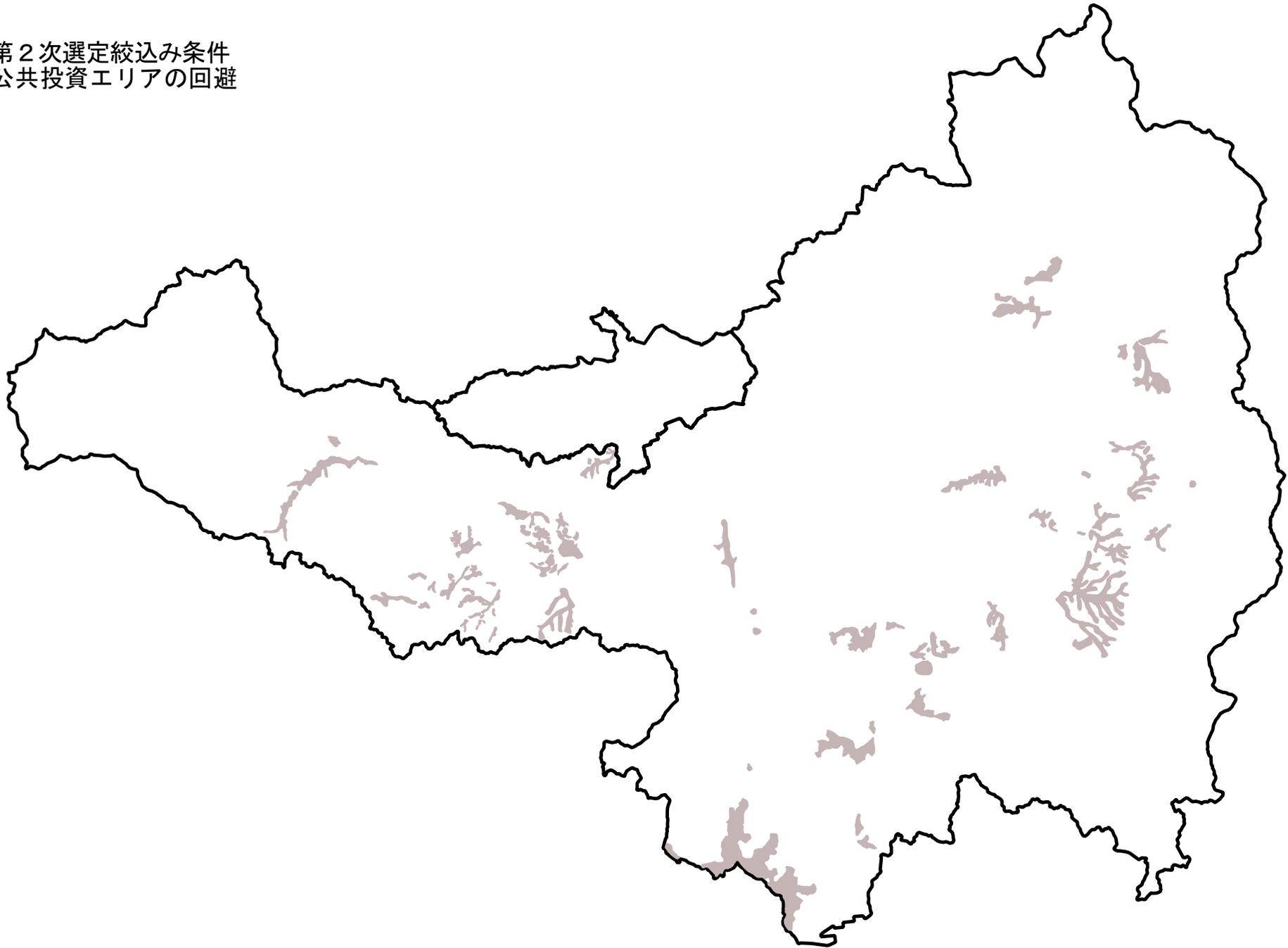


国土地理院の電子地形図（タイル）に候補地の位置を追記して掲載

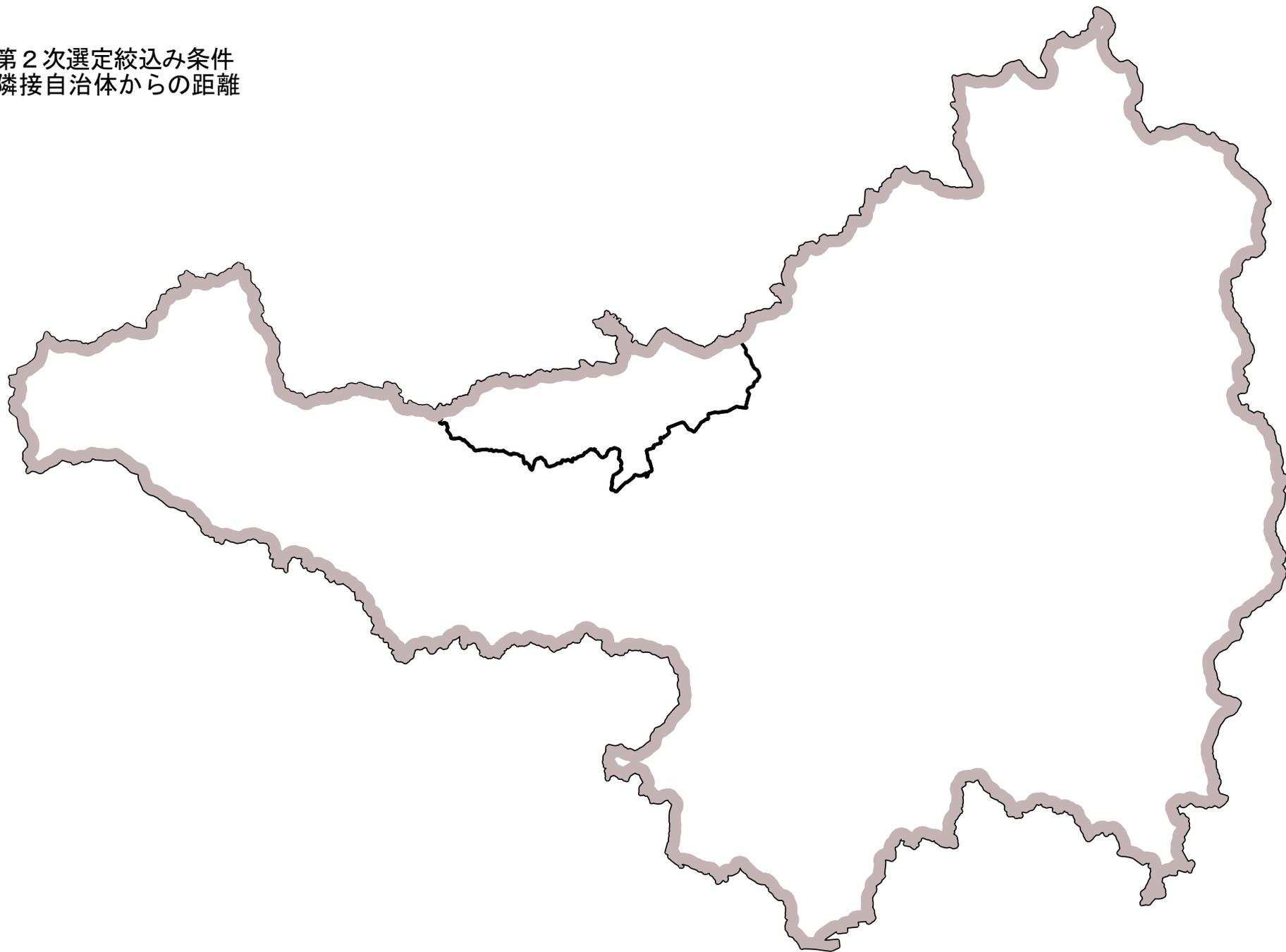
第2次選定絞込み条件
土地造成の容易性



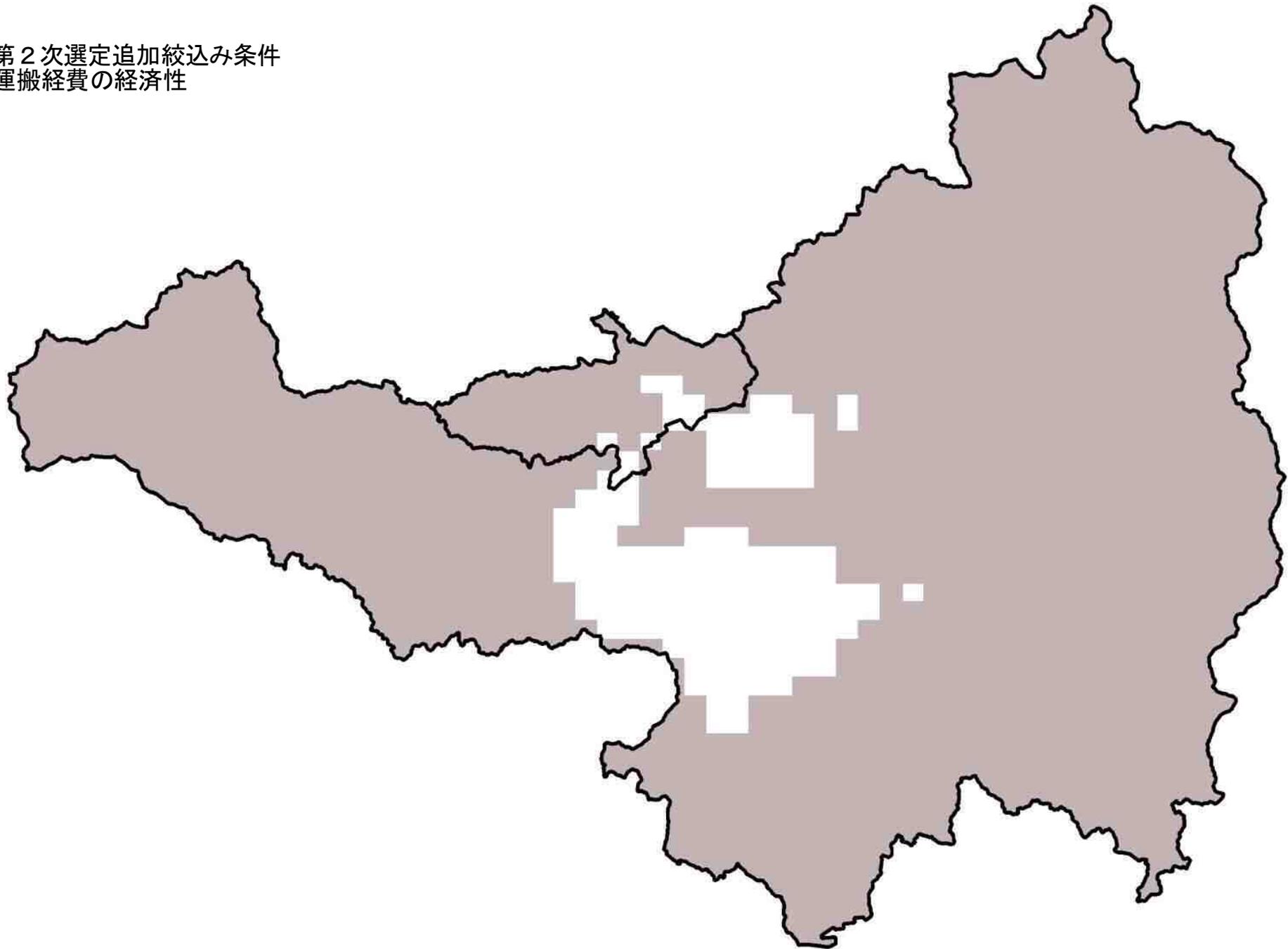
第2次選定絞込み条件
公共投資エリアの回避



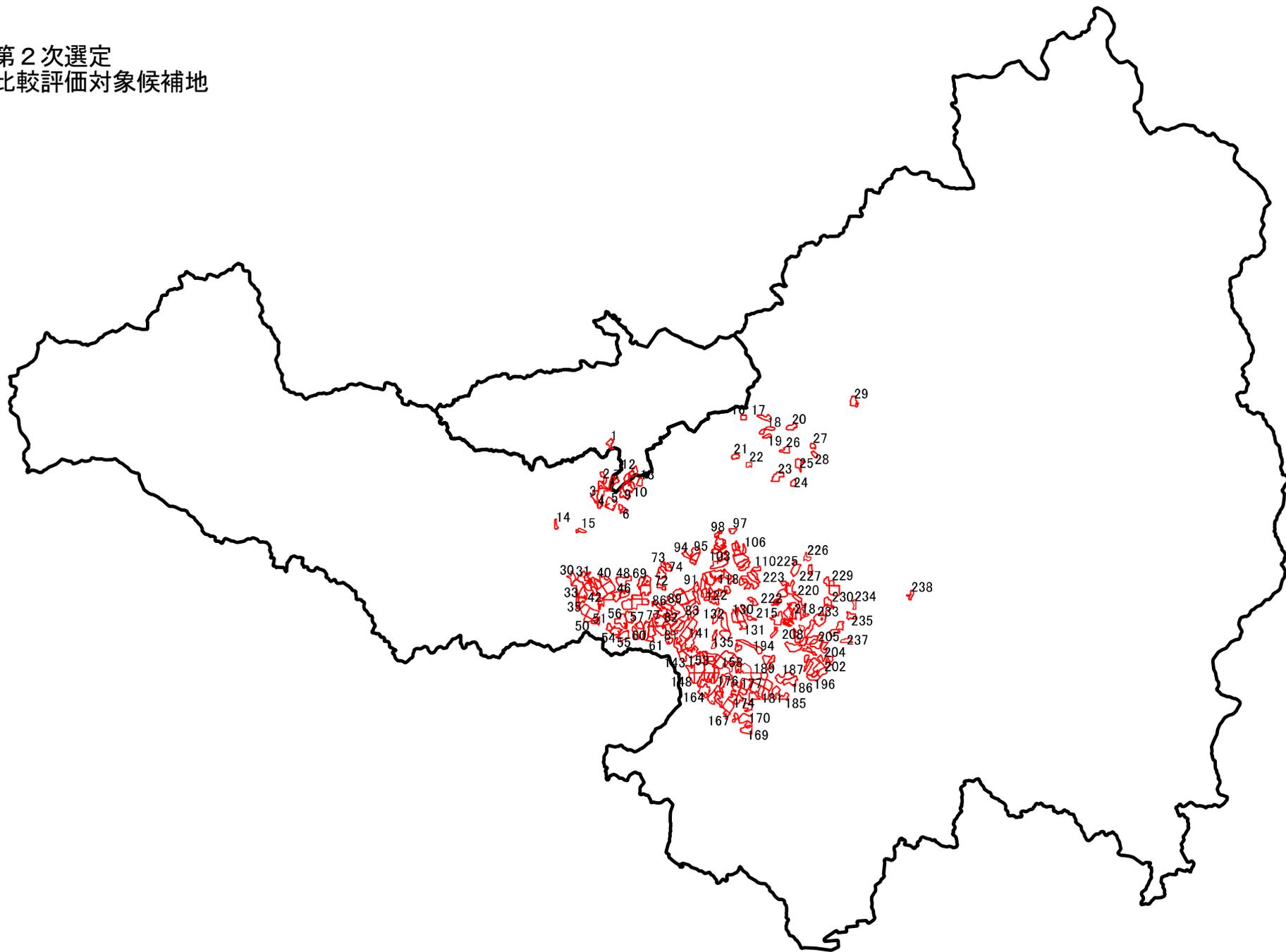
第2次選定絞込み条件
隣接自治体からの距離



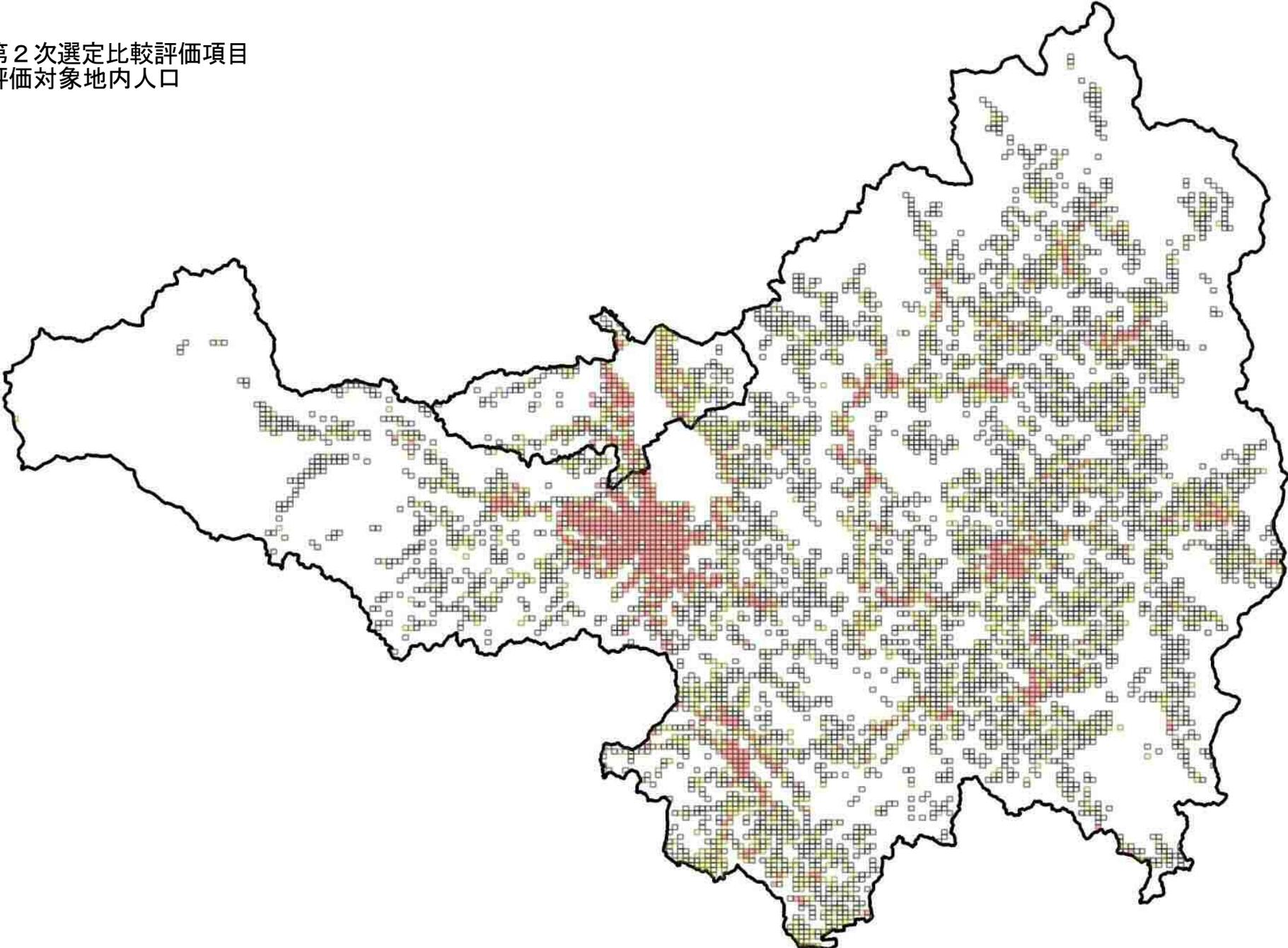
第2次選定追加絞り込み条件
運搬経費の経済性



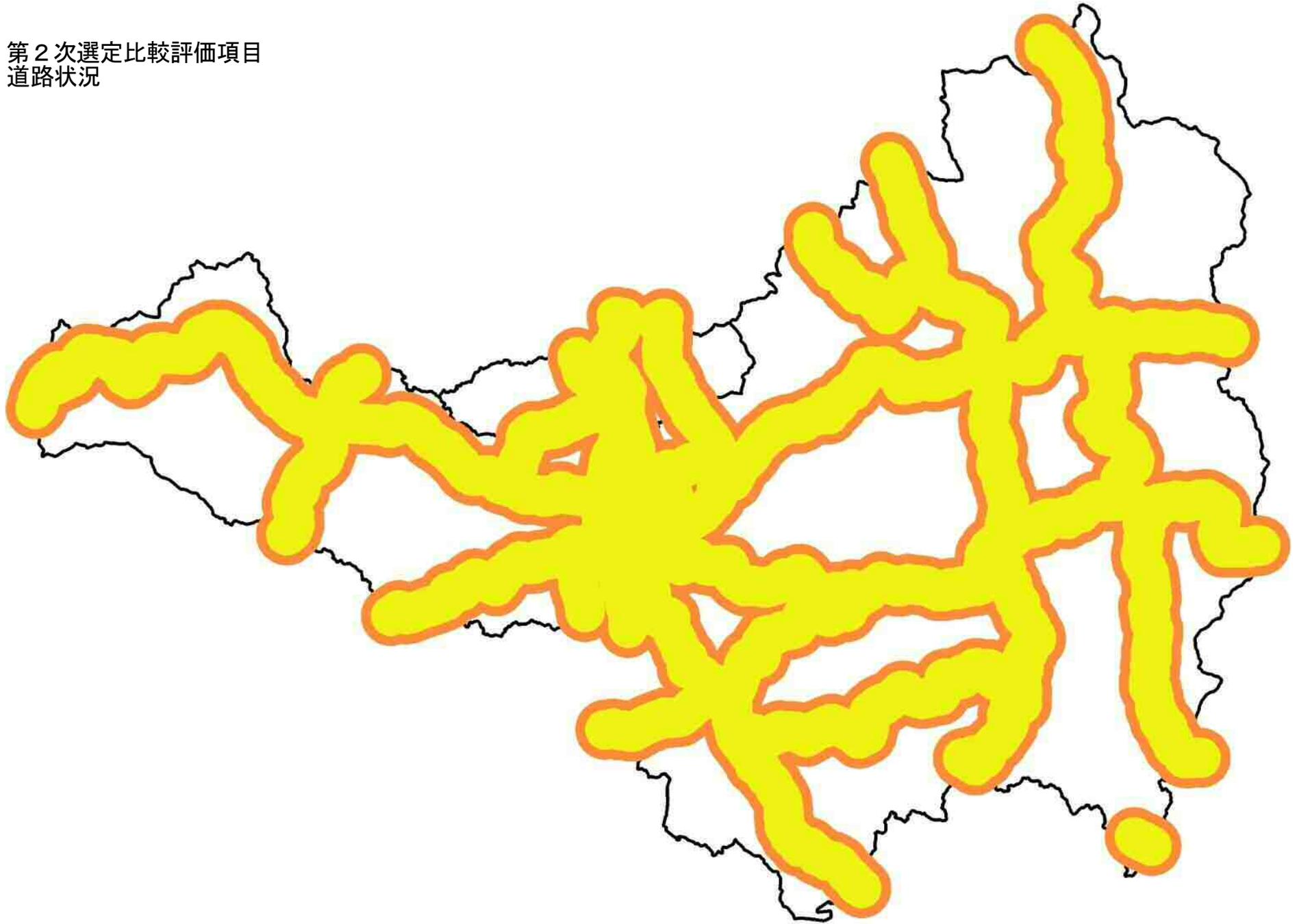
第2次選定
比較評価対象候補地



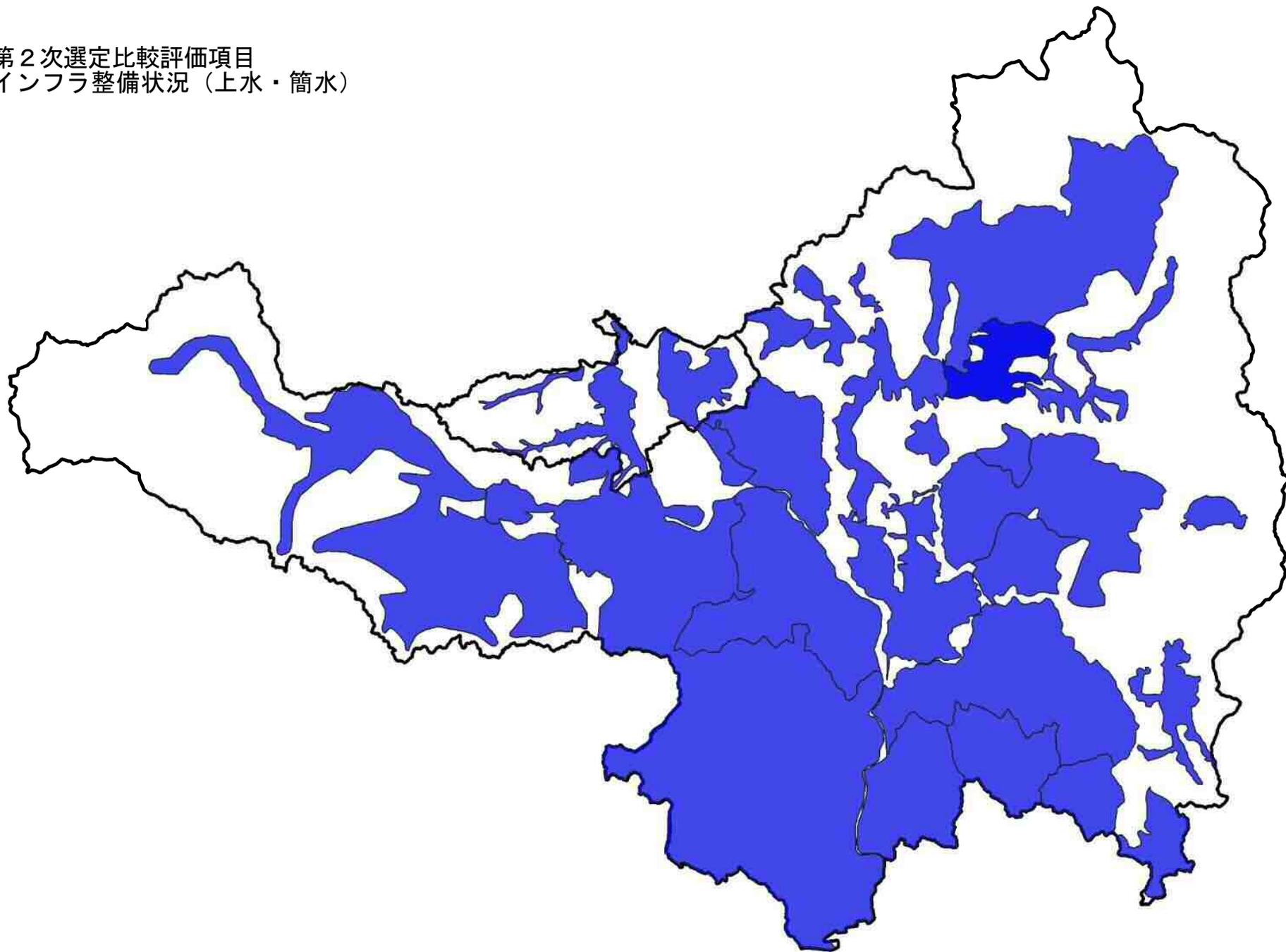
第2次選定比較評価項目
評価対象地内人口



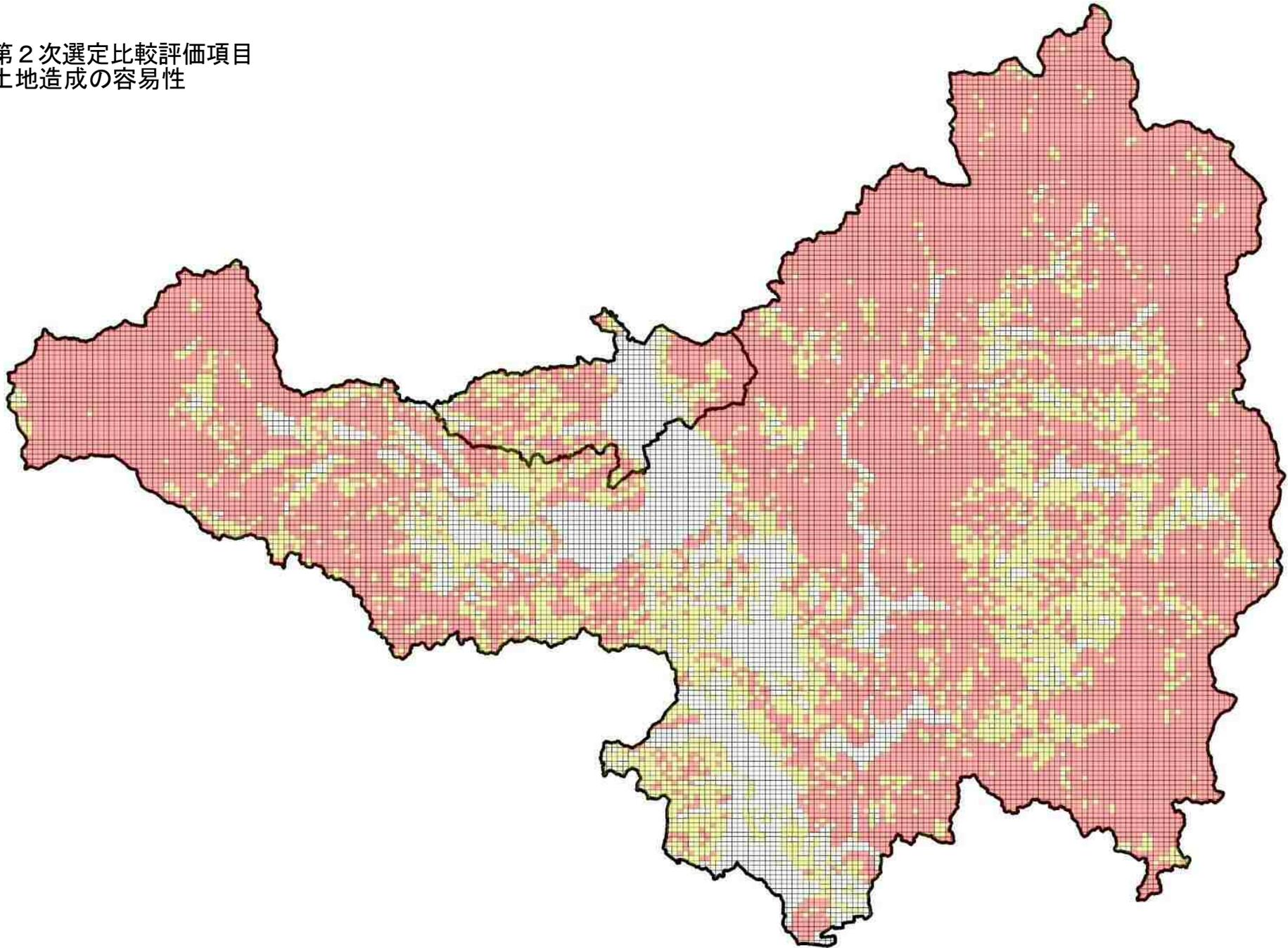
第2次選定比較評価項目
道路状況



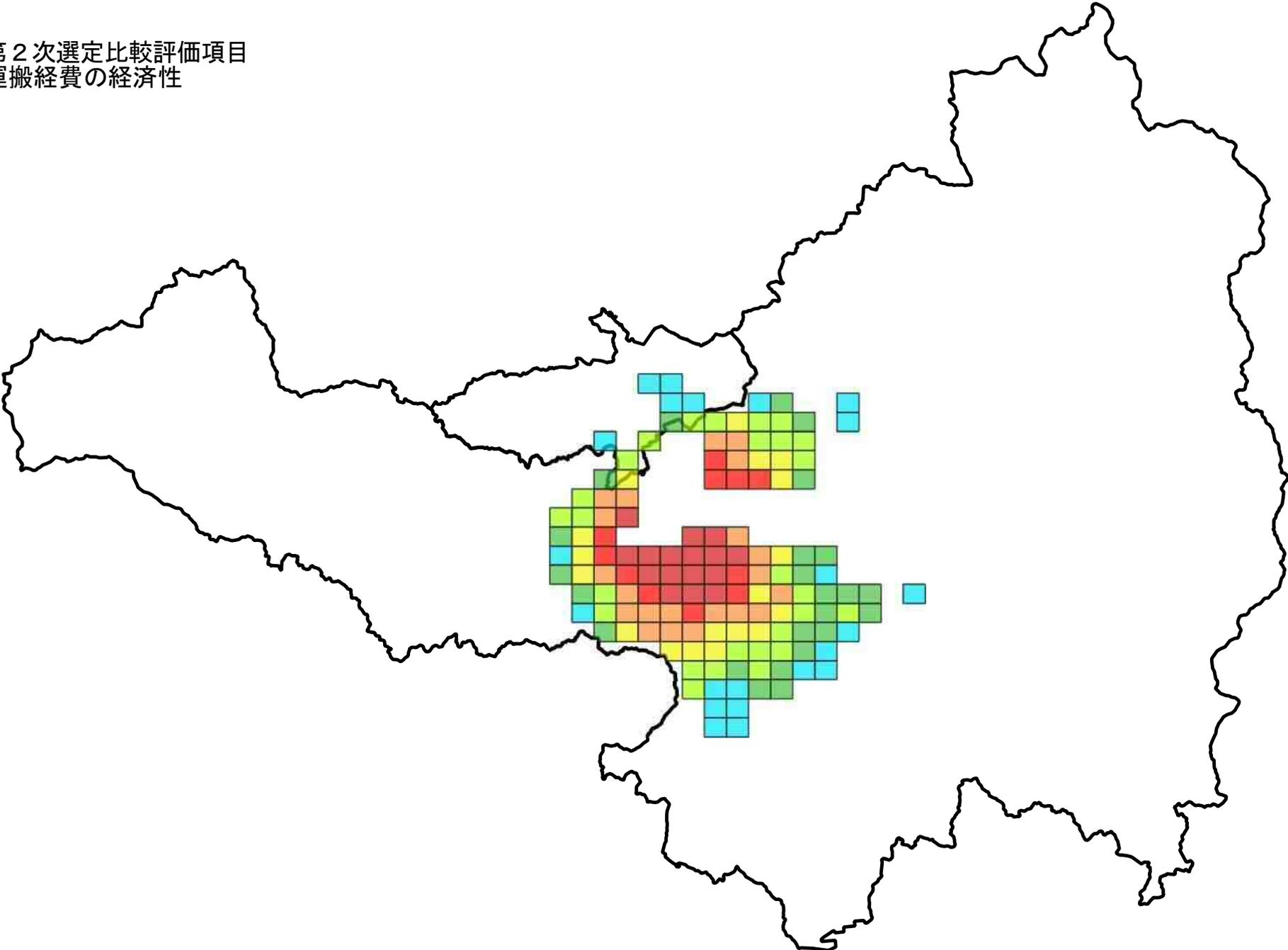
第2次選定比較評価項目
インフラ整備状況（上水・簡水）



第2次選定比較評価項目
土地造成の容易性



第2次選定比較評価項目
運搬経費の経済性



第2次選定比較評価結果表

比較項目	基礎要素(×1)											重要要素(×2)									総合評価	
	(1)評価対象地内人口		(2)敷地面積		(3)道路状況		(4)取付道の有無		(5)土地の利用状況		(6)インフラ整備状況(上水・簡水)		(7)構造物		(8)土地造成の容易性		(9)土地取得の容易性		(10)運搬経費の経済性			
候補対象地	稼働後の埋立造成等の騒音や振動等による住民生活への影響を考慮、候補地の近隣人口数に応じて評価する ※近隣人口数は250mメッシュの人口分布データから判断する		敷地面積に余裕があれば施設の配置計画や拡張性が柔軟になることから、面積に応じて評価する		工事の容易性に影響するため、国道・主要地方道からの距離に応じて評価する		候補地までの道路整備コストに影響するため、国道・主要地方道から候補地までの取付道の状況に応じて評価する		土地造成及び取得の容易性に影響するため、候補地の土地の利用状況に応じて評価する		施設で使用する水を確保するため、上水道等のインフラの整備状況に応じて評価する		主要地方道や工場等の大規模構造物については除外しているが、その他の構造物の状況に応じて評価する		造成費は事業に大きく影響することから、造成に影響する候補地の平均斜度に応じて評価する ※平均斜度は250mメッシュの平均斜度データより判断		土地取得の容易性に影響するため、構成市町が所有する土地の状況に応じて評価する ※情報提供は、基本条件を満たさない情報は評価の対象としない		管内全域のごみ集積所から搬入を受けるため、運搬経費の評価に応じて評価する ※運搬経費の評価は、絞り込み条件で算出した結果を使用する			
	対象地内人口が10人以下	◎	対象面積が12ha以上	◎	国道・主要地方道からの距離が1km以内	◎	取付道の幅員が3m以上	◎	空地、未利用地(工業団地内の区画を含む)	◎	上水道等の給水エリア内	◎	構造物を避けて5ha程度確保可能	◎	平均斜度が9%以下	◎	構成市町が所有する土地であり且つ住民等からの情報提供がある	◎	運搬経費が最小エリアの1.2倍以下	◎		
	対象地内人口が11人以上30人以下	○	対象面積が6ha以上12ha未満	○	国道・主要地方道からの距離が1km以内距離が1km超1.5km以下	○	取付道の幅員が1.5m以上3m未満	○	工場用地(施設数を除く)、山林、農地等	○	上水道等の給水エリア外	○	構造物を避けて5ha確保できないが、構造物の移転が可能	○	平均斜度が9%超15%以下	○	構成市町が所有する土地である又は住民等からの情報提供がある	○	運搬経費が最小エリアの1.2倍超1.3倍以下	○		
	対象地内人口が31人以上	△	対象面積が6ha未満	△	国道・主要地方道からの距離が1.5km超	△	取付道の幅員が1.5m未満又は取付道がない	△	住宅用地、商業施設用地等	△		△	構造物を避けて5ha程度確保できず、構造物の移転が困難	△	平均斜度が15%超	△	構成市町が所有する土地でなく住民等からの情報提供がない	△	運搬経費が最小エリアの1.3倍超	△		
評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	
一関市	113	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	◎	10	60
一関市	82	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	◎	10	58
一関市	112	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	◎	10	58
一関市	141	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	◎	10	58
一関市	215	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	◎	10	58
一関市	218	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	○	3	◎	5	◎	10	○	6	○	6	◎	10	58
一関市	60	◎	5	◎	5	◎	5	△	1	○	3	◎	5	◎	10	○	6	○	6	◎	10	56
一関市	81	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	56
一関市	89	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	◎	10	56
一関市	93	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	○	6	◎	10	△	2	◎	10	56
一関市	95	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	○	6	◎	10	56
一関市	118	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	56
一関市	119	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	56
一関市	130	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	56
一関市	138	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	56
一関市	139	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	56
一関市	154	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	○	6	56
一関市	199	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	○	6	△	2	56
一関市	219	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	○	6	○	6	56
一関市	222	○	3	◎	5	◎	5	○	3	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	◎	10	56
一関市	225	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	○	6	○	6	56
一関市	233	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	○	6	○	6	56
一関市	21	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	54
一関市	23	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	54
一関市	62	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	54
一関市	75	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	54
一関市	77	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	54
一関市	87	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	54
一関市	99	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	○	6	◎	10	△	2	◎	10	54

比較項目	基礎要素(×1)											重要要素(×2)								総合評価	
	(1)評価対象地内人口		(2)敷地面積		(3)道路状況		(4)取付道の有無		(5)土地の利用状況		(6)インフラ整備状況(上水・簡水)		(7)構造物		(8)土地造成の容易性		(9)土地取得の容易性		(10)運搬経費の経済性		
	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価		点数
候補対象地	稼働後の埋立造成等の騒音や振動等による住民生活への影響を考慮、候補地の近隣人口数に応じて評価する ※近隣人口数は250mメッシュの人口分布データから判断する		敷地面積に余裕があれば施設の配置計画や拡張性が柔軟になることから、面積に応じて評価する		工事の容易性に影響するため、国道・主要地方道からの距離に応じて評価する		候補地までの道路整備コストに影響するため、国道・主要地方道から候補地までの取付道の状況に応じて評価する		土地造成及び取得の容易性に影響するため、候補地の土地の利用状況に応じて評価する		施設で使用する水を確保するため、上水道等のインフラの整備状況に応じて評価する		主要地方道や工場等の大規模構造物については除外しているが、その他の構造物の状況に応じて評価する		造成費は事業に大きく影響することから、造成に影響する候補地の平均斜度に応じて評価する ※平均斜度は250mメッシュの平均斜度データより判断		土地取得の容易性に影響するため、構成市町が所有する土地か否か、住民等からの情報提供の状況に応じて評価する ※情報提供は、基本条件を満たす情報のみを指し、基本条件を満たさない情報は評価の対象としない		管内全域のごみ集積所から搬入を受けるため、運搬経費の評価に応じて評価する ※運搬経費の評価は、仮定条件下で算出した結果を使用する		
	対象地内人口が10人以下	◎	対象面積が12ha以上	◎	国道・主要地方道からの距離が1km以内	◎	取付道の幅員が3m以上	◎	空地、未利用地(工業団地内の区画を含む)	◎	上水道等の給水エリア内	◎	構造物を避けて5ha程度確保可能	◎	平均斜度が9%以下	◎	構成市町が所有する土地であり且つ住民等からの情報提供がある	◎	運搬経費が最小エリアの1.2倍以下	◎	
	対象地内人口が11人以上30人以下	○	対象面積が6ha以上12ha未満	○	国道・主要地方道からの距離が1km以内距離が1km超1.5km以下	○	取付道の幅員が1.5m以上3m未満	○	工場用地(施設敷を除く)、山林、農地等	○	上水道等の給水エリア外	○	構造物を避けて5ha確保できないが、構造物の移転が可能	○	平均斜度が9%超15%以下	○	構成市町が所有する土地である又は住民等からの情報提供がある	○	運搬経費が最小エリアの1.2倍超1.3倍以下	○	
	対象地内人口が31人以上	△	対象面積が6ha未満	△	国道・主要地方道からの距離が1.5km超	△	取付道の幅員が1.5m未満又は取付道がない	△	住宅用地、商業施設用地等	△	上水道等の給水エリア外	△	構造物を避けて5ha程度確保できず、構造物の移転が困難	△	平均斜度が15%超	△	構成市町が所有する土地でなく住民等からの情報提供がない	△	運搬経費が最小エリアの1.3倍超	△	
一関市	107	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	54	
一関市	117	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	54	
一関市	128	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	54	
一関市	129	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	54	
一関市	132	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	54	
一関市	140	◎	5	○	3	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	54	
一関市	149	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	○	6	54	
一関市	160	◎	5	◎	5	○	3	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	○	6	54	
一関市	164	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	○	6	54	
一関市	188	◎	5	○	3	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	○	6	54	
一関市	193	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	○	6	54	
一関市	209	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	○	6	54	
一関市	3	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	◎	10	52	
一関市	5	△	1	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	52	
一関市	8	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	◎	10	52	
一関市	9	○	3	◎	5	◎	5	○	3	○	3	○	3	△	2	○	6	◎	10	52	
一関市	25	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	○	6	52	
一関市	41	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	52	
一関市	48	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	◎	10	52	
一関市	55	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	○	6	52	
一関市	56	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	◎	10	52	
一関市	57	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	◎	10	52	
一関市	64	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	◎	10	52	
一関市	78	△	1	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	52	
一関市	84	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	52	
一関市	85	◎	5	○	3	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	52	
一関市	90	△	1	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	52	
一関市	91	△	1	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	52	
一関市	100	◎	5	△	1	◎	5	○	3	◎	5	○	6	◎	10	△	2	◎	10	52	
一関市	104	◎	5	◎	5	○	3	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	52	

比較項目	基礎要素(×1)											重要要素(×2)								総合評価		
	(1)評価対象地内人口		(2)敷地面積		(3)道路状況		(4)取付道の有無		(5)土地の利用状況		(6)インフラ整備状況(上水・簡水)		(7)構造物		(8)土地造成の容易性		(9)土地取得の容易性		(10)運搬経費の経済性			
	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価		点数	
候補対象地	稼働後の埋立造成等の騒音や振動等による住民生活への影響を考慮、候補地の近隣人口数に応じて評価する ※近隣人口数は250mメッシュの人口分布データから判断する		敷地面積に余裕があれば施設の配置計画や拡張性が柔軟になることから、面積に応じて評価することから、面積に応じて評価する		工事の容易性に影響するため、国道・主要地方道からの距離に応じて評価する		候補地までの道路整備コストに影響するため、国道・主要地方道から候補地までの取付道の状況に応じて評価する		土地造成及び取得の容易性に影響するため、候補地の土地の利用状況に応じて評価する		施設で使用する水を確保するため、上水道等のインフラの整備状況に応じて評価する		主要地方道や工場等の大規模構造物については除外しているが、その他の構造物の状況に応じて評価する		造成費は事業に大きく影響することから、造成に影響する候補地の平均傾度に応じて評価する ※平均傾度は250mメッシュの平均傾度データより判断		土地取得の容易性に影響するため、構成市町が所有する土地か否か、住民等からの情報提供の状況に応じて評価する ※情報提供は、基本条件を満たす情報のみを目指し、基本条件を満たさない情報は評価の対象としない		管内全域のごみ集積所から搬入を受けるため、運搬経費の評価に応じて評価する ※運搬経費の評価は、仮定条件下で算出した結果を使用する			
	対象地内人口が10人以下	◎	対象面積が12ha以上	◎	国道・主要地方道からの距離が1km以内	◎	取付道の幅員が3m以上	◎	空地、未利用地(工業団地内の区画を含む)	◎	上水道等の給水エリア内	◎	構造物を避けて5ha程度確保可能	◎	平均傾度が9%以下	◎	構成市町が所有する土地であり且つ住民等からの情報提供がある	◎	運搬経費が最小エリアの1.2倍以下	◎		
	対象地内人口が11人以上30人以下	○	対象面積が6ha以上12ha未満	○	国道・主要地方道からの距離が1km以内距離が1km超1.5km以下	○	取付道の幅員が1.5m以上3m未満	○	工場用地(施設数を除く)、山林、農地等	○	上水道等の給水エリア外	○	構造物を避けて5ha確保できないが、構造物の移転が可能	○	平均傾度が9%超15%以下	○	構成市町が所有する土地である又は住民等からの情報提供がある	○	運搬経費が最小エリアの1.2倍超1.3倍以下	○		
	対象地内人口が31人以上	△	対象面積が6ha未満	△	国道・主要地方道からの距離が1.5km超	△	取付道の幅員が1.5m未満又は取付道がない	△	住宅用地、商業施設用地等	△		△	構造物を避けて5ha程度確保できず、構造物の移転が困難	△	平均傾度が15%超	△	構成市町が所有する土地でなく住民等からの情報提供がない	△	運搬経費が最小エリアの1.3倍超	△		
一関市	109	◎	5	○	3	◎	5	○	3	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	52
一関市	114	△	1	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	52
一関市	121	△	1	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	52
一関市	134	◎	5	◎	5	○	3	○	3	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	52
一関市	137	◎	5	○	3	○	3	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	52
一関市	147	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	○	6	52
一関市	153	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	○	6	52
一関市	162	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	6	52
一関市	173	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	△	2	52
一関市	183	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	○	6	52
一関市	184	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	△	2	52
一関市	186	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	△	2	52
一関市	187	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	△	2	52
一関市	189	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	○	6	52
一関市	213	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	6	52
一関市	217	◎	5	◎	5	◎	5	△	1	◎	3	◎	5	◎	10	○	6	○	6	○	6	52
一関市	31	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	○	6	50
一関市	40	△	1	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	50
一関市	59	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	◎	10	50
一関市	70	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	◎	10	50
一関市	74	△	1	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	50
一関市	86	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	◎	10	50
一関市	101	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	△	2	◎	10	△	2	◎	10	50
一関市	103	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	◎	10	50
一関市	108	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	◎	10	50
一関市	110	◎	5	○	3	○	3	○	3	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	50
一関市	124	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	◎	10	△	2	◎	10	50
一関市	125	△	1	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	△	2	◎	10	○	6	◎	10	50
一関市	126	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	◎	10	50
一関市	131	◎	5	○	3	◎	5	△	1	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	◎	10	50

比較項目	基礎要素(×1)											重要要素(×2)								総合評価		
	(1)評価対象地内人口		(2)敷地面積		(3)道路状況		(4)取付道の有無		(5)土地の利用状況		(6)インフラ整備状況(上水・簡水)		(7)構造物		(8)土地造成の容易性		(9)土地取得の容易性		(10)運搬経費の経済性			
	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価		点数	
候補対象地	稼働後の埋立造成等の騒音や振動等による住民生活への影響を考慮、候補地の近隣人口数に応じて評価する ※近隣人口数は250mメッシュの人口分布データから判断する		敷地面積に余裕があれば施設の配置計画や拡張性が柔軟になることから、面積に応じて評価することから、面積に応じて評価する		工事の容易性に影響するため、国道・主要地方道からの距離に応じて評価する		候補地までの道路整備コストに影響するため、国道・主要地方道から候補地までの取付道の状況に応じて評価する		土地造成及び取得の容易性に影響するため、候補地の土地の利用状況に応じて評価する		施設で使用する水を確保するため、上水道等のインフラの整備状況に応じて評価する		主要地方道や工場等の大規模構造物については除外しているが、その他の構造物の状況に応じて評価する		造成費は事業に大きく影響することから、造成に影響する候補地の平均斜度に応じて評価する ※平均斜度は250mメッシュの平均斜度データより判断		土地取得の容易性に影響するため、構成市町が所有する土地か否か、住民等からの情報提供の状況に応じて評価する ※情報提供は、基本条件を満たす情報のみを指し、基本条件を満たさない情報は評価の対象としない		管内全域のごみ集積所から搬入を受けるため、運搬経費の評価に応じて評価する ※運搬経費の評価は、仮定み条件下で算出した結果を使用する			
	対象地内人口が10人以下	◎	対象面積が12ha以上	◎	国道・主要地方道からの距離が1km以内	◎	取付道の幅員が3m以上	◎	空地、未利用地(工業団地内の区画を含む)	◎	上水道等の給水エリア内	◎	構造物を避けて5ha程度確保可能	◎	平均斜度が9%以下	◎	構成市町が所有する土地であり且つ住民等からの情報提供がある	◎	運搬経費が最小エリアの1.2倍以下	◎		
	対象地内人口が11人以上30人以下	○	対象面積が6ha以上12ha未満	○	国道・主要地方道からの距離が1km以内距離が1km超1.5km以下	○	取付道の幅員が1.5m以上3m未満	○	工場用地(施設数を除く)、山林、農地等	○	上水道等の給水エリア外	○	構造物を避けて5ha確保できないが、構造物の移転が可能	○	平均斜度が9%超15%以下	○	構成市町が所有する土地である又は住民等からの情報提供がある	○	運搬経費が最小エリアの1.2倍超1.3倍以下	○		
	対象地内人口が31人以上	△	対象面積が6ha未満	△	国道・主要地方道からの距離が1.5km超	△	取付道の幅員が1.5m未満又は取付道がない	△	住宅用地、商業施設用地等	△		△	構造物を避けて5ha程度確保できず、構造物の移転が困難	△	平均斜度が15%超	△	構成市町が所有する土地でなく住民等からの情報提供がない	△	運搬経費が最小エリアの1.3倍超	△		
一関市	133	◎	5	◎	5	△	1	○	3	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	○	6	50
一関市	150	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	○	6	50
一関市	165	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	○	6	50
一関市	196	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	○	6	△	2	50
一関市	208	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	△	2	50
一関市	220	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	◎	10	50
一関市	224	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	◎	10	50
一関市	235	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	○	6	50
一関市	4	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	△	2	○	6	△	2	◎	10	48
平泉町	7	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	48
一関市	29	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	○	6	△	2	48
一関市	33	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	○	3	◎	10	○	6	△	2	○	6	○	6	48
一関市	37	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	○	3	◎	10	○	6	△	2	○	6	○	6	48
一関市	42	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	○	3	◎	10	○	6	△	2	○	6	○	6	48
一関市	44	◎	5	○	3	◎	5	○	3	○	3	◎	10	○	6	△	2	○	6	○	6	48
一関市	47	△	1	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	△	2	△	2	◎	10	◎	10	48
一関市	49	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	◎	10	48
一関市	54	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	10	△	2	△	2	○	6	○	6	48
一関市	65	◎	5	◎	5	◎	5	△	1	○	3	◎	10	△	2	△	2	◎	10	◎	10	48
一関市	66	◎	5	○	3	◎	5	○	3	○	3	◎	10	△	2	△	2	◎	10	◎	10	48
一関市	67	◎	5	○	3	◎	5	○	3	○	3	◎	10	△	2	△	2	◎	10	◎	10	48
一関市	69	○	3	◎	5	◎	5	○	3	○	3	◎	10	△	2	△	2	◎	10	◎	10	48
一関市	79	○	3	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	10	△	2	△	2	◎	10	◎	10	48
一関市	83	○	3	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	10	○	6	△	2	◎	10	◎	10	48
一関市	111	◎	5	○	3	○	3	△	1	○	3	◎	10	○	6	△	2	◎	10	◎	10	48
一関市	115	○	3	△	1	◎	5	○	3	○	3	◎	10	○	6	△	2	◎	10	◎	10	48
一関市	142	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	10	△	2	○	6	△	2	◎	10	48
一関市	143	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	10	△	2	◎	10	△	2	○	6	48
一関市	144	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	10	△	2	◎	10	△	2	○	6	48
一関市	151	◎	5	○	3	○	3	◎	5	○	3	◎	10	○	6	△	2	○	6	○	6	48

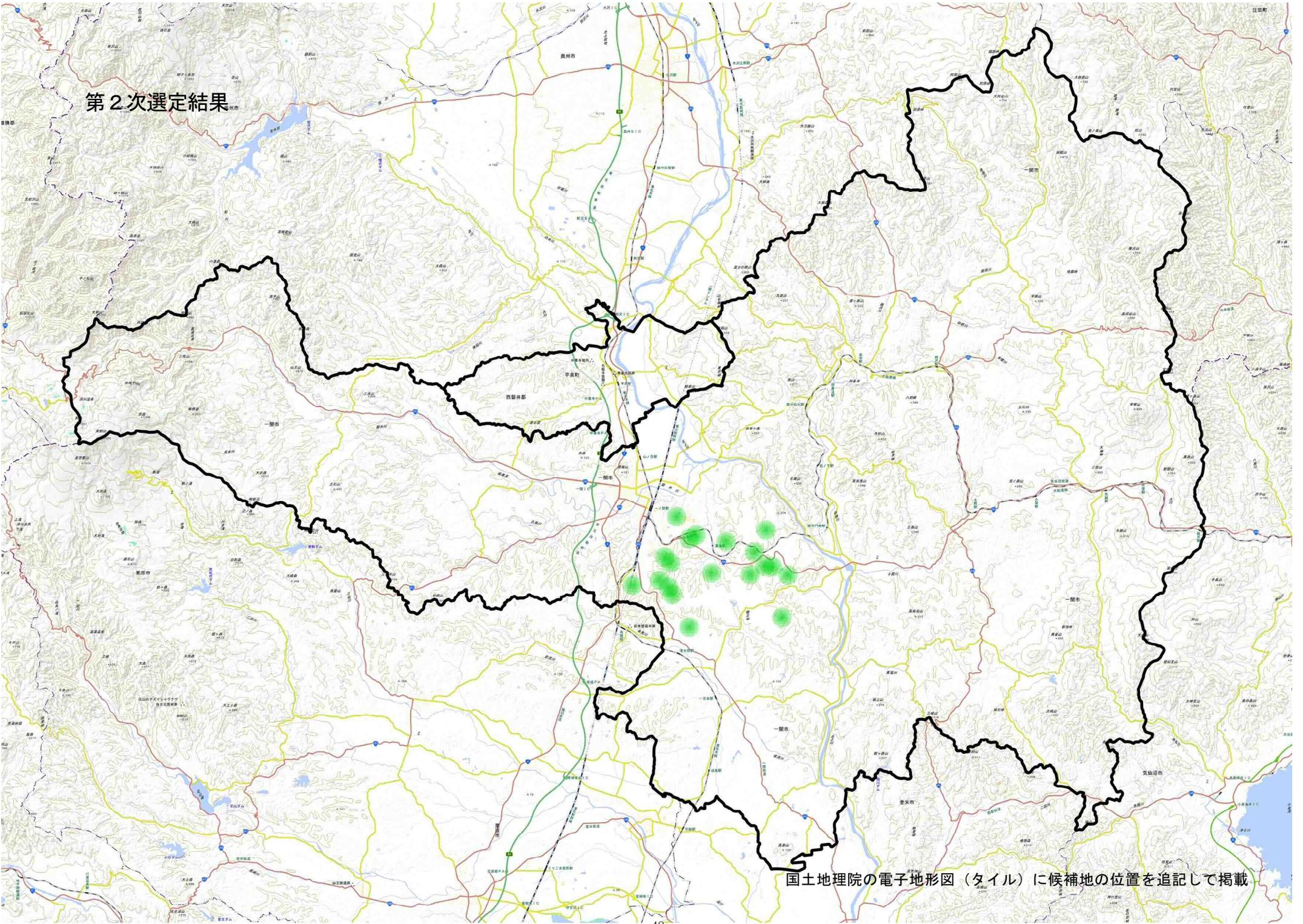
比較項目	基礎要素(×1)											重要要素(×2)								総合評価		
	(1)評価対象地内人口		(2)敷地面積		(3)道路状況		(4)取付道の有無		(5)土地の利用状況		(6)インフラ整備状況(上水・簡水)		(7)構造物		(8)土地造成の容易性		(9)土地取得の容易性		(10)運搬経費の経済性			
	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価		点数	
候補対象地	稼働後の埋立造成等の騒音や振動等による住民生活への影響を考慮、候補地の近隣人口数に応じて評価する ※近隣人口数は250mメッシュの人口分布データから判断する		敷地面積に余裕があれば施設の配置計画や拡張性が柔軟になることから、面積に応じて評価する		工事の容易性に影響するため、国道・主要地方道からの距離に応じて評価する		候補地までの道路整備コストに影響するため、国道・主要地方道から候補地までの取付道の状況に応じて評価する		土地造成及び取得の容易性に影響するため、候補地の土地の利用状況に応じて評価する		施設で使用する水を確保するため、上水道等のインフラの整備状況に応じて評価する		主要地方道や工場等の大規模構造物については除外しているが、その他の構造物の状況に応じて評価する		造成費は事業に大きく影響することから、造成に影響する候補地の平均斜度に応じて評価する ※平均斜度は250mメッシュの平均斜度データより判断		土地取得の容易性に影響するため、構成市町が所有する土地か否か、住民等からの情報提供の状況に応じて評価する ※情報提供は、基本条件を満たす情報のみを指し、基本条件を満たさない情報は評価の対象としない		管内全域のごみ集積所から搬入を受けるため、運搬経費の評価に応じて評価する ※運搬経費の評価は、仮定条件下で算出した結果を使用する			
	対象地内人口が10人以下	◎	対象面積が12ha以上	◎	国道・主要地方道からの距離が1km以内	◎	取付道の幅員が3m以上	◎	空地、未利用地(工業団地内の区画を含む)	◎	上水道等の給水エリア内	◎	構造物を避けて5ha程度確保可能	◎	平均斜度が9%以下	◎	構成市町が所有する土地であり且つ住民等からの情報提供がある	◎	運搬経費が最小エリアの1.2倍以下	◎		
	対象地内人口が11人以上30人以下	○	対象面積が6ha以上12ha未満	○	国道・主要地方道からの距離が1km以内距離が1km超1.5km以下	○	取付道の幅員が1.5m以上3m未満	○	工場用地(施設数を除く)、山林、農地等	○	上水道等の給水エリア外	○	構造物を避けて5ha確保できないが、構造物の移転が可能	○	平均斜度が9%超15%以下	○	構成市町が所有する土地である又は住民等からの情報提供がある	○	運搬経費が最小エリアの1.2倍超1.3倍以下	○		
	対象地内人口が31人以上	△	対象面積が6ha未満	△	国道・主要地方道からの距離が1.5km超	△	取付道の幅員が1.5m未満又は取付道がない	△	住宅用地、商業施設用地等	△		△	構造物を避けて5ha程度確保できず、構造物の移転が困難	△	平均斜度が15%超	△	構成市町が所有する土地でなく住民等からの情報提供がない	△	運搬経費が最小エリアの1.3倍超	△		
一関市	169	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	48
一関市	171	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	48
一関市	176	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	48
一関市	185	◎	5	○	3	○	3	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	△	2	48
一関市	194	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	△	2	◎	10	△	2	○	6	48
一関市	205	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	48
一関市	221	○	3	○	3	◎	5	△	1	○	3	◎	5	○	6	◎	10	△	2	◎	10	48
一関市	230	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	48
一関市	236	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	○	6	48
一関市	6	△	1	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	◎	10	46
一関市	19	◎	5	△	1	◎	5	○	3	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	○	6	46
一関市	26	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	○	6	46
一関市	38	◎	5	○	3	◎	5	○	3	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	○	6	46
一関市	39	◎	5	○	3	◎	5	○	3	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	◎	10	46
一関市	45	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	◎	6	46
一関市	46	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	○	6	46
一関市	51	◎	5	◎	5	◎	5	△	1	○	3	◎	5	◎	10	○	6	○	6	△	2	46
一関市	58	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	○	6	46
一関市	68	△	1	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	◎	10	46
一関市	97	△	1	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	◎	10	46
一関市	102	○	3	○	3	○	3	◎	5	○	3	◎	5	○	6	○	6	△	2	◎	10	46
一関市	146	◎	5	○	3	◎	5	△	1	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	○	6	46
一関市	152	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	○	3	◎	5	○	6	○	6	△	2	○	6	46
一関市	174	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	46
一関市	175	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	46
一関市	178	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	46
一関市	181	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	46
一関市	190	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	46
一関市	191	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	46
一関市	197	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	○	6	△	2	46

比較項目	基礎要素(×1)											重要要素(×2)										総合評価
	(1)評価対象地内人口		(2)敷地面積		(3)道路状況		(4)取付道の有無		(5)土地の利用状況		(6)インフラ整備状況(上水・簡水)		(7)構造物		(8)土地造成の容易性		(9)土地取得の容易性		(10)運搬経費の経済性			
	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数		
候補対象地	稼働後の埋立造成等の騒音や振動等による住民生活への影響を考慮、候補地の近隣人口数に応じて評価する ※近隣人口数は250mメッシュの人口分布データから判断する		敷地面積に余裕があれば施設の配置計画や拡張性が柔軟になることから、面積に応じて評価する		工事の容易性に影響するため、国道・主要地方道からの距離に応じて評価する		候補地までの道路整備コストに影響するため、国道・主要地方道から候補地までの取付道の状況に応じて評価する		土地造成及び取得の容易性に影響するため、候補地の土地の利用状況に応じて評価する		施設で使用する水を確保するため、上水道等のインフラの整備状況に応じて評価する		主要地方道や工場等の大規模構造物については除外しているが、その他の構造物の状況に応じて評価する		造成費は事業に大きく影響することから、造成に影響する候補地の平均斜度に応じて評価する ※平均斜度は250mメッシュの平均斜度データより判断		土地取得の容易性に影響するため、構成市町が所有する土地の状況に応じて評価する ※情報提供は、基本条件を満たす情報のみを目指し、基本条件を満たさない情報は評価の対象としない		管内全域のごみ集積所から搬入を受けるため、運搬経費の評価に応じて評価する ※運搬経費の評価は、仮定条件下で算出した結果を使用する			
	対象地内人口が10人以下	◎	対象面積が12ha以上	◎	国道・主要地方道からの距離が1km以内	◎	取付道の幅員が3m以上	◎	空地、未利用地(工業団地内の区画を含む)	◎	上水道等の給水エリア内	◎	構造物を避けて5ha程度確保可能	◎	平均斜度が9%以下	◎	構成市町が所有する土地であり且つ住民等からの情報提供がある	◎	運搬経費が最小エリアの1.2倍以下	◎		
	対象地内人口が11人以上30人以下	○	対象面積が6ha以上12ha未満	○	国道・主要地方道からの距離が1km以内距離が1km超1.5km以下	○	取付道の幅員が1.5m以上3m未満	○	工場用地(施設数を除く)、山林、農地等	○	上水道等の給水エリア外	○	構造物を避けて5ha確保できないが、構造物の移転が可能	○	平均斜度が9%超15%以下	○	構成市町が所有する土地である又は住民等からの情報提供がある	○	運搬経費が最小エリアの1.2倍超1.3倍以下	○		
	対象地内人口が31人以上	△	対象面積が6ha未満	△	国道・主要地方道からの距離が1.5km超	△	取付道の幅員が1.5m未満又は取付道がない	△	住宅用地、商業施設用地等	△		△	構造物を避けて5ha程度確保できず、構造物の移転が困難	△	平均斜度が15%超	△	構成市町が所有する土地でなく住民等からの情報提供がない	△	運搬経費が最小エリアの1.3倍超	△		
		評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	
一関市	206	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	46
一関市	207	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	46
一関市	2	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	△	2	44
一関市	17	○	3	◎	5	○	3	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	○	6	44
一関市	18	○	3	○	3	◎	5	◎	5	○	3	○	6	○	6	△	2	△	2	○	6	44
一関市	20	○	3	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	○	6	44
一関市	22	◎	5	△	1	◎	5	△	1	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	◎	10	44
一関市	28	◎	5	○	3	◎	5	○	3	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	○	6	44
一関市	34	◎	5	○	3	◎	5	○	3	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	44
一関市	35	◎	5	○	3	◎	5	○	3	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	44
一関市	36	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	44
一関市	61	○	3	○	3	◎	5	○	3	△	1	◎	5	○	6	○	6	◎	10	◎	10	44
一関市	148	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	◎	10	△	2	△	2	44
一関市	158	○	3	◎	5	○	3	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	○	6	44
一関市	159	◎	5	◎	5	△	1	△	1	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	○	6	44
一関市	170	◎	5	△	1	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	44
一関市	177	○	3	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	44
一関市	182	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	△	2	44
一関市	202	◎	5	◎	5	◎	5	△	1	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	44
一関市	210	◎	5	△	1	◎	5	△	1	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	○	6	44
一関市	214	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	◎	10	△	2	○	6	44
一関市	234	◎	5	△	1	◎	5	△	1	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	○	6	44
平泉町	12	○	3	○	3	◎	5	◎	5	○	3	○	3	◎	10	△	2	△	2	○	6	42
一関市	27	○	3	△	1	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	○	6	42
一関市	43	◎	5	○	3	◎	5	○	3	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	○	6	42
一関市	50	◎	5	○	3	◎	5	△	1	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	42
一関市	72	△	1	◎	5	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	○	6	△	2	◎	10	42
一関市	94	△	1	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	△	2	○	6	△	2	◎	10	42
一関市	96	△	1	△	1	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	◎	10	△	2	◎	10	42
一関市	106	◎	5	△	1	△	1	○	3	○	3	◎	5	△	2	◎	10	△	2	◎	10	42

比較項目	基礎要素(×1)											重要要素(×2)								総合評価		
	(1)評価対象地内人口		(2)敷地面積		(3)道路状況		(4)取付道の有無		(5)土地の利用状況		(6)インフラ整備状況(上水・簡水)		(7)構造物		(8)土地造成の容易性		(9)土地取得の容易性		(10)運搬経費の経済性			
	稼働後の埋立造成等の騒音や振動等による住民生活への影響を考慮、候補地の近隣人口数に応じて評価する ※近隣人口数は250mメッシュの人口分布データから判断する		敷地面積に余裕があれば施設の配置計画や拡張性が柔軟になることから、面積に応じて評価する		工事の容易性に影響するため、国道・主要地方道からの距離に応じて評価する		候補地までの道路整備コストに影響するため、国道・主要地方道から候補地までの取付道の状況に応じて評価する		土地造成及び取得の容易性に影響するため、候補地の土地の利用状況に応じて評価する		施設で使用する水を確保するため、上水道等のインフラの整備状況に応じて評価する		主要地方道や工場等の大規模構造物については除外しているが、その他の構造物の状況に応じて評価する		造成費は事業に大きく影響することから、造成に影響する候補地の平均斜度に応じて評価する ※平均斜度は250mメッシュの平均斜度データより判断		土地取得の容易性に影響するため、構成市町が所有する土地か否か、住民等からの情報提供の状況に応じて評価する ※情報提供は、基本条件を満たす情報のみを指し、基本条件を満たさない情報は評価の対象としない		管内全域のごみ集積所から搬入を受けるため、運搬経費の評価に応じて評価する ※運搬経費の評価は、仮定条件で算出した結果を使用する			
	対象地内人口が10人以下	◎	対象面積が12ha以上	◎	国道・主要地方道からの距離が1km以内	◎	取付道の幅員が3m以上	◎	空地、未利用地(工業団地内の区画を含む)	◎	上水道等の給水エリア内	◎	構造物を避けて5ha程度確保可能	◎	平均斜度が9%以下	◎	構成市町が所有する土地であり且つ住民等からの情報提供がある	◎	運搬経費が最小エリアの1.2倍以下		◎	
対象地内人口が11人以上30人以下	○	対象面積が6ha以上12ha未満	○	国道・主要地方道からの距離が1km以内距離が1km超1.5km以下	○	取付道の幅員が1.5m以上3m未満	○	工場用地(施設敷を除く)、山林、農地等	○	上水道等の給水エリア外	○	構造物を避けて5ha確保できないが、構造物の移転が可能	○	平均斜度が9%超15%以下	○	構成市町が所有する土地である又は住民等からの情報提供がある	○	運搬経費が最小エリアの1.2倍超1.3倍以下	○			
対象地内人口が31人以上	△	対象面積が6ha未満	△	国道・主要地方道からの距離が1.5km超	△	取付道の幅員が1.5m未満又は取付道がない	△	住宅用地、商業施設用地等	△		△	構造物を避けて5ha程度確保できず、構造物の移転が困難	△	平均斜度が15%超	△	構成市町が所有する土地でない住民等からの情報提供がない	△	運搬経費が最小エリアの1.3倍超	△			
候補対象地	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数		
一関市	123	○	3	○	3	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	○	6	△	2	◎	10	42
一関市	135	○	3	○	3	△	1	○	3	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	○	6	42
一関市	145	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	△	2	○	6	△	2	○	6	42
一関市	192	○	3	○	3	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	◎	10	△	2	○	6	42
一関市	211	◎	5	○	3	◎	5	△	1	○	3	◎	5	△	2	◎	10	△	2	○	6	42
一関市	216	◎	5	○	3	◎	5	△	1	○	3	◎	5	△	2	○	6	○	6	○	6	42
一関市	223	○	3	○	3	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	○	6	△	2	◎	10	42
一関市	227	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	△	2	42
一関市	231	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	△	2	42
一関市	232	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	△	2	42
一関市	237	◎	5	○	3	◎	5	△	1	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	42
平泉町	11	○	3	○	3	◎	5	○	3	○	3	○	3	○	3	△	2	△	2	○	6	40
一関市	15	△	1	○	3	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	◎	10	△	2	○	6	40
一関市	53	◎	5	○	3	◎	5	○	3	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	△	2	40
一関市	71	△	1	○	3	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	○	6	△	2	◎	10	40
一関市	76	○	3	△	1	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	○	6	△	2	◎	10	40
一関市	80	△	1	○	3	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	○	6	△	2	◎	10	40
一関市	88	△	1	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	△	2	△	2	△	2	◎	10	40
一関市	92	△	1	○	3	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	○	6	△	2	◎	10	40
一関市	105	◎	5	△	1	○	3	○	3	○	3	◎	5	△	2	○	6	△	2	◎	10	40
一関市	122	△	1	○	3	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	○	6	△	2	◎	10	40
一関市	127	△	1	○	3	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	○	6	△	2	◎	10	40
一関市	163	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	◎	10	△	2	△	2	40
一関市	166	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	◎	10	△	2	△	2	40
一関市	180	◎	5	◎	5	◎	5	△	1	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	△	2	40
一関市	195	○	3	○	3	○	3	◎	5	△	1	◎	5	△	2	◎	10	△	2	○	6	40
一関市	203	◎	5	△	1	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	△	2	40
一関市	204	◎	5	○	3	◎	5	○	3	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	△	2	40
一関市	212	◎	5	△	1	◎	5	△	1	○	3	◎	5	◎	10	○	6	△	2	△	2	40
一関市	228	○	3	○	3	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	△	2	40

比較項目	基礎要素(×1)												重要要素(×2)								総合評価	
	(1)評価対象地内人口		(2)敷地面積		(3)道路状況		(4)取付道の有無		(5)土地の利用状況		(6)インフラ整備状況(上水・簡水)		(7)構造物		(8)土地造成の容易性		(9)土地取得の容易性		(10)運搬経費の経済性			
候補対象地	稼働後の埋立造成等の騒音や振動等による住民生活への影響を考慮、候補地の近隣人口数に応じて評価する ※近隣人口数は250mメッシュの人口分布データから判断する		敷地面積に余裕があれば施設の配置計画や拡張性が柔軟になることから、面積に応じて評価する		工事の容易性に影響するため、国道・主要地方道からの距離に応じて評価する		候補地までの道路整備コストに影響するため、国道・主要地方道から候補地までの取付道の状況に応じて評価する		土地造成及び取得の容易性に影響するため、候補地の土地の利用状況に応じて評価する		施設で使用する水を確保するため、上水道等のインフラの整備状況に応じて評価する		主要地方道や工場等の大規模構造物については除外しているが、その他の構造物の状況に応じて評価する		造成費は事業に大きく影響することから、造成に影響する候補地の平均傾度に応じて評価する ※平均傾度は250mメッシュの平均傾度データより判断		土地取得の容易性に影響するため、構成市町が所有する土地か否か、住民等からの情報提供の状況に応じて評価する ※情報提供は、基本条件を満たす情報のみを指し、基本条件を満たさない情報は評価の対象としない		管内全域のごみ集積所から搬入を受けるため、運搬経費の評価に応じて評価する ※運搬経費の評価は、絞込み条件で算出した結果を使用する			
	対象地内人口が10人以下	◎	対象面積が12ha以上	◎	国道・主要地方道からの距離が1km以内	◎	取付道の幅員が3m以上	◎	空地、未利用地(工業団地内の区画を含む)	◎	上水道等の給水エリア内	◎	構造物を避けて5ha程度確保可能	◎	平均傾度が9%以下	◎	構成市町が所有する土地であり且つ住民等からの情報提供がある	◎	運搬経費が最小エリアの1.2倍以下	◎		
	対象地内人口が11人以上30人以下	○	対象面積が6ha以上12ha未満	○	国道・主要地方道からの距離が1km以内距離が1km超1.5km以下	○	取付道の幅員が1.5m以上3m未満	○	工場用地(施設数を除く)、山林、農地等	○	上水道等の給水エリア外	○	構造物を避けて5ha確保できないが、構造物の移転が可能	○	平均傾度が9%超15%以下	○	構成市町が所有する土地である又は住民等からの情報提供がある	○	運搬経費が最小エリアの1.2倍超1.3倍以下	○		
	対象地内人口が31人以上	△	対象面積が6ha未満	△	国道・主要地方道からの距離が1.5km超	△	取付道の幅員が1.5m未満又は取付道がない	△	住宅用地、商業施設用地等	△		△	構造物を避けて5ha程度確保できず、構造物の移転が困難	△	平均傾度が15%超	△	構成市町が所有する土地でなく住民等からの情報提供がない	△	運搬経費が最小エリアの1.3倍超	△		
	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
一関市	14	◎	5	△	1	◎	5	△	1	△	1	◎	5	△	2	◎	10	△	2	○	6	38
一関市	16	◎	5	○	3	△	1	△	1	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	○	6	38
一関市	30	◎	5	○	3	◎	5	△	1	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	△	2	38
一関市	52	◎	5	○	3	◎	5	○	3	○	3	○	3	◎	10	△	2	△	2	△	2	38
一関市	73	△	1	△	1	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	○	6	△	2	◎	10	38
一関市	98	△	1	△	1	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	○	6	△	2	◎	10	38
一関市	120	△	1	△	1	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	○	6	△	2	◎	10	38
一関市	155	○	3	○	3	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	○	6	△	2	○	6	38
一関市	161	○	3	○	3	○	3	△	1	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	○	6	38
一関市	179	○	3	◎	5	◎	5	△	1	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	△	2	38
一関市	10	○	3	△	1	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	△	2	○	6	○	6	36
一関市	32	◎	5	○	3	◎	5	△	1	△	1	◎	5	△	2	△	2	△	2	○	6	36
一関市	116	△	1	○	3	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	△	2	△	2	◎	10	36
一関市	167	△	1	○	3	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	◎	10	△	2	△	2	36
一関市	168	△	1	○	3	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	◎	10	△	2	△	2	36
一関市	198	◎	5	△	1	○	3	○	3	○	3	◎	5	△	2	○	6	○	6	△	2	36
一関市	13	△	1	○	3	◎	5	○	3	△	1	◎	5	△	2	○	6	△	2	○	6	34
一関市	63	△	1	△	1	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	△	2	△	2	◎	10	34
一関市	156	○	3	△	1	○	3	◎	5	△	1	◎	5	△	2	○	6	△	2	○	6	34
一関市	172	○	3	○	3	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	○	6	△	2	△	2	34
一関市	200	◎	5	△	1	◎	5	○	3	○	3	◎	5	△	2	○	6	△	2	△	2	34
一関市	229	◎	5	△	1	○	3	△	1	○	3	◎	5	◎	10	△	2	△	2	△	2	34
一関市	201	○	3	△	1	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	○	6	△	2	△	2	32
一関市	24	◎	5	○	3	△	1	○	3	△	1	◎	5	△	2	△	2	△	2	○	6	30
一関市	136	○	3	△	1	△	1	△	1	○	3	◎	5	△	2	○	6	△	2	○	6	30
一関市	157	◎	5	△	1	○	3	△	1	○	3	◎	5	△	2	△	2	△	2	○	6	30
平泉町	1	△	1	○	3	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	△	2	△	2	△	2	28
一関市	238	△	1	○	3	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	△	2	△	2	△	2	△	2	28
一関市	226	◎	5	○	3	△	1	△	1	○	3	◎	5	△	2	△	2	△	2	△	2	26

第2次選定結果



国土地理院の電子地形図（タイル）に候補地の位置を追記して掲載

第3次選定評価①評価結果

候補地 No.	第2次 選定比 較評価	第3次選定評価①					合計	総計						
		技術面の評価		土地利用面の評価	経済面の評価	土地権利面の評価			その他考慮すべき事項					
		点数	×1.0	×0.5	×1.5	×1.5			×0.5					
60	56	コメント	・基礎岩：△ ・盛土流用：× ・微地形の変化：△ ※地形の不安要素あり	△1×1.0=△1.0	△1×0.5=△0.5	・陰地割合：0.378	・敷地造成面積：59,200㎡ ・取付道路延長：360m	0×1.5=0.0	1×1.5=1.5	・所有者数：1人 ・地上権設定地有	0×0.5=0.0	0.0	56.0	
82	58	コメント	・基礎岩：△ ・盛土流用：× ・微地形の変化：△ ※地形の不安要素あり	△1×1.0=△1.0	1×0.5=0.5	・陰地割合：0.164	・敷地造成面積：60,500㎡ ・取付道路延長：360m	0×1.5=0.0	1×1.5=1.5	・所有者数：4人 ・未相続・筆界未定・共有の土地の名義数：2人 ・地上権設定利有	0×0.5=0.0	1.0	59.0	
89	56	コメント	・基礎岩：△ ・盛土流用：× ・微地形の変化：△	0×1.0=0.0	1×0.5=0.5	・陰地割合：0.167	・敷地造成面積：53,100㎡ ・取付道路延長：680m	1×1.5=1.5	△1×1.5=△1.5	・所有者数：7人 ・遠隔地在住の所有者数：5人 ・未相続・筆界未定・共有の土地の名義数：5人 ・地役権設定地有	0×0.5=0.0	0.5	56.5	
93	56	コメント	・基礎岩：△ ・盛土流用：× ・微地形の変化：△ ※地形の不安要素あり	△1×1.0=△1.0	0×0.5=0.0	・陰地割合：0.194	・敷地造成面積：50,500㎡ ・取付道路延長：430m	2×1.5=3.0	1×1.5=1.5	・所有者数：8人	0×0.5=0.0	3.5	59.5	
95	56	コメント	・基礎岩：△ ・盛土流用：△ ・微地形の変化：× ※地形の不安要素あり	△2×1.0=△2.0	0×0.5=0.0	・陰地割合：0.329	・敷地造成面積：61,600㎡ ・取付道路改良不要	1×1.5=1.5	1×1.5=1.5	・所有者数：5人 ・遠隔地在住の所有者数：2人	・工業団地に近接 ・近隣に神社及び寺あり	0×0.5=0.0	1.0	57.0
113	60	コメント	・基礎岩：△ ・盛土流用：× ・微地形の変化：△ ※地形の不安要素あり	△1×1.0=△1.0	△1×0.5=△0.5	・陰地割合：0.400	・敷地造成面積：60,700㎡ ・取付道路延長：590m	0×1.5=0.0	△1×1.5=△1.5	・所有者数：15人 ・遠隔地在住の所有者数：1人 ・未相続・筆界未定・共有の土地の名義数：8人	・近隣に太陽光発電施設あり	1×0.5=0.5	△2.5	57.5
118	56	コメント	・基礎岩：△ ・盛土流用：× ・微地形の変化：△	0×1.0=0.0	0×0.5=0.0	・陰地割合：0.342	・敷地造成面積：64,400㎡ ・取付道路延長：220m	△1×1.5=△1.5	△1×1.5=△1.5	・所有者数：13人 ・遠隔地在住の所有者数：1人		0×0.5=0.0	△3.0	53.0
119	56	コメント	・基礎岩：△ ・盛土流用：× ・微地形の変化：△	0×1.0=0.0	0×0.5=0.0	・陰地割合：0.296	・敷地造成面積：63,000㎡ ・取付道路改良不要	1×1.5=1.5	0×1.5=0.0	・所有者数：10人 ・遠隔地在住の所有者数：3人 ・未相続・筆界未定・共有の土地の名義数：4人		0×0.5=0.0	1.5	57.5
130	56	コメント	・基礎岩：△ ・盛土流用：× ・微地形の変化：× ※地形の不安要素あり	△2×1.0=△2.0	△1×0.5=△0.5	・陰地割合：0.400	・敷地造成面積：58,500㎡ ・取付道路延長：1,000m	△2×1.5=△3.0	0×1.5=0.0	・所有者数：11人 ・未相続・筆界未定・共有の土地の名義数：2人		0×0.5=0.0	△5.5	50.5
139	56	コメント	・基礎岩：△ ・盛土流用：× ・微地形の変化：× ※地形の不安要素あり	△2×1.0=△2.0	2×0.5=1.0	・陰地割合：0.000	・敷地造成面積：61,200㎡ ・取付道路改良不要	2×1.5=3.0	0×1.5=0.0	・所有者数：10人 ・遠隔地在住の所有者数：1人		0×0.5=0.0	2.0	58.0
141	56	コメント	・基礎岩：△ ・盛土流用：× ・微地形の変化：× ※地形の不安要素あり	△2×1.0=△2.0	1×0.5=0.5	・陰地割合：0.091	・敷地造成面積：57,100㎡ ・取付道路延長：950m	△2×1.5=△3.0	△1×1.5=△1.5	・所有者数：14人 ・遠隔地在住の所有者数：1人		0×0.5=0.0	△6.0	50.0
154	56	コメント	・基礎岩：△ ・盛土流用：× ・微地形の変化：△ ※地形の不安要素あり	△1×1.0=△1.0	△1×0.5=△0.5	・陰地割合：0.383	・敷地造成面積：56,700㎡ ・取付道路改良不要	2×1.5=3.0	0×1.5=0.0	・所有者数：13人		0×0.5=0.0	1.5	57.5
199	56	コメント	・基礎岩：△ ・盛土流用：× ・微地形の変化：△ ※地形の不安要素あり	△1×1.0=△1.0	0×0.5=0.0	・陰地割合：0.342	・敷地造成面積：61,900㎡ ・取付道路延長：530m	△1×1.5=△1.5	2×1.5=3.0	・所有者数：6人		0×0.5=0.0	0.5	56.5
215	58	コメント	・基礎岩：△ ・盛土流用：× ・微地形の変化：△	0×1.0=0.0	0×0.5=0.0	・陰地割合：0.363	・敷地造成面積：57,800㎡ ・取付道路延長：670m	△1×1.5=△1.5	0×1.5=0.0	・所有者数：14人 ・地役権設定地有		0×0.5=0.0	△1.5	56.5
218	58	コメント	・基礎岩：△ ・盛土流用：× ・微地形の変化：△ ※地形の不安要素あり	△1×1.0=△1.0	0×0.5=0.0	・陰地割合：0.275	・敷地造成面積：56,500㎡ ・取付道路延長：530m	1×1.5=1.5	1×1.5=1.5	・所有者数：9人		0×0.5=0.0	2.0	60.0
219	56	コメント	・基礎岩：△ ・盛土流用：× ・微地形の変化：× ※地形の不安要素あり	△2×1.0=△2.0	△2×0.5=△1.0	・陰地割合：0.536	・敷地造成面積：64,900㎡ ・取付道路延長：240m	△1×1.5=△1.5	△2×1.5=△3.0	・所有者数：138人 ・遠隔地在住の所有者数：6人 ・未相続・筆界未定・共有の土地の名義数：128人		0×0.5=0.0	△7.5	48.5
222	56	コメント	・基礎岩：○ ・盛土流用：○ ・微地形の変化：○	2×1.0=2.0	1×0.5=0.5	・陰地割合：0.074	・敷地造成面積：57,200㎡ ・取付道路延長：360m	0×1.5=0.0	1×1.5=1.5	・所有者数：4人 ・遠隔地在住の所有者数：1人		0×0.5=0.0	4.0	60.0
225	56	コメント	・基礎岩：○ ・盛土流用：○ ・微地形の変化：○	2×1.0=2.0	1×0.5=0.5	・陰地割合：0.091	・敷地造成面積：56,500㎡ ・取付道路延長：1,200m	△1×1.5=△1.5	2×1.5=3.0	・所有者数：1人		0×0.5=0.0	4.0	60.0
233	56	コメント	・基礎岩：△ ・盛土流用：△ ・微地形の変化：△	1×1.0=1.0	0×0.5=0.0	・陰地割合：0.315	・敷地造成面積：59,800㎡ ・取付道路延長：250m	1×1.5=1.5	1×1.5=1.5	・所有者数：5人 ・遠隔地在住の所有者数：1人 ・地役権設定地有		0×0.5=0.0	4.0	60.0

 が現地調査対象候補地

技術面の評価

候補地No.	基盤岩	盛土流用	微地形の変状など	点数
60	△:土砂～低固結軟岩	×:砂質粘土等※	△:緩やかな山容で風化層厚い(鞍部あり)	△ 1
82	△:土砂～低固結軟岩	×:砂質粘土等※	△:緩やかな山容で風化層厚い(鞍部あり)	△ 1
89	△:土砂～低固結軟岩	×:砂質粘土、砂礫等※	△:緩やかな山容で風化層厚い	0
93	△:土砂～低固結軟岩	×:砂質粘土、砂礫等※	△:緩やかな山容で風化層厚い(鞍部あり)	△ 1
95	△:低固結軟岩	△:砂質粘土、粘土質砂	×:概ね安定しているが、沢地形	△ 2
113	△:土砂～低固結軟岩	×:砂質粘土、砂礫等※	△:緩やかな山容で風化層厚い(鞍部あり)	△ 1
118	△:土砂～低固結軟岩	×:砂質粘土、砂礫等※	△:緩やかな山容で風化層厚い	0
119	△:土砂～低固結軟岩	×:砂質粘土、砂礫等※	△:緩やかな山容で風化層厚い	0
130	△:土砂～低固結軟岩	×:砂質粘土、砂礫等※	×:緩やかな山容で風化層厚い、崩壊地形見られる	△ 2
139	△:土砂～低固結軟岩	×:砂質粘土、砂礫等※	×:リニアメント確認、風化層厚い	△ 2
141	△:土砂～低固結軟岩	×:砂質粘土等※	×:緩やかな山容で風化層厚い、崩壊地形見られる	△ 2
154	△:土砂～低固結軟岩	×:砂質粘土等※	△:緩やかな山容で風化層厚い(鞍部あり)	△ 1
199	△:土砂～低固結軟岩	×:砂質粘土、砂礫等※	△:緩やかな山容で風化層厚い(鞍部あり)	△ 1
215	△:土砂～低固結軟岩	×:砂質粘土、砂礫等※	△:緩やかな山容で風化層厚い	0
218	△:土砂～低固結軟岩	×:砂質粘土、砂礫等※	△:緩やかな山容で風化層厚い(鞍部あり)	△ 1
219	△:土砂～低固結軟岩	×:砂質粘土、砂礫等※	×:崩壊地形を多数確認	△ 2
222	○:軟岩～硬岩	○:砂礫、粘土交じり礫	○:概ね安定	2
225	○:軟岩～硬岩	○:砂礫、粘土交じり礫	○:概ね安定	2
233	△:土砂～硬岩	△:砂礫、砂質粘土、粘土混じり礫	△:概ね安定、南側やや風化層厚い	1

※:高含水比で改良が必要

【用語の説明】

基盤岩 : その土地の最も古い岩石
 盛土流用: 造成工事で発生した土を盛土へ流用する場合の適性
 微地形 : 地形図には表現されないような地表面の微細な特徴
 鞍部 : 山の尾根のくぼんだ箇所
 リニアメント: 空中写真で地表に認められる直線的な地形の特徴(崩壊地形や鞍部などを結んだもの)

評価	分布	説明
2	2	評価項目が全て○
1	1	評価項目が全て△
0	4	評価項目のうち2つが△、且つ鞍部や崩壊地形がない
△ 1	7	評価項目のうち2つが△
△ 2	5	評価項目のうち2つ以上×

土地利用面の評価

(単位:ha)

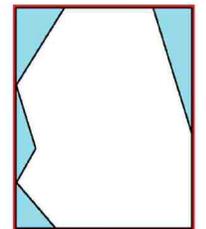
候補地No.	平場面積	想定整形地面積	陰地割合	点数
60	5.1	8.2	0.378	△ 1
82	5.1	6.1	0.164	1
89	5.0	6.0	0.167	1
93	5.0	6.2	0.194	0
95	5.1	7.6	0.329	0
113	5.1	8.5	0.400	△ 1
118	5.0	7.6	0.342	0
119	5.0	7.1	0.296	0
130	5.1	8.5	0.400	△ 1
139	5.0	5.0	0.000	2
141	5.0	5.5	0.091	1
154	5.0	8.1	0.383	△ 1
199	5.0	7.6	0.342	0
215	5.1	8.0	0.363	0
218	5.0	6.9	0.275	0
219	5.1	11.0	0.536	△ 2
222	5.0	5.4	0.074	1
225	5.0	5.5	0.091	1
233	5.0	7.3	0.315	0

平均 5.0 7.2 0.2705

【用語の説明】

想定整形地面積 : 各候補地の平場全域を囲む最少面積の長方形
 陰地 : 想定整形地面積 - 平場面積
 陰地割合 : 陰地/想定整形地面積

評価	陰地割合	分布
2	0.07未満	1
1	0.07以上0.17未満	5
0	0.17以上0.37未満	8
△ 1	0.37以上0.47未満	4
△ 2	0.47以上	1



□ 造成後の平場形状
 □ 想定整形地
 ■ 陰地

図. 想定整形地・陰地の関係

経済面の評価

候補地No.	造成面積 (㎡)	平均で除した数字	評価 (5割)	取付道路延長 (m)	平均で除した数字	評価 (5割)	合計	総合評価
60	59,200	1.003	0	360	0.818	0	0.0	0
82	60,500	1.025	0	360	0.818	0	0.0	0
89	53,100	0.900	2	680	1.545	△ 1	0.5	1
93	50,500	0.856	2	430	0.977	0	1.0	2
95	61,600	1.044	△ 1	0	0.000	2	0.5	1
113	60,700	1.029	0	590	1.341	0	0.0	0
118	64,400	1.092	△ 2	220	0.500	1	△ 0.5	△ 1
119	63,000	1.068	△ 1	0	0.000	2	0.5	1
130	58,500	0.992	0	1,000	2.273	△ 2	△ 1.0	△ 2
139	61,200	1.037	0	0	0.000	2	1.0	2
141	57,100	0.968	0	950	2.159	△ 2	△ 1.0	△ 2
154	56,700	0.961	0	0	0.000	2	1.0	2
199	61,900	1.049	△ 1	530	1.205	0	△ 0.5	△ 1
215	57,800	0.980	0	670	1.523	△ 1	△ 0.5	△ 1
218	56,500	0.958	1	530	1.205	0	0.5	1
219	64,900	1.100	△ 2	240	0.545	1	△ 0.5	△ 1
222	57,200	0.969	0	360	0.818	0	0.0	0
225	56,500	0.958	1	1,200	2.727	△ 2	△ 0.5	△ 1
233	59,800	1.014	0	250	0.568	1	0.5	1

平均 59,000 440 0.05

【用語の説明】

造成面積 : 5haの平場面積を確保するために必要となる面積
 取付道延長 : 候補地から2車線道路までの間に改良や新設が必要となる道路延長

評価	造成面積	平均で除した数字	分布	取付道延長	平均で除した数字	分布	合計	分布
2	~54,300	~0.92	2	なし	0	4	1.0以上	3
1	54,301~56,600	0.92~0.96	2	1~260	0~0.6	3	0.5以上1.0未満	5
0	56,601~61,400	0.96~1.04	10	261~620	0.60~1.40	7	0以上0.5未満	4
△ 1	61,401~63,700	1.04~1.08	3	621~880	1.40~2	2	△0.5以上0未満	5
△ 2	63,701~	1.08~	2	881~	2~	3	△0.5未満	2

土地権利面の評価

(単位:人)

候補地No.	所有者数	評価 (4割)	遠隔地在住の所有者数	評価 (3割)	未相続・筆界未定・共有の土地の名義数	評価 (2割)	地役権・地上権の有無	評価 (1割)	合計	総合評価
60	1	2		1		1	地上権	△ 1	1.2	1
82	4	2		1	2	0	地上権	△ 1	1.0	1
89	7	1	5	△ 1	5	0	地役権	0	0.1	△ 1
93	8	1		1		1		1	1.0	1
95	5	2	2	0		1		1	1.1	1
113	15	0	1	0	8	0		1	0.1	△ 1
118	13	0	1	0		1		1	0.3	△ 1
119	10	1	3	0	4	0		1	0.5	0
130	11	1		1	2	0		1	0.8	0
139	10	1	1	0		1		1	0.7	0
141	14	0	1	0		1		1	0.3	△ 1
154	13	0		1		1		1	0.6	0
199	6	2		1		1		1	1.4	2
215	14	0		1		1	地役権	0	0.5	0
218	9	1		1		1		1	1.0	1
219	138	△ 2	6	△ 1	128	△ 2		1	△ 1.4	△ 2
222	4	2	1	0		1		1	1.1	1
225	1	2		1		1		1	1.4	2
233	5	2	1	0		1	地役権	0	1.0	1

平均 15.16 1.16 7.21 0.67

【用語の説明】

所有者数 : 想定される造成地の所有者数。ただし、一関市、平泉町及び施設候補地として情報提供のあった土地の所有者数は含まない。
 遠隔地 : おおむね、盛岡、仙台より遠い場所(自動車移動で片道2時間程度以上の距離)
 未相続・筆界未定・共有の土地 : 保存登記がなされていない又は境界が未定又は同一住所ではない複数の所有者の土地

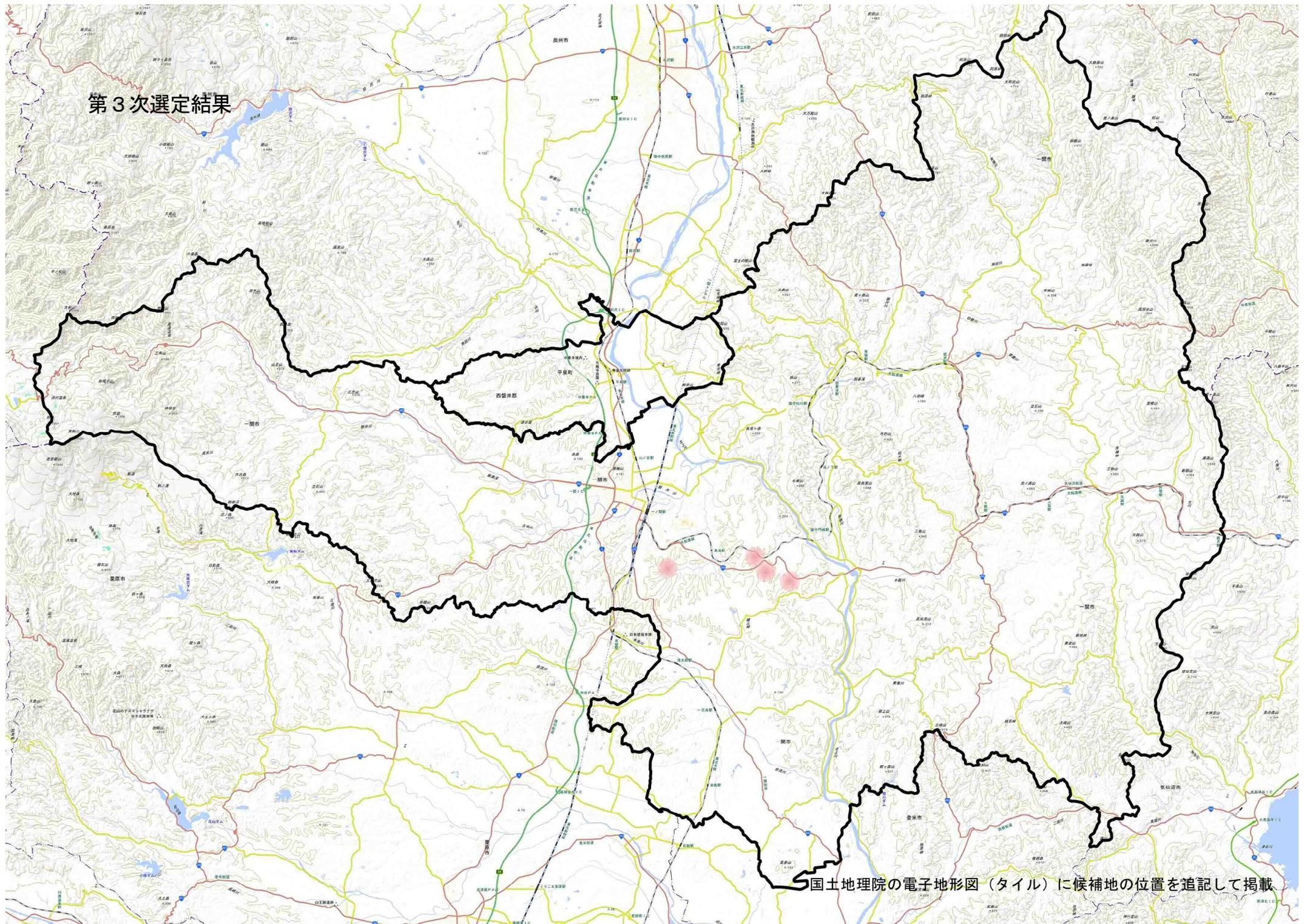
※上記は全て登記簿により確認

評価	所有者数	分布	遠隔地在住の所有者数	分布	未相続・筆界未定・共有の土地の名義数	分布	地役権・地上権の有無	分布	合計	分布
2	1~6	6		0		0		0	1.3以上	2
1	7~12	7	なし	9	なし	13	なし	14	1.0以上1.3未満	7
0	13~18	5	1~4	8	~10	5	地役権	3	0.4以上1.0未満	5
△ 1	19~24	0	5~9	2	11~20	0	地上権	2	△0.1以上0.4未満	4
△ 2	25~	1	10~	0	21~	1		0	△0.1未満	1

第3次選定相対評価結果表

候補地 No.	第2次選定		第3次選定										総計 A+B+C	
	比較評価 (A)	評価① (B)	評価②											
			項目	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	委員G	平均 (C)			
82	58	1.0	1 自然環境面の評価	ア	3	△ 2	△ 1	0	0	0	0	0	0.0	58.7
			2 生活環境面の評価	イ	2	1	0	0	0	0	△ 1	0.3		
			3 総合評価	ウ	2	△ 2	△ 1	0	△ 2	0	1	△ 0.3		
			合計(ア+イ+ウ×2)		9	△ 5	△ 3	0	△ 4	0	1	△ 0.3		
93	56	3.5	1 自然環境面の評価	ア	2	2	△ 1	0	0	△ 1	0	0.3	60.4	
			2 生活環境面の評価	イ	1	1	0	0	0	△ 1	△ 1	0.0		
			3 総合評価	ウ	1	1	△ 1	0	0	△ 1	2	0.3		
			合計(ア+イ+ウ×2)		5	5	△ 3	0	0	△ 4	3	0.9		
139	56	2.0	1 自然環境面の評価	ア	2	1	△ 1	0	0	△ 3	0	△ 0.1	59.3	
			2 生活環境面の評価	イ	2	2	0	0	1	△ 1	0	0.6		
			3 総合評価	ウ	0	2	0	1	1	△ 2	1	0.4		
			合計(ア+イ+ウ×2)		4	7	△ 1	2	3	△ 8	2	1.3		
218	58	2.0	1 自然環境面の評価	ア	3	△ 2	1	0	△ 1	0	0	0.1	60.7	
			2 生活環境面の評価	イ	2	1	1	0	0	0	0	0.6		
			3 総合評価	ウ	1	△ 1	1	△ 1	△ 1	0	1	0.0		
			合計(ア+イ+ウ×2)		7	△ 3	4	△ 2	△ 3	0	2	0.7		
222	56	4.0	1 自然環境面の評価	ア	2	3	△ 1	1	1	0	0	0.9	63.7	
			2 生活環境面の評価	イ	1	2	1	0	1	△ 1	0	0.6		
			3 総合評価	ウ	0	2	1	2	1	△ 1	3	1.1		
			合計(ア+イ+ウ×2)		3	9	2	5	4	△ 3	6	3.7		
225	56	4.0	1 自然環境面の評価	ア	2	△ 1	1	△ 1	△ 1	△ 1	0	△ 0.1	57.7	
			2 生活環境面の評価	イ	1	△ 2	1	0	△ 2	△ 1	0	△ 0.4		
			3 総合評価	ウ	△ 2	△ 2	1	△ 1	△ 1	△ 1	0	△ 0.9		
			合計(ア+イ+ウ×2)		△ 1	△ 7	4	△ 3	△ 5	△ 4	0	△ 2.3		
233	56	4.0	1 自然環境面の評価	ア	2	2	2	0	1	0	0	1.0	65.1	
			2 生活環境面の評価	イ	2	2	2	0	1	△ 1	0	0.9		
			3 総合評価	ウ	1	3	2	2	1	△ 1	3	1.6		
			合計(ア+イ+ウ×2)		6	10	8	4	4	△ 3	6	5.1		

第3次選定結果



国土地理院の電子地形図（タイル）に候補地の位置を追記して掲載

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設・一般廃棄物最終処分場

整備候補地の情報提供を求めます

情報提供を求める期間：平成 30 年 12 月 25 日(火)～平成 31 年3月 29 日(金)

1 趣旨

一関地区広域行政組合では、焼却施設の老朽化や最終処分場の埋立残容量が逼迫する中で、新たなエネルギー回収型一般廃棄物処理施設と一般廃棄物最終処分場の整備に向けて、施設ごとに専門家による候補地選定委員会を設置し候補地の選定を段階的に進めています。

各選定委員会での協議の内容は、随時、組合ホームページ、市町の広報により住民の皆さまにお知らせしてきたところです。

各選定委員会では、現在、第 2 次選定段階にあり、今後、候補地を絞り込む際には、施設整備に対する地元の理解や土地の現況などの土地情報が重要要素となり、事業の実現性に大きく関係するものであると捉えています。また、すでに住民の皆さまからは候補地に関する自発的な情報提供が寄せられている状況も踏まえ、広く住民の皆さまから情報提供を求めることとし、それらの情報を適切に候補地選定に反映することとしました。

新たな一般廃棄物処理施設の整備に向け、情報をお寄せいただきますようお願いいたします。

2 情報提供をいただく方について

(1) 土地の所有者等

(土地を所有する個人・法人または当該土地を管理している者)

※ 複数の土地所有者等から情報提供する場合は、連名によることとします。

※ 「当該土地を管理している者」とは、未相続物件や共有地などの場合、実質的に当該土地を管理している者などをいいます。

(2) 土地が所在する自治会等

(自治会、町内会、民区、地域協働体などの任意団体)

※ 上記(1)の土地所有者等以外にも、当該土地が所在する自治会等から情報を求めるものです。

※ 当該土地が複数の自治会等にまたがるときは、該当する全ての自治会等の代表者の連名によることとします。

※ 土地所有者等(当該土地が未相続物件や共有地などの場合、実質的に当該土地を管理している者を含む)の同意が得られていることが必要です。

3 情報を求める土地の条件について

各施設の基本的な条件は、次のとおりです。

(1) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設

① 約 5 ha (約 50,000 m²) を確保できる土地であること

② 第 1 次選定の除外条件に該当しない土地であること

* 詳細は別紙 1 及び図 1 のとおり

(2) 一般廃棄物最終処分場

① 約 4 ha (約 40,000 m²) を確保できる土地であること

② 第 1 次選定の除外条件に該当しない土地であること

* 詳細は別紙 2 及び図 2 のとおりです。

※ 別紙 1 及び別紙 2 に示す「情報提供に係る基本的な条件」のうち第 1 次選定(除外条件)該当の有無は、広域行政組合において確認することから、情報提供者において確認いただく必要はありません。

4 情報提供の方法について

(1) 情報提供は書面により行うこととし、情報提供時の必要書類は次のとおりです。

① 様式 1 (土地所有者等用) 又は様式 2 (自治会等用)

② 別紙 1 (所在地及び土地所有者一覧表)

③ 位置図 (土地の所在がわかる図面など)

④ その他参考資料

(2) 提出先

一関地区広域行政組合 総務管理課

一関市竹山町 7-2

5 寄せられた情報の取扱いについて

寄せられた候補地の情報は、全て各選定委員会に報告するとともに、「情報提供に係る基本的な条件」(第 1 次選定(除外条件)に該当しないことなど)に合致することを広域行政組合で確認のうえ、第 2 次選定における評価に反映することとなります。

なお、第 2 次選定の選定条件・比較評価の基準については各選定委員会において現在、検討中です。

また、情報提供者本人への結果通知は、第 2 次選定結果の公表をもってこれに代えます。

6 情報提供者の公表等について

情報提供者の氏名等は公表しません。

なお、情報提供の有無(情報提供があったこと)は第 2 次選定の資料に表示することとなります。

7 その他

各選定委員会の候補地選定状況については、組合ホームページに随時掲載しておりますので、参考にしてください。

なお、候補地選定の進め方については、参考資料「候補地選定フロー」をご覧ください。

問い合わせ先

一関地区広域行政組合 総務管理課

〒021-8501 一関市竹山町 7-2 TEL 21-2111(内 8751) FAX 31-3224

メールアドレス somukanri@city.ichinoseki.iwate.jp

ホームページ <https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/kouiki-gyousei/>

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設(情報提供に係る基本的な条件)

別紙1

① 整備候補地の条件等

選定範囲	一関市、平泉町全域（一関市狐禅寺地区を除く）
必要面積	約5 ha (50,000 m ²) 内訳 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等敷地 : 約4 ha 余熱活用施設敷地 : 約1 ha
その他	※ 余熱活用施設の整備は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地が決定した後に地域と協議のうえ検討されることから、候補地選定においては余熱活用施設の敷地面積を仮に1 haと設定して必要面積に加えて選定。 ※ エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の概要 施設規模：焼却処理能力105 t/日（稼働開始年度に応じ適宜見直し） 敷地面積：約4 ha（約40,000 m ² ） 対象廃棄物：焼却対象一般廃棄物（粗大ごみを含む） 使用年数：40年程度（使用開始後20年程度で基幹改良を想定） 整備内容：当初は、エネルギー回収棟、管理・啓発棟、計量棟、ストックヤード、資材棟、車庫棟、駐車場、洗車場、災害時ストックヤードなど整備予定。リサイクル棟は将来的な移転を考慮し敷地のみ確保する。

② 第1次選定（除外条件）

[自然的特性条件（18項目）]

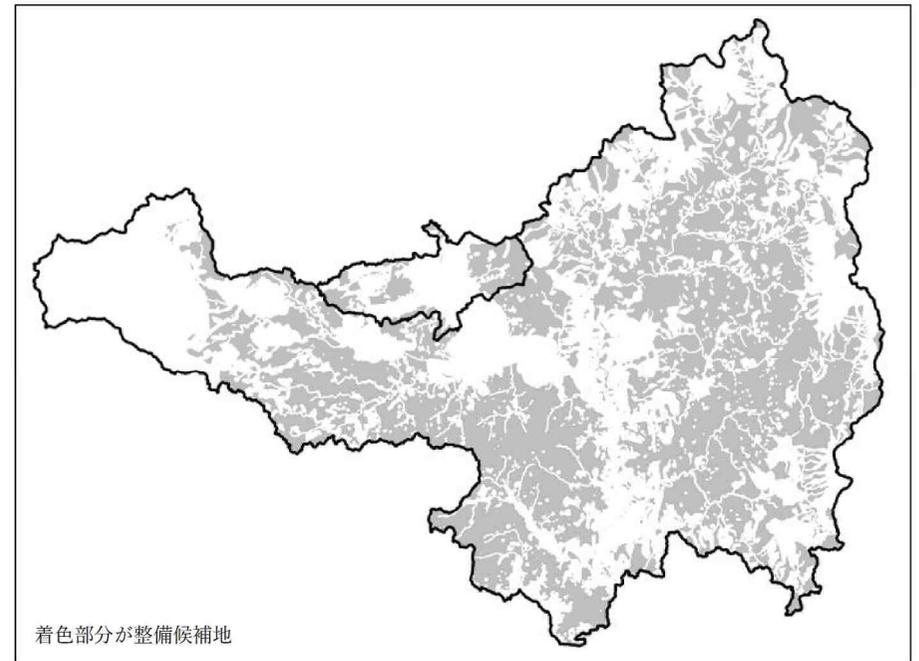
条件	除外の方法
1. 自然公園地域	条件が該当する全域を除外
2. 自然環境保全地域	条件が該当する全域を除外
3. 環境緑地保全地域	条件が該当する全域を除外
4. 鳥獣保護区特別保護地区	条件が該当する全域を除外
5. 国有林	条件が該当する全域を除外
6. 保安林	条件が該当する全域を除外
7. 河川保全区域	条件が該当する全域を除外
8. 緑の回廊	条件が該当する全域を除外
9. 砂防指定地	条件が該当する全域を除外
10. 急傾斜地崩壊危険区域	条件が該当する全域を除外
11. 地すべり防止区域	条件が該当する全域を除外
12. 地すべり危険地区	条件が該当する全域を除外
13. 山腹崩壊危険地区	影響範囲を半径100mとして除外
14. なだれ危険地区	影響範囲を半径100mとして除外
15. 崩壊土砂流出危険地区	影響範囲を半径100mとして除外
16. 土石流危険溪流	条件が該当する全域を除外
17. 地すべり地形分布図	条件が該当する全域を除外
18. 浸水想定区域	条件が該当する全域を除外

[社会的特性条件（6項目）]

条件	除外の方法
19. 都市計画区域	工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く用途指定区域を除外
20. 文化財等	影響範囲を半径100mとして除外
21. 埋蔵文化財包蔵地	条件が該当する全域を除外
22. 重要文化的景観	条件が該当する全域を除外
23. 巨樹・巨木林	影響範囲を半径100mとして除外
24. 景観地区・準景観地区	条件が該当する全域を除外

[エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会第1次選定結果図]

図1



※ 詳細は、広域行政組合総務管理課へお問い合わせください。

① 整備候補地の条件等

選定範囲	一関市、平泉町全域（一関市狐禅寺地区を除く）
必要面積	約4ha（40,000㎡）
埋立年数	25年間（15年間）
埋立容量	178,000㎡（107,962㎡）
対象廃棄物	焼却残渣、不燃残渣

② 第1次選定（除外条件）

[自然的特性条件（18項目）]

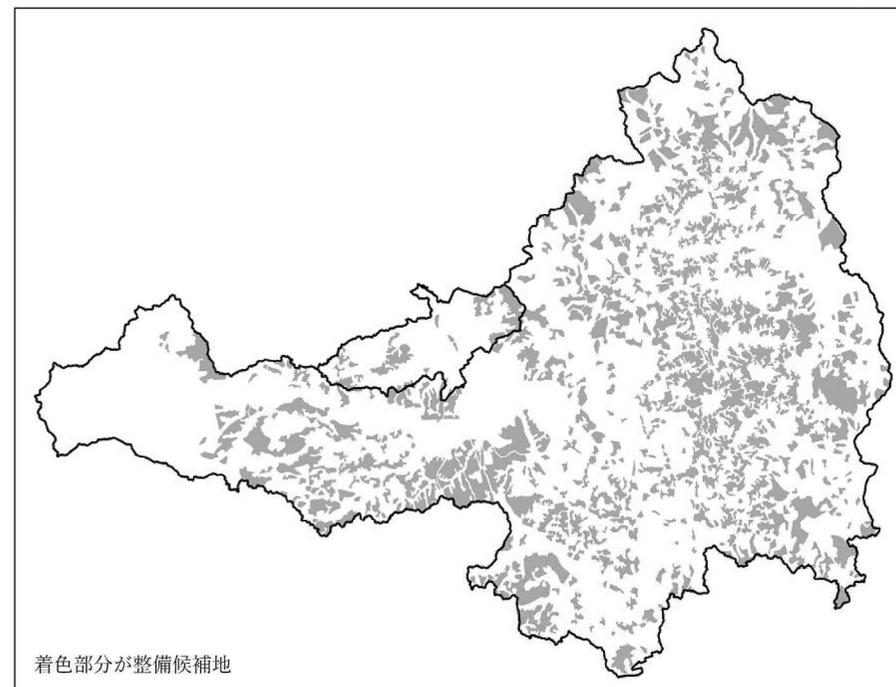
条件	除外の方法
1. 自然公園地域	条件が該当する全域を除外
2. 自然環境保全地域	条件が該当する全域を除外
3. 環境緑地保全地域	条件が該当する全域を除外
4. 鳥獣保護区特別保護地区	条件が該当する全域を除外
5. 国有林	条件が該当する全域を除外
6. 保安林	条件が該当する全域を除外
7. 河川保全区域	条件が該当する全域を除外
8. 緑の回廊	条件が該当する全域を除外
9. 砂防指定地	条件が該当する全域を除外
10. 急傾斜地崩壊危険区域	条件が該当する全域を除外
11. 地すべり防止区域	条件が該当する全域を除外
12. 地すべり危険地区	条件が該当する全域を除外
13. 山腹崩壊危険地区	影響範囲を半径100mとして除外
14. なだれ危険地区	影響範囲を半径100mとして除外
15. 崩壊土砂流出危険地区	影響範囲を半径100mとして除外
16. 土石流危険溪流	条件が該当する全域を除外
17. 地すべり地形分布図	条件が該当する全域を除外
18. 浸水想定区域	条件が該当する全域を除外

[社会的特性条件（7項目）]

条件	除外の方法
19. 都市計画区域	工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く用途指定区域を除外
20. 農業振興地域	農用地区域及び農業施設用地のみ除外
21. 文化財等	影響範囲を半径100mとして除外
22. 埋蔵文化財包蔵地	条件が該当する全域を除外
23. 重要な文化的景観	条件が該当する全域を除外
24. 巨樹・巨木林	影響範囲を半径100mとして除外
25. 景観地区・準景観地区	条件が該当する全域を除外

【一般廃棄物最終処分場候補地選定委員会第1次選定結果図】

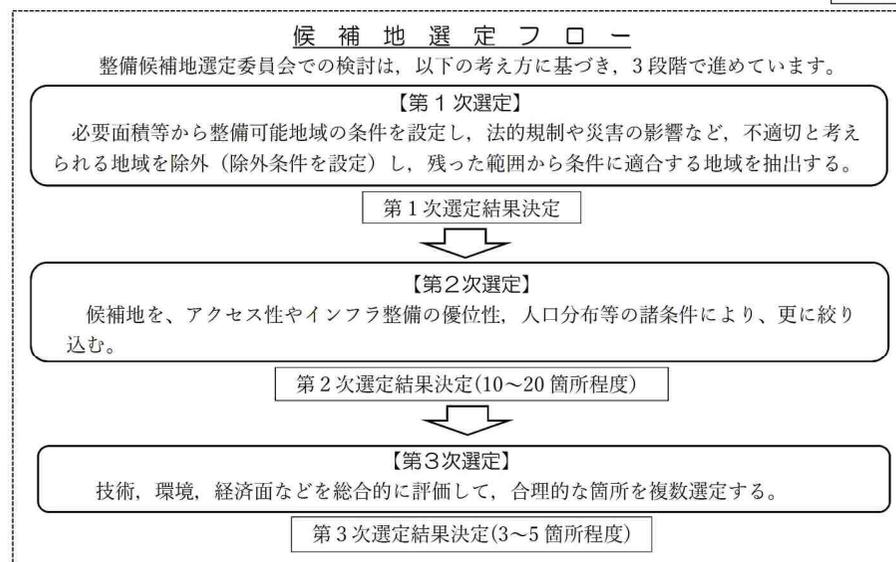
図2



着色部分が整備候補地

※ 詳細は、広域行政組合総務管理課へお問い合わせください。

参考資料



エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物最終処分場に係る整備候補地の選定状況について

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設（以下「新焼却施設」という。）及び新一般廃棄物最終処分場（以下「新最終処分場」という。）については、施設ごとに有識者による整備候補地選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、本年10月までにそれぞれ3～5か所程度に整備候補地を選定することとしている。

これまでの選定委員会での検討状況は、以下のとおり。

※ **選定委員会の構成**：新焼却施設にあつては、廃棄物処理工学、環境影響評価、動物生態学、植物生態学、地盤工学、廃棄物処理の専門家及び行政有識者の7名で構成している。
また、新最終処分場にあつては、概ね上記構成員と同様であるが、廃棄物処理の専門家に代わり環境・放射能の専門家の7名で構成している。

1 各施設の概要

各施設の基本的な内容は、次のとおり。

【新焼却施設の概要】

項目	内 容
施設規模	焼却処理能力 105 t／日（今後の必要焼却量に応じて適宜見直す。）
敷地面積	約 4 ha（40,000 m ² ）
対象廃棄物	焼却対象一般廃棄物（粗大ごみを含む。）
使用年数	40年程度（使用開始後20年程度で基幹改良を想定）
整備内容（予定）	◎ エネルギー回収棟 ◎ 管理・啓発棟 ◎ 計量棟 ◎ ストックヤード ◎ 資材棟 ◎ 車庫棟 ◎ 駐車場 ◎ 洗車場 ◎ 災害時ストックヤード ◎ リサイクル棟（敷地のみ確保）

※ 候補地選定に当たっては、余熱活用施設敷地を約1haと想定し、これを加えた約5haで選定作業を進めている。

【新最終処分場の概要】

項目	内 容
施設規模	埋立容量 約 178,000 m ³
敷地面積	約 4 ha（40,000 m ² ）
施設区分	管理型最終処分場
埋立対象	焼却残渣、不燃残渣、不燃ごみ、その他

2 候補地選定の手順

各選定委員会では、候補地選定の手順を次のとおり3段階で進めることとしている。

区分	内 容
第1次選定	必要面積等から整備可能地域の条件を設定し、法的規制や災害の影響など不適切と考えられる地域を除外（除外条件を設定）し、残った範囲から条件に適合する地域を抽出する。
第2次選定	候補地をアクセス性やインフラ整備の優位性、人口分布等の諸条件により、更に絞り込む。（候補地として10～20か所程度を選定）
第3次選定	技術、環境、経済面などを総合的に評価して、合理的な箇所数を複数選定する。（候補地として3～5か所程度を選定）

3 第1次選定（除外条件）

各選定委員会では、以下の除外条件を設定し、第1次選定作業を行った。
その結果、組合管内の総面積1,319.81 km²に対し、新焼却施設は754.27 km²（57.15%、[図1]）、新最終処分場は268.17 km²（20.32%、[図2]）を整備可能地域として第1次選定結果とした。

【新焼却施設の第1次選定（除外条件）】

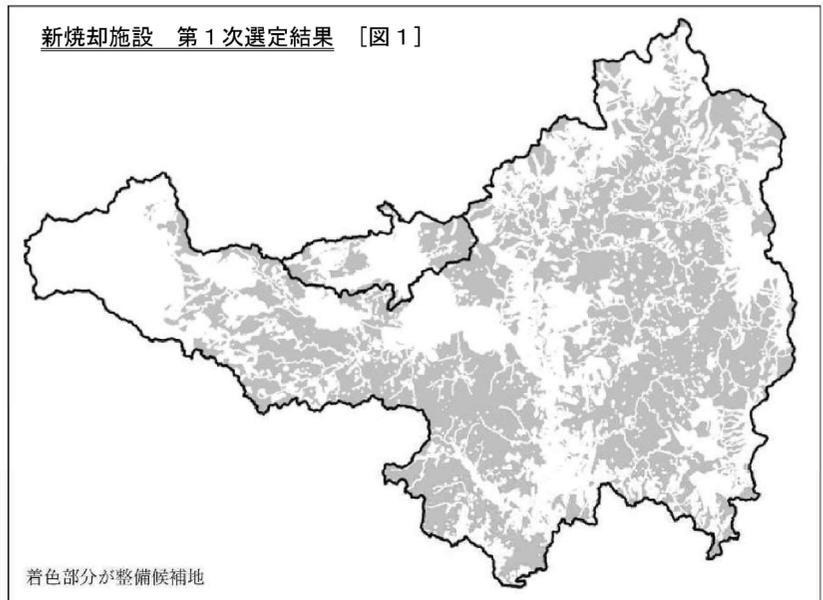
（自然的特性条件 18 項目）

◎ 自然公園地域	◎ 河川区域	◎ 山腹崩壊危険地区
◎ 自然環境保全地域	◎ 緑の回廊	◎ なだれ危険地区
◎ 環境緑地保全地域	◎ 砂防指定地	◎ 崩壊土砂流出危険地区
◎ 鳥獣保護区特別保護地区	◎ 急傾斜地崩壊危険区域	◎ 土石流危険渓流
◎ 国有林	◎ 地すべり防止区域	◎ 地すべり地形分布図
◎ 保安林	◎ 地すべり危険地区	◎ 浸水想定区域
上記条件が該当する全域を除外。 ただし、◎ ◎ ◎ については影響範囲を半径100mとして除外。		

（社会的特性条件 6 項目）

◎ 都市計画区域	㉑ 埋蔵文化財包蔵地	㉓ 巨樹・巨木林
◎ 文化財等	㉒ 重要文化的景観	㉔ 景観地区・準景観地区
上記条件が該当する全域を除外。 ただし、◎ については、工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く用途指定区域を除外。◎ ㉓ については影響範囲を半径100mとして除外。		

新焼却施設 第1次選定結果 [図1]



【新最終処分場の第1次選定（除外条件）】

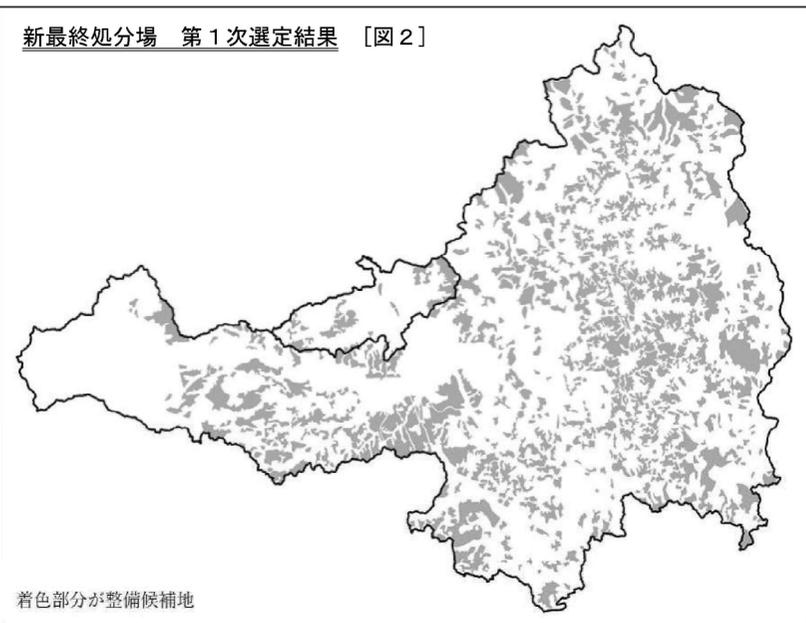
（自然的特性条件 18 項目）

㉑ 自然公園地域	㉒ 河川保全区域	㉓ 山腹崩壊危険地区
㉔ 自然環境保全地域	㉕ 緑の回廊	㉖ なだれ危険地区
㉗ 環境緑地保全地域	㉘ 砂防指定地	㉙ 崩壊土砂流出危険地区
㉚ 鳥獣保護区特別保護地区	㉛ 急傾斜地崩壊危険区域	㉜ 土石流危険渓流
㉝ 国有林	㉞ 地すべり防止区域	㉟ 地すべり地形分布図
㊱ 保安林	㊲ 地すべり危険地区	㊳ 浸水想定区域
上記条件が該当する全域を除外。 ただし、㉑㉒㉓については影響範囲を半径 100m として除外。		

（社会的特性条件 7 項目）

㉑ 都市計画区域	㉒ 埋蔵文化財埋蔵地	㉓ 景観地区・準景観地区
㉔ 農業振興地域	㉕ 重要文化的景観	
㉖ 文化財等	㉗ 巨樹・巨木林	
上記条件が該当する全域を除外。 ただし、㉑については、工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く用途指定区域を除外。㉒については、農用地区域及び農業用施設用地のみ除外。㉓については影響範囲を半径 100m として除外。		

新最終処分場 第1次選定結果 [図2]



4 第2次選定

各選定委員会では、以下のとおり第2次選定における除外条件及び比較評価項目を設定し、第2次選定作業を行った。

また、各選定委員会では、整備候補地の絞り込みに際しては、施設整備に対する地元の理解や土地の現況などの土地情報が重要要素であるとして、平成 30 年 12 月から平成 31 年 3 月まで広く住民から整備候補地の情報提供を求めた。その結果、情報提供は 18 件が寄せられた。

各選定委員会は、令和元年 5 月 24 日、情報提供を比較評価項目の一つとして反映し、それぞれ 19 箇所を第2次選定結果とした。（別紙 1 第2次選定候補地位置図を参照）

【新焼却施設の第2次選定の条件】

（絞り込み条件項目 7 項目）

㉑ 人口分布	㉒ 公共投資エリアの回避	㉓ 農業振興地域整備計画との整合性
㉔ 土地造成の容易性	㉕ 隣接自治体からの距離	
㉖ 構造物等の有無	㉗ 運搬経費の経済性	

（比較評価項目 10 項目）

㉑ 評価対象地人口	㉒ 土地の利用状況	㉓ 土地造成の容易性
㉔ 敷地面積	㉕ インフラ整備状況（上水・簡水）	㉖ 土地取得の容易性
㉗ 道路状況		㉘ 運搬経費の経済性
㉙ 取付道の有無	㉚ 構造物等の有無	

【新最終処分場の第2次選定の条件】

（絞り込み条件項目 8 項目）

㉑ 人口分布	㉒ 道路状況	㉓ 公共施設（市町村）
㉔ 土地造成の容易性	㉕ 学校、病院等からの距離	㉖ インフラ整備状況（上水・簡水）
㉗ 構造物等の有無	㉘ 公共施設（国・県）	

（比較評価項目 10 項目）

㉑ 評価対象地人口	㉒ 土地の利用状況	㉓ 人口重心からの距離
㉔ 敷地面積	㉕ 構造物等の有無	㉖ 隣接自治体からの距離
㉗ 道路状況	㉘ 土地造成の容易性	
㉙ 取付道の有無	㉚ 土地取得の容易性	

5 選定委員会の検討状況等

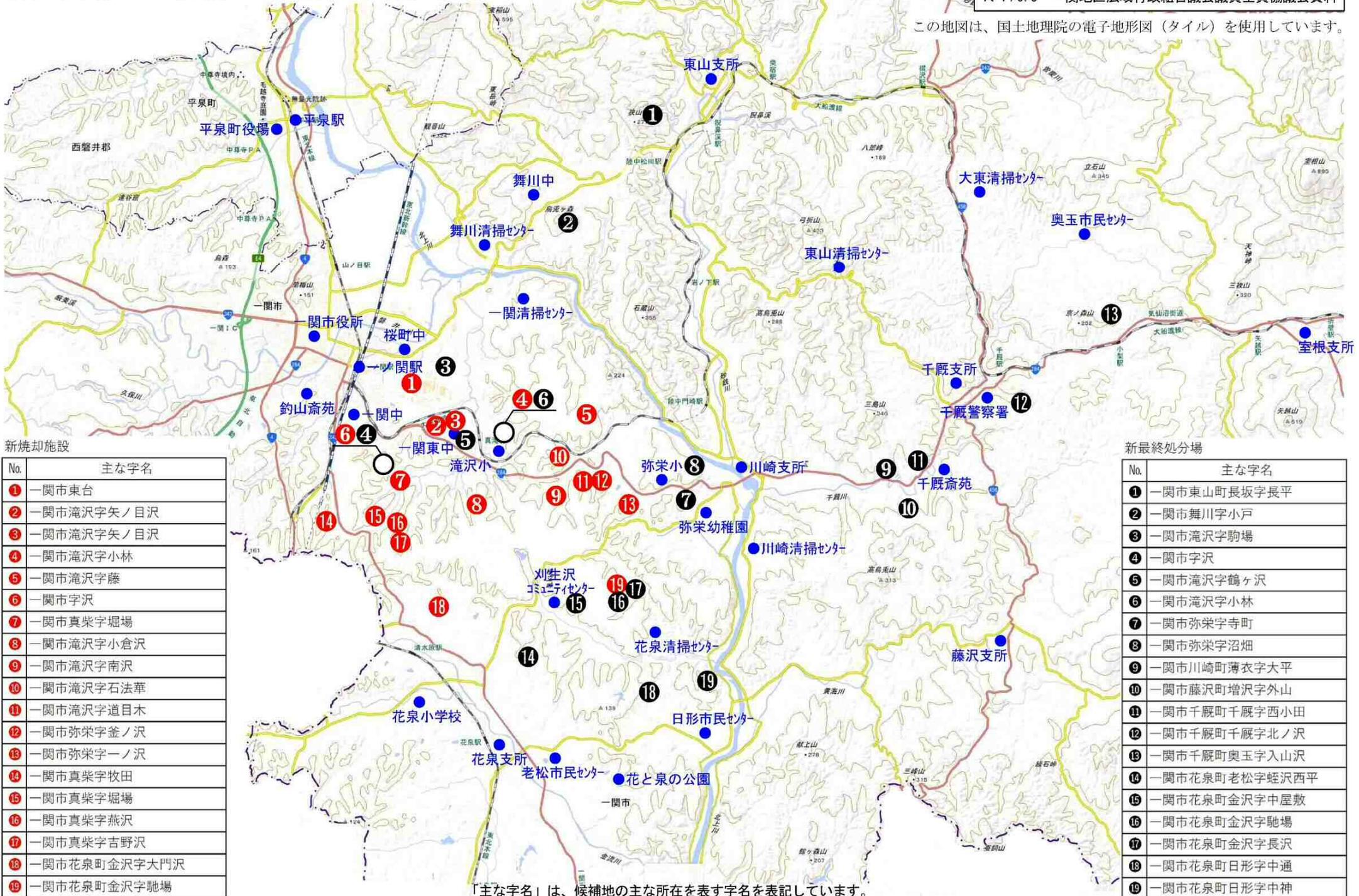
選定委員会のこれまでの検討状況及び今後のスケジュールは、別紙 2 のとおりである。

なお、選定委員会が本年 10 月までに候補地を 3～5 か所程度に絞り込んだ後は、候補地となった地元への説明会を開催するなどして、最終的に令和 2 年度を目途に整備候補地を 1 箇所に決定していく予定としている。

新焼却施設及び新最終処分場第2次選定候補地位置図

R1.6.5 一関地区広域行政組合議会議員全員協議会資料

この地図は、国土地理院の電子地形図（タイル）を使用しています。



新焼却施設

No.	主な字名
①	一関市東台
②	一関市滝沢字矢ノ目沢
③	一関市滝沢字矢ノ目沢
④	一関市滝沢字小林
⑤	一関市滝沢字藤
⑥	一関市字沢
⑦	一関市真柴字堀場
⑧	一関市滝沢字小倉沢
⑨	一関市滝沢字南沢
⑩	一関市滝沢字石法華
⑪	一関市滝沢字道目木
⑫	一関市弥栄字釜ノ沢
⑬	一関市弥栄字ノノ沢
⑭	一関市真柴字枚田
⑮	一関市真柴字堀場
⑯	一関市真柴字燕沢
⑰	一関市真柴字吉野沢
⑱	一関市花泉町金沢字大門沢
⑲	一関市花泉町金沢字馳場

新最終処分場

No.	主な字名
①	一関市東山町長坂字長平
②	一関市舞川字小戸
③	一関市滝沢字駒場
④	一関市字沢
⑤	一関市滝沢字鶴ヶ沢
⑥	一関市滝沢字小林
⑦	一関市弥栄字寺町
⑧	一関市弥栄字沼畑
⑨	一関市川崎町薄衣字大平
⑩	一関市藤沢町増沢字外山
⑪	一関市千厩町千厩字西小田
⑫	一関市千厩町千厩字北ノ沢
⑬	一関市千厩町奥玉字入山沢
⑭	一関市花泉町老松字蛭沢西平
⑮	一関市花泉町金沢字中屋敷
⑯	一関市花泉町金沢字馳場
⑰	一関市花泉町金沢字長沢
⑱	一関市花泉町日形字中通
⑲	一関市花泉町日形字中神

「主な字名」は、候補地の主な所在を表す字名を表記しています。

[候補地選定委員会の検討状況及び今後のスケジュール]

年月	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会	年月	一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会
H30. 3		H30. 3	第1回選定委員会 (3/19) ○整備計画及び候補地選定手順について協議 ○第1次選定条件について協議
. 4		. 4	
. 5		. 5	第2回選定委員会 (5/23) ○第1次選定条件について協議
. 6		. 6	
. 7		. 7	第3回選定委員会 (7/2) ○第1次選定条件について協議 (自然的特性条件18項目、社会的特性条件7項目) ○第2次選定条件等について協議
. 8		. 8	
. 9	第1回選定委員会 (9/12) ○整備計画及び候補地選定手順について協議	. 9	第4回選定委員会 (9/12) ○候補地選定手順について見直し ○第1次選定結果を決定 (全体面積の20.3%、26,817.8haまで絞り込んだ) (593エリア、[最大704.4ha、最小4.2ha]) ○第2次選定条件等について協議
. 10		. 10	
. 11	第2回選定委員会 (11/ 7) ○整備候補地の条件について確認 ○第1次選定条件について協議 (自然的特性条件18項目、社会的特性条件6項目)	. 11	
. 12	第3回選定委員会 (12/17) ○第1次選定結果を決定 (全体面積の57.15%、約75,427.2haに絞込んだ) ○候補地の情報提供を求めることについて決定 ○第2次選定条件等について協議	. 12	第5回選定委員会 (12/17) ○候補地の情報提供を求めることについて決定 ○第2次選定条件等について協議 (除外条件項目8項目、比較評価項目10項目)
H31. 1		H31. 1	
. 2		. 2	
. 3	第4回選定委員会 (3/4) ○第2次選定条件等について協議 (除外条件項目7項目、比較評価項目10項目)	. 3	
. 4		. 4	
R01. 5	第5回選定委員会 (5/24) ○第2次選定結果を決定 (候補地として19か所を選定した)	R01. 5	第6回選定委員会 (5/24) ○第2次選定結果を決定 (候補地として19か所を選定した)
. 6		. 6	
. 7	第6回選定委員会 ○第3次選定条件等について協議	. 7	第7回選定委員会 ○第3次選定条件等について協議
. 8		. 8	
. 9	現地調査	. 9	現地調査
. 10	第7回選定委員会 ○第3次選定結果を決定 (候補地を3～5か所程度に絞り込む)	. 10	第8回選定委員会 ○第3次選定結果を決定 (候補地を3～5か所程度に絞り込む)

住民の皆様へ

新焼却施設・新最終処分場 整備候補地選定に係る現地調査のお知らせ

[実施期間：9月2日(月)～13日(金)]

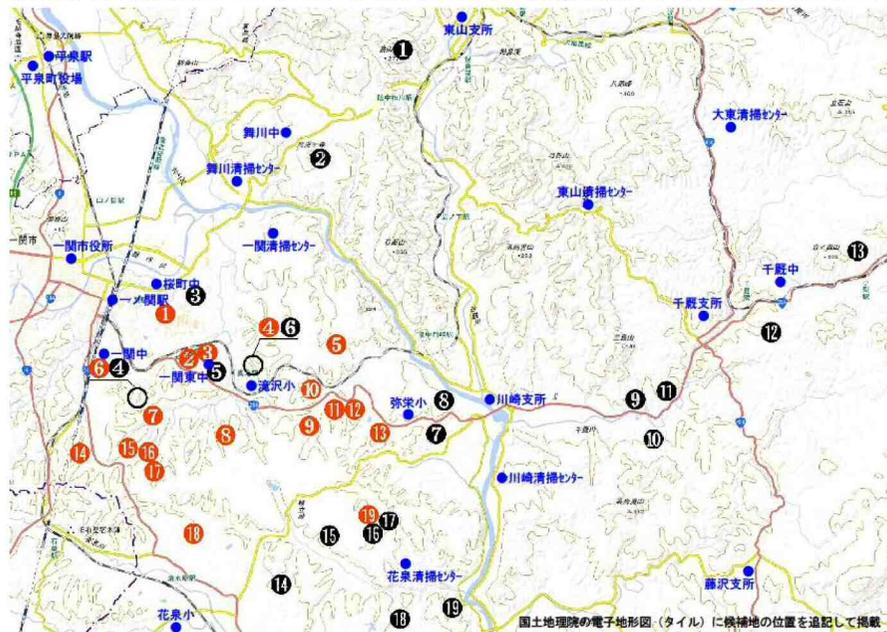
一関地区広域行政組合では、現在、新焼却施設と新最終処分場の整備候補地を選定するため、専門家による整備候補地選定委員会を設置して、第1次選定から第3次選定の3段階で選定作業を進めています。

選定作業は、現在、第3次選定に入っており、現地調査による評価を経て、各施設とも本年10月までに整備候補地を3から5か所程度に決定する予定としています。

つきましては、現地調査を9月2日(月)～13日(金)の間に行いますのでお知らせします。

なお、現地調査は、第2次選定で決定した各施設それぞれ19か所の候補地(下図)から、調査箇所を抽出して行います。(現地調査の際は、民有地へ立ち入ることはありません。)

新焼却施設・新最終処分場の第2次選定の候補地位置図(※赤は新焼却施設、黒は新最終処分場)



問い合わせ先 一関地区広域行政組合 総務管理課
Tel (代表) 21-2111 (内線 8751)

一般廃棄物最終処分場整備候補地 第1次選定結果を公表しています

3月から「一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会」で進めてきた最終処分場の整備候補地の第1次選定結果が、9月12日の第4回の委員会で決定しました。

第1次選定では、「浸水想定区域」や「急傾斜地崩壊危険区域」などの自然的特性19条件、「農業振興地域の農村地区域」などの社会的特性7条件の計26条件に該当する区域を、施設の整備にふさわしくない場所として除き、下図の緑の部分で示した593のエリアに絞り込みました。

今後は、経済性やアクセス

性の客観的評価を行う第2次選定、相対的評価を行う第3次選定で絞り込みを行い、3〜5カ所程度の候補地を選定します。

委員会が検討した内容は、一関地区広域行政組合のホームページで公表しています。

①一関地区広域行政組合総務管理課 ☎2125



【図】選定委員会による最終処分場整備候補地の第1次選定結果（今後は緑の部分から絞り込みます）

エネルギー回収型 一般廃棄物処理施設の 候補地の選定が 始まりました

家庭などからでたごみは現在、一関地区広域行政組合の一関清掃センターと大東清掃センターで焼却処理などを行っています。

これらの焼却施設は老朽化が進んでいることから、広域行政組合では2つの焼却施設の役割を引き継ぐ新たな施設を整備する計画を進めています。

新しく整備する施設は「エネルギー回収型一般廃棄物処理施設」として、ごみなどの廃棄物を焼却して発生する熱を活かし、地域振興に役立てる施設になるよう整備を進めます。

施設を整備する候補地は、有

識者による「エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会」で選定します。

第1回の委員会は9月12日に開催され、整備候補地の選定が始まりました。

委員会では31年10月までに、3〜5カ所程度の候補地を選定し、その中から広域行政組合で1カ所を選び、施設の整備を進めます。

委員会が検討した内容は、一関地区広域行政組合のホームページで公表しています。

①一関地区広域行政組合総務管理課 ☎2125

INFORMATION

市職員採用試験（再募集）を実施します

①本庁職員課 ☎8186

31年4月1日採用予定の職員採用試験（再募集）を行います。

◇区分・定員…【上級】①土木技師・2人程度 ②保健師・3人程度【初級】③土木技師・2人程度

◇申し込み…10月29日⑧～11月15日⑧ *17:00締め切り

◇試験日・場所…12月2日⑧・市役所本庁

29年度地籍調査の成果を閲覧できます

①本庁国土調査室 ☎8438

29年度に実施した地籍調査（国土調査）の成果を閲覧できます。

◇日時・場所…11月6日⑧～26日⑧9:00～16:00・市役所本庁 *④⑧⑨含む

◇対象…田村町の一部、大手町の一部、大町の一部、上大槻街の一部、城内、八幡町、新大町、南新町、駅前、字広街、字八幡街、字裏下街、字大槻町

「近代化遺産全国一斉公開2018」開催中

①本庁文化財課 ☎0820

10月20日④「近代化遺産の日」に合わせて、市内の登録有形文化財を一般公開しています。申し込みは不要です。内部公開の有無、公開時間や料金などは、各施設に問い合わせてください。

◇日時…11月30日⑧まで

◇場所…①世嬬の一酒造場 ②日本基督教団一関教会 ③長者滝橋 ④千厩酒のくら交流施設 ⑤せんまや街角資料館

30年中に家屋を取り壊した人は 連絡してください

①本庁税務課 ☎8257 または各支所市民課

毎年1月1日現在の①土地②家屋③償却資産④の所有者が、固定資産税の納税義務者になります。12月31日⑧までに家屋を取り壊した場合は、連絡してください。

もち料理のレシピを募集します

①本庁商業観光課 ☎8413

独創的なアイデアもちレシピを募集します。寄せられたレシピは一関市公式観光サイト「いちのせき観光NAV1」のもち特集ページ内の、「一関もち料理データベース」に掲載します。

◇申し込み…31年1月31日⑧まで

1 ごみを埋める「最終処分場」の整備候補地を選定しています

一関地区広域行政組合は、市や平泉町内の家庭などから出るごみを、分別や焼却をしてから埋め立てています。

埋め立て地の容量が逼迫、有識者が新しい候補地を選定

ごみの埋め立ては「最終処分場」という施設で行っています。この最終処分場の容量が逼迫していることから、有識者によ

る「一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会」が新しい最終処分場を整備するための候補地を選定しています。

候補地の絞り込みはこれから

7月2日に開いた第3回委員会では、自然環境や法律の規制などの理由により、最終処分場の候補地から除く場所を検討しました。

9月に開かれる第4回委員会では、【図】の緑色の部分から候補地をさらに絞り込みます。

その後、経済性やインフラの整備状況などから候補地を3〜5カ所に選定する予定です。

最終的には、委員会で選定した候補地の中から、広域行政組合が1カ所を選んで最終処分場を整備します。

検討した内容は、一関地区広域行政組合ホームページで公表しています。

【図】選定委員会による最終処分場の候補地検討イメージ



緑の部分から候補地を選定します！

①一関地区広域行政組合総務管理課 ☎2125

2 FMあすも専用ラジオの修理を市で受け付けます

「FMあすも専用ラジオに雑音が入ってよく聴こえない」「ラジオが壊れて電源が入らない」ということで困っていませんか。そんなときは、本庁総務課または各支所地域振興課へ連絡してください。

市の職員が訪問し、電波の受信状況を調べたうえで、必要に応じて個別アンテナを取り付けます。

FMあすも専用ラジオの修理はこれまで、製造元の㈱千厩マランが依頼を受け付けていました。これからは、市でも修理依頼を受け付け、事業者に取りつぎます。

●修理費用：実費を負担



●申し込み：左記に電話で *修理は9月3日⑧から

①本庁総務課 ☎8633 または各支所地域振興課

3 「介護担い手「介護体験セミナー」と実践介護講座」を開催します

介護体験セミナー

福祉用具の使用体験のほか、体位交換、起き上りの介助、ベッドから車いすへの移乗や移動など、介護の手法を学びます。

●日時：10月6日④13時～16時30分

●場所：市産業教養文化体育施設（アイドーム）

●定員：50人

費用：無料

●申し込み：10月3日⑧までにニチイ学館北上校 ☎0120・780・9115へ電話で

実践介護講座

講義と実技から介護の知識と技術を基礎から学びます。修了後、日本医療教育財団の「技能認定証」を交付します。

●日時：10月13日④27日

①11月10日④17日④ *全4回/いずれも10時～16時30分

●場所：市総合福祉センター1

●定員：30人

●費用：無料

●申し込み：10月10日⑧までにニチイ学館北上校 ☎0110・780・9115へ電話で

①本庁長寿社会課 ☎8370

新焼却施設・新最終処分場 第2次選定の整備候補地を決定

それぞれ19カ所を選定

一関地区広域行政組合が計画する新焼却施設と新最終処分場の整備候補地は、それぞれの選定委員会にて選定を進めています。5月24日に開かれた両委員会にて、第2次選定の整備候補地を決定しました。

第2次選定では、人口分布などによる絞り込みを行った後、「土地造成の容易性」「道路状況」などを各10項目について比較評価を行いました。

所を第2次選定候補地として決定しました【図】表1・2。

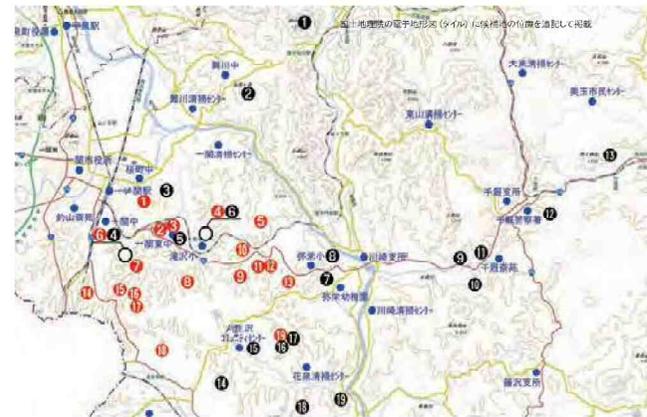
今後、3〜5カ所に絞り込み

今後、委員会では、第2次選定結果をもとに相対的評価による第3次選定を行う候補地を3〜5カ所程度に絞り込む予定です。

委員会にて検討した内容は、広域行政組合のホームページにて公表しています。

一関地区広域行政組合総務管理課内8751

【図】第2次選定候補地位置図



【表1】新焼却施設の候補地

主な字名(※)	
① 東台	⑩ 滝沢字矢ノ目沢
② 滝沢字矢ノ目沢	⑪ 滝沢字小林
③ 滝沢字藤	⑫ 字沢
④ 真柴字堀場	⑬ 滝沢字小倉沢
⑤ 滝沢字南沢	⑭ 滝沢字石法華
⑥ 滝沢字道目木	⑮ 弥栄字釜ノ沢
⑦ 弥栄字一ノ沢	⑯ 真柴字牧田
⑧ 真柴字堀場	⑰ 真柴字燕沢
⑨ 真柴字吉野沢	⑱ 花泉町金沢大字門沢
⑲ 花泉町金沢字馳場	

【表2】新最終処分場の候補地

主な字名(※)	
① 東山町長坂字長平	⑫ 舞川字小戸
② 滝沢字駒場	⑬ 字沢
③ 滝沢字鶴ヶ沢	⑭ 滝沢字小林
④ 弥栄字寺町	⑮ 弥栄字沼畑
⑤ 川崎町薄衣字大平	⑯ 藤沢町増沢字外山
⑥ 千歳町千歳字西小田	⑰ 千歳町千歳字北ノ沢
⑦ 千歳町奥玉字入沢	⑱ 花泉町老松字蛭沢西平
⑧ 花泉町金沢字中屋敷	⑲ 花泉町金沢字馳場
⑩ 花泉町金沢字長沢	⑳ 花泉町日形字中通
⑪ 花泉町日形字中神	

※「主な字名」は、候補地の主な所在を表しています

令和元年7月1日一関市広報

INFORMATION

高齢者医療保険料の軽減内容が 変わります

本庁国保年金課内8322または介護保険課内3223

高齢者医療保険料の均等割がこれまで9割軽減だった人は、本年度、8割軽減に変わります。対象者には、7月上旬に通知を郵送します。

また、所得の低い高齢者の介護保険料は本年度、月平均約450円軽減されます。所得の低い年金受給者には、10月から年金生活者支援給付金(月5千円)が支給されます。

◇対象① 75歳以上で後期高齢者医療保険制度に加入している人② 65歳以上で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人

◇その他 介護保険料の軽減は、課税者が同居している場合は対象外。年金生活者支援給付金▶世帯全員の市民税が非課税▶前年の年収入額と所得額の合計が879,300円以下—などの支給要件があります

一関の観光スポットとイベントは「いち旅!」で検索

本庁観光物産課内8413 / 8415

いちのせき観光ナビ「いち旅!」のホームページ(https://www.ichitabi.jp)では、市内の観光スポットやイベントを紹介しています。

また、フェイスブックでも旬の情報をタイムリーに発信中です。



▲「いち旅!」のフェイスブック

狩猟免許の試験日と 新規免許取得者への補助

本庁農地林務課内8195

狩猟や有害鳥獣の捕獲などを行うには、狩猟免許が必要です。試験の申請期間など詳しくは問い合わせください。

新規の免許取得者には、必要経費の一部を補助します。猟友会への入会など条件があるので、事前に相談してください。

◇日時・場所① 9月15日② 9月30日③ 10月15日④ 10月30日⑤ 11月15日⑥ 11月30日⑦ 12月15日⑧ 12月30日

◇種類① 網猟、わな猟、第一種銃猟(装薬銃)、第二種銃猟(空気銃) *9月15日②はわな猟と第一種銃猟だけ

◇費用① 5,200円 *免許保有者は3,900円

一般廃棄物処理施設の整備に 適した土地情報を募集しています

エネルギー回収型一般廃棄物 処理施設の整備候補地を選定

昨年12月17日に開かれた「第3回エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会」で、同施設の整備候補地の第1次選定が決定しました(下図)。

今後、委員会では経済性やアクセスなどから候補地をさらに絞り込み、3〜5カ所程度の候補地を選定し、最終的に、委員会にて選定した候補地の中から、広域行政組合が1カ所を選んで処理施設を整備します。検討内容は、組合ホームページ(https://www.city-ichinoseki.iwate.jp/kouki-kyousei/)で公表しています。

整備に適した土地の情報を 提供してください

① エネルギー回収型一般廃棄物処理施設② 一般廃棄物最終処分場の整備候補地について、土地所有者や地元自治会などから情報を募集しています。

整備に適した土地がある場合は、情報を提供してください。

◇土地の条件① 5畝以上② 4畝以上 *その他条件あり。詳しくは問い合わせください。

◇情報提供方法: 指定の様式を左記に提出 *様式は組合ホームページダウンロード可

一関地区広域行政組合総務管理課内8751

【図】選定委員会によるエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の整備候補地 第1次選定結果



緑の部分から候補地を絞り込みます

食品ロスをおいしく減らす 「もったいないレシピコンテスト」を開催します

家庭で発生する「食品ロス」を減らすため「もったいないレシピ」を募集します。プロアマ問わずなたでも応募できます。

◇内容① 余して捨ててしまいがちな食材や、野菜の皮など普段使われない部分を利用した料理のレシピ

◇入賞点数・副賞①【最優秀賞】1作品・地場産品1万円相当【優秀賞】2作品・30.10運動協力店

の食券券5千円相当

◇選考① 市で審査し3月下旬に表彰

◇申し込み① 2月1日② 3月1日③ 4月1日④ 5月1日⑤ 6月1日⑥ 7月1日⑦ 8月1日⑧ 9月1日⑨ 10月1日⑩ 11月1日⑪ 12月1日

※募集要項や応募用紙は下記窓口で配布するほか、市ホームページでもダウンロード可

本庁生活環境課内8341

INFORMATION

もちマイスター検定を受けてみませんか

本庁商業観光課内8413 / FAX 3037

もち食文化の普及と継承活動を目的とした「もちマイスター」検定を行います。

◇日時① 2月17日② 9:30 ~ 15:10

◇場所① 世嬉の一酒造

◇定員① 20人 *先着順

◇費用① 4千円(テキスト・昼食代含む)

◇申し込み① 2月14日② までに所定の申込用紙をファクスで *申込用紙はいち旅ホームページ(https://www.ichitabi.jp)からダウンロード可

国民年金保険料が免除・猶予される 制度があります

本庁国保年金課内8343

国民年金保険料を納め忘れた状態で障がいを負ったり死亡したりすると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられないことがあります。

経済的な理由などで保険料を納付することが難しい場合には、保険料の納付を免除・猶予される「保険料免除制度」「納付猶予制度(50歳未満の人に限る)」「学生納付特例制度」があります。本庁国保年金課または各支所市民課で手続きしてください。

また、2年1カ月前までさかのぼって申請ができます。失業などにより保険料を納付できなかった人や申請を忘れていた期間がある人は、本庁国保年金課または各支所市民課、一関年金事務所と相談してください。

「来て・見て・発見 一関おもしろ館」 春休み体験バスツアー

本庁商業観光課内8412

市の特産品の製作現場を見学したり、製作を体験したりします。

◇期日① 3月28日②

◇対象① 市内在住の小学4〜6年生

◇定員① 130人 *定員を超えた場合は抽選

◇費用① 1人3千円(昼食代、体験材料費など)

◇申し込み① 2月22日② までに、各小学校で配布するチラシに記入して郵送またはファクスで



INFORMATION

新焼却施設・新最終処分場

整備候補地の現地調査を9月に行います

☎一関地区広域行政組合総務管理課 ☎内 8751

一関地区広域行政組合が計画する新焼却施設と新最終処分場の整備候補地選定委員会が7月26日に開かれ、第3次選定の評価内容などを協議しました。

委員会では、第2次選定の候補地19カ所を評価して、9月中旬にそれぞれ7～8カ所程度を現地調査することになりました。

現地調査後、委員会では最終候補地を3～5カ所程度に絞り込む予定です。

「来て・見て・発見一関おもしろ館」で特産品づくりを体験しよう

☎本庁観光物産課 ☎ ☎ 8415

特産品づくり体験や特産品を購入できるイベントを開催します。

◇日時…9月22日④10:00～16:00

◇場所…道の駅「厳美溪」

◇内容…手焼きせんべい・ソーセージ・和菓子・アイスクリーム作り、陶器作り、餅つきなど

◇申し込み…当日会場

一関の旬そろろう「一関地方くだもの祭り」

☎本庁農政課 ☎ ☎ 8427

リンゴ、ナシやブルーベリーなど、地元が誇る旬の果物を販売します。当日はリンゴ重さ当てクイズをはじめ、楽しいイベント企画も盛りだくさんです。

◇日時…9月21日④～22日④10:00～16:00

◇場所…コープ一関コルザ

最先端科学の魅力に触れる

「いちのせきサイエンスカフェ」

☎本庁 ILC 推進課 ☎ ☎ 8315

国際リニアコライダー (ILC) や最先端科学について、実際に ILC の設計に携わっている研究者が解説します。

カフェスタイルで、研究者と気軽に語り合うイベントです。どなたでも参加できます。

◇日時…9月21日④14:00～16:00

◇場所…大東図書館

◇定員…先着30人

◇費用…200円 *学生は無料

10月1日から軽自動車税が改正され、「環境性能制」(新設)と「種別制」の2つに区分されます。「環境性能制」は、10月1日以降に軽自動車を取得したときに燃費性能などに応じて課税されるもので、都道府県に納付します。従来の「自動車取得税」は10月1日以降、廃止されます。「種別制」は、現行の軽自動車税の名称だけが変更されたもので、市区町村に納付します。税額は現行と同じです。

【10月1日からの軽自動車税の区分】

区分	課税対象	税額	納付方法
環境性能制 【新設】	取得価格50万円を超える新車または中古車	取得価格×最大2%	車両を取得したときに都道府県に申告納付
種別制 (現行の軽自動車税から名称変更)	4月1日時点で登録されている軽自動車	1,000円～12,900円(現行と同じ)	市区町村から通知する納税通知書で納付

【車両ごとの軽自動車税】

【三輪以上の軽自動車】	【小型二輪・軽二輪・原動機付自転車】	【小型特殊自動車(トラクターなど)】
環境性能制	種別制	種別制
		

10月1日
から改正

軽自動車の税金が変わります

子供たちに食の大切さ、感謝の気持ち、地域の食文化やマナーなどを伝える学校給食。給食の目的や理念を理解してもらうために、試食会を開催します。

体験の前半は給食を調理する現場の見学。後半は給食の配膳と試食を行います。開催日時などは下表のとおりです。

◇対象…市内に在住している人

◇費用…1食267円

◇申し込み…希望日の3週間前までに、それぞれ

調理見学や配膳の体験もできる

学校給食の「試食会」

8837

☎本庁学校教育課 ☎ ☎ 8837

この給食センターへ電話で、受け付けは平日の9時～16時です。電話の後に、所定の申込用紙を各給食センターに提出してください。



月	日	時間(内容)	定員	場所	申し込み
10	1④*		30人	真滝学校給食センター	☎②1320
	8④*	①10:30～11:00 (施設見学・説明)	20人	花泉学校給食センター	☎②3615
			20人	西部学校給食センター	☎②2220
	11④	②11:00～12:00 (給食の配膳と試食)	20人	大東学校給食センター	☎⑤2774
	16④		30人	千蔵学校給食センター	☎⑤3066
29④*		30人	西部第二学校給食センター	☎⑤1600	

町ホームページが常時SSL化に対応

町では、町ホームページの安全性を高めるため、ホームページの常時暗号化(常時SSL化(※))に対応します。

常時SSL化への切り替えに伴い、町ホームページのアドレスも変更となります。

(※)常時暗号化…ホームページのセキュリティ対策で、サイト内の全ページで通信を暗号化すること。

切替日時…11月1日(木) 9:00～17:00

対象…▷平泉町ホームページ

(<https://www.town.hiraizumi.iwate.jp>)

※常時SSL化した後の新しいURL

▷平泉の文化遺産

(<https://www.town.hiraizumi.iwate.jp/heritage>)

※常時SSL化した後の新しいURL

その他…お気に入りなどに登録している旧アドレスを指定した場合は、新しいページに自動的に移動します。

問い合わせ先…まちづくり推進課 ☎46-5578

11月は介護保険料普通徴収第3期の納期です

第3期の納期限は11月30日(金)です。

納付は口座振替が便利ですので、ぜひご利用ください。

問い合わせ先…一関地区広域行政組合介護保険課 ☎31-3223

国の教育ローン(日本政策金融公庫)

「国の教育ローン」は、高校や大学などに入学時、在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。子ども一人につき350万円以内を、固定金利(年1.76%(平成30年9月20日現在))で利用でき、在学期間内は利息のみの返済とすることができます。

詳しくは、「国の教育ローン」で検索していただくか、下記のコールセンターへお問い合わせください。

問い合わせ先…教育ローンコールセンター

☎0570-008656(ナビダイヤル)

☎03-5321-8656

いわて花巻空港の平成30年下期ダイヤ改正

いわて花巻空港の定期便のダイヤが10月28日から改正されました。いわて花巻空港からは、札幌、名古屋、大阪、福岡への直行便が毎日運航されています。また岩手県初の国際定期便が台湾との間で運航されています。

冬休みの旅行に、いわて花巻空港をぜひご利用ください。

問い合わせ先…岩手県空港利用促進協議会 ☎019-624-6330

お知らせ

一般廃棄物最終処分場整備候補地 第1次選定結果

ごみの埋め立ては「最終処分場」という施設で行っています。この最終処分場の容量が逼迫していることから、新しい最終処分場を整備するための候補地を選定しています。

3月から有識者による「一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会」で進めてきた最終処分場の整備候補地の第1次選定結果が、9月12日の第4回目の委員会で決定しました。

第1次選定では、「浸水想定区域」や「急傾斜地崩壊危険区域」などの自然的特性条件19条件、「農業振興地域の農用地区域」などの社会的特性条件7条件の計26条件に該当する区域を、施設の整備にふさわしくない場所として除き、図に示す593のエリアに絞り込みました。

今後委員会では、経済性やアクセス性の客観的評価を行う第2次選定、相対的評価を行う第3次選定で絞り込みを進め、3～5カ所程度の候補地を選定します。

委員会で検討した内容は、一関地区広域行政組合のホームページで公表されています。

問い合わせ先…一関清掃センター ☎21-2157



選定委員会による最終処分場の整備候補地の第1次選定結果

高病原性鳥インフルエンザなどの発生を予防

家庭で飼われている鶏などの家畜は、渡り鳥から高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに感染する可能性があります。

渡り鳥が飛来する季節となりますので、飼育施設への野鳥の侵入防止や、その周辺の消毒など、予防対策を必ず行いましょう。

問い合わせ先…県南家畜保健衛生所 ☎0197-23-3531

11月のカレンダー

日	曜	主な行事	時間	場所
1	木	地元のパソコン教室(エクセル編) ※8日、15日も開催。時間と場所は同じ。	9:30～11:30	町公民館
2	金	さくらの会	10:00～11:30	福祉活動センター
3	土			
4	日	胃がん検診・肝・腎・超音波検診・大腸がん検診	6:30～9:00	保健センター
5	月			
6	火	コツ骨貯筋教室	13:30～15:00	保健センター
7	水	社協ふくし相談	10:00～12:00	福祉活動センター
8	木	木ほほえみカフェ平泉	10:00～12:00	たすいち
9	金			
10	土	わんぱく塾	8:30～13:00	町公民館
11	日			
12	月	こころの健康相談会	13:30～16:30	保健センター
13	火	社協法律相談(要予約)	13:00～15:00	福祉活動センター
14	水	社協ふくし相談	10:00～12:00	福祉活動センター
15	木	離乳食教室 社協障がい者相談 幼児健診	9:50～11:30 10:00～12:00 12:50～	保健センター 福祉活動センター 保健センター
16	金			
17	土	おはなし会	11:00～	町立図書館
18	日	健康づくりの集い	9:00～15:00	保健センター
19	月	ニギニギ広場	10:00～11:00	保健センター
20	火	さくらの会 ふれあい会 チャレンジクッキング	10:00～11:30 10:00～12:00 18:30～20:30	長島公民館 保健センター 町公民館
21	水	社協ふくし相談	10:00～12:00	福祉活動センター
22	木	地元のパソコン教室(年賀状編)	9:30～11:30	町公民館
23	金			
24	土			
25	日	子宮頸がん検診・乳がん検診・乳房超音波検診・骨粗しょう症検診・大腸がん検診	9:00～10:30 13:00～14:00	保健センター
26	月	東福大学	10:00～11:30	長島公民館
27	火	東東大学	10:00～11:30	役場2階201会議室
28	水	社協成年後見相談	10:00～12:00	福祉活動センター
29	木	地元のパソコン教室(年賀状編)	9:30～11:30	町公民館
30	金			

文芸俳句

短歌

平泉短歌会
再発の不安を抱き妻と待つ匠大の暗き待合室に
涼風に午睡覚めて身のめぐり綿柄の濃きオニヤンマ飛ぶ
初孫の誕生伝え駆けつけぬ祖母なる我の破顔がちなり

吉田 英子 先生選

(五十音順)
千葉 利英
千田 庄子
寺崎 敏子

俳句

東福吟社
天 身に入むや能秀衝の夜稽古
地 占地しめじと声うら返る漢かな
人 初雁や千僧の聲天渡る

鈴木 信 先生選

二区
十二区
十三区

佐々木邦世
岩淵 洋子
岩池 幸介

編集後記

無量光院跡の調査で見つかった石歌と築地塀は、このエリアの歴史を考える上でとても重要なものです。土の下にそんな遺跡が眠っていたと考えるとドキドキします。「かわらけも発見されているので、やっぱりここは土器土器する場所なんですよ。」(千葉武裕)

11月の納期

- ▷町・県民税(第4期)
- ▷国保税(第5期)
- ▷後期高齢者医療保険料(第5期)
- ◎納期限:11月30日(金)

ダイヤルイン(各部署へ直通です)

- ◆観光商工課☎46-5572
- ◆保健センター☎46-5571
- ◆教育委員会☎46-5576
- ◆平泉小学校☎46-2202
- ◆平泉町公民館☎46-2010
- ◆道の駅平泉☎48-4795

まちの最新情報を発信中!

◆役場(代表)☎46-2111

- ◆建設水道課☎46-5569
- ◆総務課☎46-5540
- ◆平泉保育所☎46-2767
- ◆長島小学校☎46-2203
- ◆平泉文化遺産センター☎46-4012
- ◆浄土の館☎48-3451

◆平泉町公式 Facebook ページ



◆平泉町ホームページ



◆エフエム岩手(80.3MHz)「平泉ひかるFM」 毎週月曜日12:00～12:30

◆FMあすも(79.5MHz)「ウィークリーひらいずみ」 毎週土曜日8:00～8:30

◆町民福祉課☎46-5562

- ◆農業委員会☎46-5567
- ◆まちづくり推進課☎46-5578
- ◆長島保育所☎46-2007
- ◆平泉中学校☎46-2205
- ◆世界遺産推進室☎46-2218

◆税務課☎46-5563

- ◆農林振興課☎46-5564
- ◆放射線対策室☎46-2125
- ◆平泉町立幼稚園☎46-2575
- ◆平泉町立図書館☎46-5455
- ◆悠久の湯平泉温泉☎34-1300

広報クイズ

問題:①平泉町健康づくりの集いは本年度で第何回か?
②エフエム岩手「平泉ひかるFM」の放送日は毎週何曜日?
③今月号のどこかにヒヨコさんが?
④アンケート:広報に関する意見感想取り上げしてほしい内容など自由にお書きください。
応募方法:はがきにクイズの答え、アンケート、住所、行政支区、氏名、年齢を書いて応募してください。皆さまからのイラスト、町への要望なども募集しています。全問正解者の中から抽選で2人に、500円の平泉町共通商品券をプレゼントします。
あて先:〒029-14192 平泉町平泉字志羅山45番地2 平泉町役場 公聴広報係 締め切り:11月15日(木) (当日消印有効)
先月号の答え:①9・1・②9月15日・11月15日③13歳・商品券当選者
応募は5人に、3人が正解でした。次の人に商品券を贈ります。おめでとうございます!
加藤 寛 義さん(20区) 藤本 千二さん(関市)

2月のカレンダー

Calendar table with columns: 日曜, 主な行事, 時間, 場所. Includes events like '金 さくらの会', '土 健康な地域づくり講演会', etc.

文芸俳句

俳句 section containing poems and names of authors like 東稲吟社, 岩淵 洋子, 先生選.

2月の納期 section with information about deadlines for various services like '納期: 2月28日(木)', '納期: 2月28日(木)'.

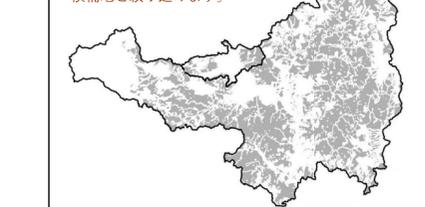
お知らせ

処理施設整備候補地の第1次選定結果

Text regarding the selection results for waste treatment facilities, mentioning the selection committee and the criteria used.

関係先

Information about the contact point for the waste management plan, including the phone number 21-2111.



第1次選定結果

リサイクルプラザの再生品を抽選販売

Details about the recycling products sale, including the types of items available (furniture, bicycles, etc.) and the application process.

ダイヤルイン(各部署へ直通です) section listing various municipal services and their contact numbers, such as '観光商工課46-5572'.

◆町民福祉課46-5562 section listing social welfare services, including '農業者委員会46-5567' and 'まちづくり推進課46-5578'.

◆税務課46-5563 section listing tax services, including '農林振興課46-5564' and '放射線対策室46-2125'.

まちの最新情報を発信中! section with QR codes linking to the town's official website and Facebook page.

◆エフエム岩手(80.3MHz)「平泉ひかるFM」 section providing information about local radio broadcasts.

整備候補地の情報を募集しています

Text explaining the need for information on potential development sites for waste treatment facilities.

情報提供者

- List of information providers: ①土地の所有者など, ②土地が所在する自治会など.

情報提供を求める土地の条件

Text detailing the basic conditions for land suitable for development, such as location and accessibility.

①エネルギー回収型一般廃棄物処理施設

- Conditions for energy recovery facilities: ①約5畓を確保できる土地であること, ②約1次選定の除外条件に該当しない土地であること.

②一般廃棄物最終処分場

- Conditions for final disposal sites: ①約4畓を確保できる土地であること, ②約1次選定の除外条件に該当しない土地であること.

情報提供方法

Text describing the information provision process, including the format and submission deadline.

提出期限... 2月28日(木)

提出・問い合わせ先

Contact information for the waste management plan, including the phone number 21-2111.

裁判員制度のキャッチコピーを募集します

Text regarding the collection of slogans for the jury system, including the deadline of March 20th.

キャッチコピーのコンセプト

Text explaining the concept for the slogans, emphasizing the importance of the jury system.

- Concepts for slogans: ①裁判員制度10周年に当たり思うこと, ②裁判所に對するイメージの変化, ③裁判員に選ばれたら, ④これからの裁判員制度に期待すること.

応募方法

Text describing the application process, including the use of application forms and the submission deadline.

応募・問い合わせ先

Contact information for the jury system campaign, including the phone number 020-8520 and the website.

広報クイズ section featuring a quiz about local information, including questions about the town's history and services.

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

■問い合わせ先…町民福祉課 ☎46-5562

後期高齢者医療の保険証を更新します

75歳以上の人と65歳以上で一定の障害があると認められた人が加入する後期高齢者医療の保険証が、8月1日から更新となります。新しい保険証は7月中旬に郵送します。8月に入っても保険証が届かないときは、町民福祉課へご連絡ください。

後期高齢者医療保険料額が決定します

後期高齢者医療制度に加入する人の令和元年度分の保険料額が決定となります。7月中旬に「保険料額決定通知書」を郵送しますので確認をお願いします。

後期高齢者医療保険料の軽減制度が見直しされます

①これまで均等割額が9割軽減だった人

これまで、9割軽減に当たる所得の人については、年金生活者支援給付金の支給開始と介護保険料軽減強化の対象となるため、本年度は8割軽減、来年度以降は制度本来の仕組みである7割軽減に戻ります。

②これまで均等割額が8.5割軽減だった人

これまで8.5割軽減に当たる所得の人については、年金生活者支援給付金の支給開始と介護保険料軽減強化の対象とならないため、令和元年度は据え置きとなりますが、来年度から特例の見直しがされます。

③被用者保険の被扶養者であった人

後期高齢者医療に加入する前日まで被用者保険に加入している人に扶養されていた人の保険料は平成30年度までであれば、加入年数にかかわらず均等割額が5割軽減されていましたが、令和元年度から制度加入後2年以内の人だけ5割軽減となります。

④軽減対象の拡大

5割軽減と2割軽減の基準を変更し、表の通り軽減対象を拡大します。

【変更後(令和元年度から)】

軽減内容	軽減される世帯
5割軽減	[基礎控除額(33万円)+28万円×世帯の被保険者数]を超えない世帯
2割軽減	[基礎控除額(33万円)+51万円×世帯の被保険者数]を超えない世帯

【変更前(平成30年度まで)】

軽減内容	軽減される世帯
5割軽減	[基礎控除額(33万円)+27.5万円×世帯の被保険者数]を超えない世帯
2割軽減	[基礎控除額(33万円)+50万円×世帯の被保険者数]を超えない世帯

【新焼却施設・新最終処分場】 第2次選定の 整備候補地を決定しました

一関地区広域行政組合が計画する新焼却施設と新最終処分場の整備候補地選定委員会が5月24日に開かれ、第2次選定の整備候補地を決定しました。

第2次選定では、人口分布などによる絞り込みを行った後、「土地造成の容易性」や「道路状況」などの項目の比較評価を行い、それぞれ19カ所を第2次選定候補地と決定しました。

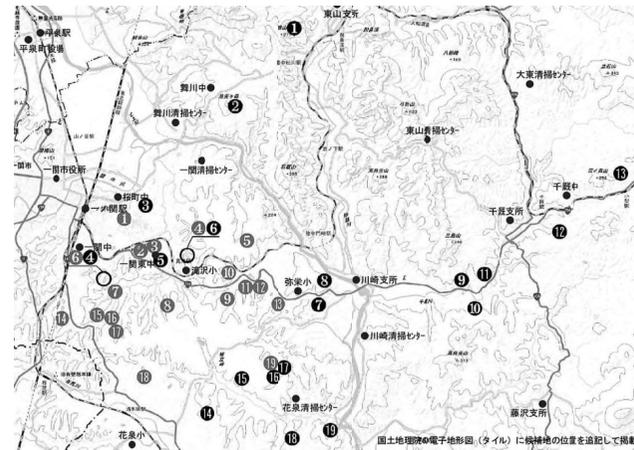
今後委員会では、第2次選定結果をもとに相対的評価による第3次選定を行い、整備候補地を3〜5カ所程度選定する予定です。

委員会で検討した内容は、一関地区広域行政組合のホームページで公表しています。

なお、第2次選定結果は図1の通りで、平泉町内で第2次選定候補地に決定された土地はありませんでした。

■問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562

【図1】第2次選定結果



事業者の皆様! 準備はお済みですか?

2019年10月1日から消費税・地方消費税の**軽減税率制度**がスタート。

仕入税額控除の方式が変わります!

標準税率 **10%** と、**飲食料品** (酒類・外食を除く)・**新聞** (定期購読契約された週2回以上発行されるもの) に係る軽減税率 **8%** について

帳簿・請求書・レシート等の記載を複数税率に対応させる必要があります。

CHECK 全ての事業者の方に関係があります!

飲食料品等の販売がない場合でも、例えば、**飲食料品等の仕入があれば、帳簿上、軽減税率対象である旨を明記**する必要があります。

詳しくはこちら [軽減税率 国税庁](#)

レジや受発注・請求書管理システムの導入・改修が必要となることがあります。

CHECK 軽減税率対策補助金が拡充されました!

中小企業・小規模事業者等の方向に**複数税率対応レジの導入等を支援**します。ぜひご利用ください。

詳しくはこちら [軽減税率対策補助金](#)

制度についてのお問い合わせ
●消費税率軽減税率相談センター (フリーダイヤル) ☎0120-205-553
受付時間は平日午前9時から午後5時まで。
*ナビダイヤル0570-030-456(通話料がかかります)もご利用いただけます。

補助金についてのお問い合わせ
●軽減税率対策補助金事務局 (フリーダイヤル) ☎0120-398-111
受付時間は平日午前9時から午後5時まで。

新焼却施設

No	主な字名
①	一関市東台
②	一関市滝沢字矢ノ目沢
③	一関市滝沢字矢ノ目沢
④	一関市滝沢字小林
⑤	一関市滝沢字藤
⑥	一関市字沢
⑦	一関市真柴字畑場
⑧	一関市滝沢字小倉沢
⑨	一関市滝沢字南沢
⑩	一関市滝沢字石法華
⑪	一関市滝沢字道目木
⑫	一関市弥栄字釜ノ沢
⑬	一関市弥栄字ノ沢
⑭	一関市真柴字牧田
⑮	一関市真柴字畑場
⑯	一関市真柴字燕沢
⑰	一関市真柴字吉野沢
⑱	一関市花泉町金沢字大門沢
⑲	一関市花泉町金沢字馳場

新最終処分場

No	主な字名
①	一関市東山町長坂字長平
②	一関市舞川字小戸
③	一関市滝沢字駒場
④	一関市字沢
⑤	一関市滝沢字鶴ヶ沢
⑥	一関市滝沢字小林
⑦	一関市弥栄字寺町
⑧	一関市弥栄字沼畑
⑨	一関市川崎町薄衣字大平
⑩	一関市藤沢町増沢字外山
⑪	一関市千厩町千厩字西小田
⑫	一関市千厩町千厩字北ノ沢
⑬	一関市千厩町奥玉字入山沢
⑭	一関市花泉町老松字蛭沢西平
⑮	一関市花泉町金沢字中屋敷
⑯	一関市花泉町金沢字馳場
⑰	一関市花泉町金沢字長沢
⑱	一関市花泉町日形字中通
⑲	一関市花泉町日形字中神

一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会設置要綱

平成30年8月13日
一関地区広域行政組合告示第36号

(設置)

第1 平成29年3月に策定した廃棄物処理基本構想に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設及び関連施設（以下「施設等」という。）の整備候補地の選定等を行うため、一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設等の整備候補地の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、管理者が招集する。

2 委員会の会議は、半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の守秘義務)

第7 委員は、候補地の選定等の過程で知り得た事実、情報等のうち、個人、法人及びその他の団体の権利利益を害するおそれがあるもの並びに事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを他人に漏らしてならない。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、総務管理課において行う。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

制定文（抄）（平成30年8月13日告示第36号）

平成30年9月1日から施行する。